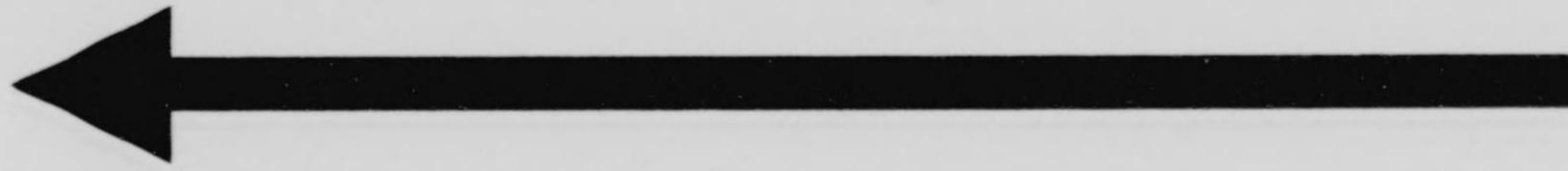


366

93

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24

始



34.6. 4

366-93



マスター
オブ・アーツ

星 一 著

官 吏 學

第壹卷

7. 5. 29
内交

東京 有斐閣書房

序

官吏學は余の創唱に係り其名稱一見奇なるが如きも科學として成立する可能性を有するは余の固く信じて疑はざる所なり由來一科學の成立には幾多先蹤の追ふべきありて長年月と大努力との産物たらざるはなし余豈潜越にも官吏學の大成を期するものならんや本著述は唯篤學者の研究を促すべき陳吳の任に當りしのみ然りと雖本著述は微力の最善を盡したるが故に或は官吏の職に在る諸賢に對し研究上の一資料たり執務上の一參考たるを得ば余の満足とする所なり思ふに法治國たる現代に於ては政治の經緯悉く法律に據らざるはなしと雖法律其ものは單に生命なき成文に過ぎず之を活用して社會の進化和國家の發展とに適合せしむるは行政司法各部の國家機關た

る官吏の責任なり果して然らば如何にして官吏の智識と能率とを増進すべきや是實に國家の重要案件たり官吏學の研究豈啻に科學上の問題に止まらんや。

大正戊午歲

星 一 識

○一書を六るを對余の而呈する所なり其の意は如何なるに在り乎
○二書を六るを對余の而呈する所なり其の意は如何なるに在り乎
○三書を六るを對余の而呈する所なり其の意は如何なるに在り乎
○四書を六るを對余の而呈する所なり其の意は如何なるに在り乎
○五書を六るを對余の而呈する所なり其の意は如何なるに在り乎
○六書を六るを對余の而呈する所なり其の意は如何なるに在り乎
○七書を六るを對余の而呈する所なり其の意は如何なるに在り乎
○八書を六るを對余の而呈する所なり其の意は如何なるに在り乎
○九書を六るを對余の而呈する所なり其の意は如何なるに在り乎
○十書を六るを對余の而呈する所なり其の意は如何なるに在り乎

官吏學 第二卷以後の豫定

第二卷 (獨佛英米諸國の官吏制度)

紙數千四百頁

第三卷 (執務及處世上の官吏)

同 千三百頁

第四卷 (同上)

同 千三百頁

官吏學

第壹門 歴史及法制との官吏

第壹卷 目次

第壹編 緒論

第壹章 官吏の概念	一頁
第貳章 官吏の語義	五
第壹款 日本の官吏の語義	五
第貳款 支那の官吏の語義	七
第參款 獨逸の官吏の語義	九
第四款 佛國の官吏の語義	一二
第五款 英米の官吏の語義	一四

目次

一

第參章 官吏の成立

第壹款 官吏成立の基礎

第壹項 國家の撰擇權

第壹節 撰擇權の一對象(個人の同意) 第貳節 個人同意の意義 第參節 個人同意の關係

第貳項 受命資格

第壹節 國籍の必要 第貳節 國法上の關係

第參項 能力資格

第壹節 積極的資格 第貳節 消極的資格

第貳款 官吏成立の要件

第壹項 任命の形式

第一節 任命者 第貳節 任命の表示

第貳項 任命の内容

第壹節 普通任用 第貳節 特別任用

第參項 任命の効力

官

第壹節 効力發生の時期 第貳節 効力發生の關係

第壹項 實質上の官吏

第壹節 勤務義務 第貳節 精神義務 第參節 國家の事務 第四節 國家の職員

第貳項 形式上の官吏

第壹節 形式上の官吏 第貳節 形式上の待遇 第參節 形式上の待遇なき者

第參項 官吏の區別

第壹節 任命の種類に由る區別 第貳節 官職の種類に由る區別

第四項 官職の授與

第壹節 官職の期限 第貳節 官職の勤務

第五項 官職の擔任

第壹節 官職擔任の形式 第貳節 官職擔任の内容 第參節 勤務關係

第四章 官吏の効果

第壹款 官吏の義務……………四五

第壹項 積極的義務……………四五

第壹節共通義務 第貳節特殊義務 第參節附帶義務

第貳項 消極的義務……………四九

第壹節官吏法上の義務 第貳節刑事法上の義務 第參節財産法上の義務

第貳款 官吏の權利……………五三

第壹項 本質的の權利……………五四

第壹節國家の承認を得る權利 第貳節職務を行ふの權利 第參節地位及官職を維持するの權利

第貳項 附帶的の權利……………五六

第壹節財産上の權利 第貳節榮譽上の權利

第五章 官吏の解消……………六〇

第壹款 一時的解消……………六〇

第壹項 官職の管理……………六一

第壹節管理の性質 第貳節管理の種類……………六二

第貳項 官職の代理……………六二

第壹節任意代理 第貳節必要代理

第參項 官職の委任……………六四

第壹節委任の發生及範圍 第貳節委任の效果及消滅

第四項 官職の停休……………六五

第壹節官吏の辭職 第貳節官吏の休職

第貳款 決定的解消……………六七

第壹節免官に由る解消 第貳節事由發生に由る解消 第參節免官に關する學說

第六章 附論……………七一

第壹節國家の機關 第貳節官吏の勢力と責任 第參節官吏學の組織

第四節科學の意義 第五節官吏學の範圍

第貳編 日本の官吏

第壹章 大寶以前の官吏……………七九

第壹款 官職及姓氏の起源……………七九

第壹節血族集團の發展 第貳節官職の世襲 第參節祭政一致 第四節氏の起源 第五節姓の起源……………七九

第貳款 族制政治……………八三

第壹節族長制定 第貳節大臣大伴の制……………八三

第參款 地方官制……………八五

第壹節地方長官 第貳節諸地方官……………八五

第四款 軍制……………八七

第壹節兵馬の權天皇に在り 第貳節徵兵令の起源……………八七

第貳章 大寶及其後の官吏……………八九

第壹款 官制……………八九

第壹項 大寶律令の制定……………八九

第壹節族制政治の變化 第貳節大寶令の實施 第參節大寶の行政組織……………八九

續

第貳項 大寶の官制……………九一

第壹節中央政府の組織 第貳節地方行政組織 第參節官吏の種類……………九一

第參項 大寶及其後の中央政府……………九四

第壹節太政官 第貳節中務省 第參節式部省 第四節治部省 第五節民部省 第六節兵部省 第七節刑部省 第八節大藏省 第九節宮内省 第十節左辨官の被管 第十一節右辨官の被管……………九四

第四項 大寶及其後の地方官職……………一二四

第壹節地方官 第貳節左右京職 第參節大宰府 第四節國の制度 第五節郡の制度……………一二四

第五項 大寶及其後の武官……………一二八

第壹節大寶の軍制 第貳節諸國の軍團 第參節親衛兵 第四節戰時編成 第五節徵兵法 第六節健兒 第七節特殊の衛戍……………一二八

第六項 外交官……………一三三

第壹節外交官の濫觴 第貳節大寶以來の外國使節……………一三三

第貳款 官吏の待遇及特典

第壹項 位階勳等

- 第壹節冠位 第貳節朝服 第參節七色十三階 第四節冠位の増換
- 第五節位記の制 第六節正從位の制 第七節位階標準の制 第八節勳位の制 第九節位階と官職 第十節位階と待遇

第貳項 俸祿

- 第壹節位田 第貳節職田 第參節功田 第四節賜祿 第五節位祿
- 第六節課役免除 第七節食封

第參項 官服

- 第壹節禮服 第貳節朝服 第參節武官の朝服

第四項 刑法上の特典

- 第壹節刑法上の特典 第貳節刑罰の種類 第參節八處 第四節六職
- 第五節請減 第六節聽贖 第七節緩尋

第五項 解官及死歿の特典

- 第壹節解官の時の特典 第貳節死歿の時の特典

第參款 登庸及紀律

第壹項 選叙

- 第壹節門閥主義 第貳節選叙の制 第參節養子孫位子 第四節舉人貢人の制

第貳項 考課

- 第壹節考課の制 第貳節四善 第參節四十二最 第四節九等の考課
- 第五節六考の標準

第參項 服務規律

- 第壹節規定外の人員 第貳節官吏使用の錯誤 第參節宿直の懈怠
- 第四節缺勤 第五節赴任の遅延 第六節隨行怠慢 第七節祭祀手續不行 第八節祭祀冒瀆 第九節祭祀過失 第十節御藥調合過誤 第十一節御膳の犯禁 第十二節御給不整備 第十三節御調度品不整備 第十四節御調度品濫用 第十五節御膳所犯禁 第十六節外膳犯禁
- 第十七節漏泄罪 第十八節所有犯禁 第十九節公書遅延 第二十節詔書違反 第二十一節受詔忘誤 第二十二節詔書改定 第二十三節

上書奏事錯誤 第二十四節言議機宜を失す 第二十五節代判犯禁
 第二十六節出使非違 第二十七節喪中冒瀆 第二十八節無情 第二十九節不敬 第三十節驛使怠慢 第三十一節驛使寄托 第三十二節驛遞處置を誤る 第三十三節配違錯誤 第三十四節驛馬増乗 第三十五節枉道 第三十六節驛馬私用 第三十七節官吏刑罰 第三十八節公器返納遅延 第三十九節公事稽留 第四十節奉使の懈職及瀆職 第四十一節虚構自推 第四十二節法令曲解 第四十三節收賄犯禁 第四十四節收賄遂行 第四十五節收賄罪 第四十六節事後收賄 第四十七節監督の財物收賄 第四十八節出張途次の受賄 第四十九節監臨財物貸用 第五十節監臨濫使 第五十一節要應犯禁 第五十二節半斂饋遺 第五十三節家族乞借犯禁 第五十四節去官受饋 第五十五節權力濫用 第五十六節專斷犯禁

第貳款 大寶制度の潰崩……………一八九

第壹項 官制の紊亂……………一八九

第壹節選叙考課の制紊亂 第貳節賣官の起源 第參節賣官價格下落

第貳項 莊園の擴大……………一九一

第參章 武家時代の官吏

第壹節開墾田 第貳節賜田 第參節功田 第四節寺田

第參項 兵權の移動……………一九三

第壹節大寶軍制の弛廢 第貳節私領私兵の増大

第壹款 官制……………一九五

第壹項 政治上の大變革……………一九五

第壹節主權の移動 第貳節守護の由來 第參節地頭の由來 第四節惣地頭制

第貳項 鎌倉及室町の官職……………一九八

第壹目 鎌倉及室町の中央官職……………一九八

第壹項 征夷大將軍 第貳節執權 第參節鎌倉幕府の政所 第四節室町幕府の政所 第五節評定衆 第六節奉行人 第七節番衆 第八節兩六波羅

第貳目 鎌倉及室町の地方官職……………二〇二

第壹節關西に於ける地方官 第貳節奥羽に於ける地方官 第參節

關東管領 第四節守護 第五節地頭

第參項 江戸幕府の官職 二〇五

第壹目 江戸幕府の中央官職 二〇五

第壹節徳川幕府の組織 第貳節大老及老中 第參節若年寄 第四

節右筆 第五節側用人 第六節側衆 第七節奏者番 第八節高家

第九節目付役 第十節寺社奉行 第十一節町奉行 第十二節勘定

奉行 第十三節職務權限 第十四節其他の諸役

第貳目 江戸幕府の地方官職 二一三

第壹節京都所司代 第貳節大阪城代 第參節駿府城代 第五節郡

代 第六節代官 第七節地方行政

第四項 武家時代の軍制 二一六

第壹節鎌倉幕府の軍制 第貳節室町時代の軍制 第參節武家時代

の海軍軍制

第貳款 服務規律 二一九

第壹項 鎌倉時代 二一九

第壹目 官紀 二一九

第壹節貞永式日の制定 第貳節官紀振肅 第參節非常禁制 第四

節領地制規 第五節保護に關する規則

第貳目 制裁 二二三

第壹節品格上の罪 第貳節暴慢の罪 第參節誣告の罪 第四節偽

謀の罪 第五節追加式目

第貳項 室町織豊時代 二二六

第壹目 室町時代 二二六

第壹節領地恩賞に關する法度 第貳節奢侈禁斷 第參節大内壁書

第四節長曾我部百箇條 第五節武田定五十五箇條

第貳目 織豊時代 二三一

第壹節織田法度 第貳節豊臣法度

第參項 徳川時代 二二三

第壹目 慣習法期 二二三

第壹節慣習と成文 第貳節五箇條の法度 第參節武家諸法度 第

四節公家諸法度 第五節家康百箇條

第貳目 成文法期……………二三七

第壹節成文法を設く 第貳節科條類典 第參節德川百箇條

第參款 待遇及特典……………二四〇

第壹項 官吏の待遇……………二四〇

第壹目 德川氏以前の待遇……………二四〇

第壹節鎌倉時代 第貳節足利時代 第參節豐臣時代

第貳目 德川氏の待遇……………二四三

第壹節官位 第貳節官職 第參節老中 第四節若年寄 第五節右
筆 第六節側用人及側衆 第七節高家

第貳項 官吏の特典……………二四八

第壹目 德川氏以前の特典……………二四八

第壹節鎌倉及足利時代 第貳節諸家の規則 第參節豐臣の規則

第貳目 德川氏の特典……………二五〇

第壹節諸法度 第貳節服制 第參節諸特典

第四款 大名制度……………二五二

第壹項 大名の由來……………二五二

第壹節大名の語源 第貳節大名の種類

第貳項 德川時代の大名……………二五四

第壹目 大名の種類及待遇……………二五四

第壹節大名の區別 第貳節家門 第參節譜代 第四節參勤交替

第貳目 課役……………二五七

第壹節軍役 第貳節加番守衛 第參節其他の課役

第參目 家格及任官……………二六一

第壹節殿中席次 第貳節任官

第四目 領地……………二六四

第四章 明治維新の官吏……………二八〇

第壹款 廢藩置縣以前の官吏……………二八〇

第壹項 官制……………二八〇

第壹目 太政官三職制時代……………二八〇

第壹節王政復古 第貳節假に三職を置く 第參節三職七課 第四節三職七課職制 第五節徵士、貢士 第六節三職八局 第七節八局の職掌

第貳目 太政官三權分立制時代……………二八六

第壹節太政官三權分課 第貳節議政官 第參節議政官上局 第四節議政官下局 第五節行政官職制 第六節行政官制の變遷 第七節行政四官通則 第八節神祇官 第九節會計官 第十節軍務官 第十一節外國官 第十二節刑法官 第十三節特詔局 第十四節民部官 第十五節制度寮 第十六節彈正臺

第參項 神祇太政二官制時代……………三〇一

第壹節神祇太政二官の對立 第貳節中央官廳の分課 第參節神祇太政二官職制 第四節神祇官 第五節神官 第六節太政官 第七節六省通制 第八節民部省 第九節大藏省 第十節兵部省 第十一節兵學寮 第十二節刑部省 第十三節司法部 第十四節宮内省 第十五節外務省 第十六節工部省 第十七節特詔院 第十八節幕

議院 第十九節大學校 第二十節文部省 第二十一節彈正臺 第二十二節職坊通制 第二十三節皇太后宮職 第二十四節皇子宫職

第二十五節春宮坊 第二十六節留守官 第二十七節三使通制 第二十八節宣敷使 第二十九節開拓使 第三十節按察使

第四目 府藩縣三治の制……………三三二

第壹節封建の情力 第貳節府藩縣三官 第參節江戸鎮臺 第四節東京鎮將 第五節京都府知事 第六節判府事職掌 第七節京都府市政局 第八節京都府郡政局 第九節伏水役所 第十節京都府自治組織 第十一節藩治職制 第十二節奥羽地方官制 第十三節版籍奉還 第十四節明治二年地方官職制 第十五節知府事 第十六節知縣事 第十七節知藩事 第十八節地方行政區劃

第五目 維新の軍制……………三四九

第壹節維新當時の軍制 第貳節創始の陸軍編成 第參節各藩縣常備軍 第四節親兵及兩鎮臺

第貳項 任免及規律……………三五五

第壹目 官吏の任免……………三五五

第壹節三職の登庸 第貳節徴士の任免 第參節貢士、公議人 第四節三權制時代 第五節公選入札法 第六節自由任用制 第七節武官の任用 第八節集議院議員選出 第九節神官の任用 第十節官吏宣旨書式

第貳目 章程及規律……………三六四

第壹節官員規律 第貳節勅參賀禮 第參節三權制規律 第四節三權制章程 第五節地方施政規律 第六節自治制仕法 第七節太政官規則 第八節民政部規則 第九節外務省規則 第十節刑部省規則 第十一節集議院規則 第十二節大學規則 第十三節神官規則 第十四節彈正臺規則 第十五節府縣奉職規則 第十六節藩治規則 第十七節兵學寮規則

第參目 官吏の懲戒……………三八二

第壹節維新の彈例 第貳節新律綱領 第參節新律綱領職制律 第四節新律綱領上官害辱律 第五節新律綱領破廉舉罪 第六節新律綱領捕亡斷獄律

第四目 軍律……………三九一

第壹節征東軍法度 第二節陸軍局法度 第參節演習規則 第四節軍律 第五節軍艦定律

第五目 官吏の義務……………三九六

第壹節官吏の貢租

第參項 特典及待遇……………三九七

第壹目 官等階級……………三九七

第壹節三職八局官等 第貳節三權制官等 第參節海陸軍官等 第四節二官制官位

第貳目 服制及徽章……………四一〇

第壹節維新の官服 第貳節彈正臺合印 第參節明治三年塗笠制 第四節明治三年官服制 第五節陸軍服制 第六節海軍服制 第七節官吏提燈印 第八節海軍旗章

第參目 參退及通行の待遇……………四二六

第壹節參入間及席次 第貳節京都朝下乘下馬則 第參節東京朝下乘下馬則 第四節官吏他出供連 第五節東幸供奉員供連 第六節諸侯伯藩旅行供連 第七節三權制官吏旅行供連 第八節二官制官

吏旅行供運 第九節帶刀持參規則 第十節乘艦祝砲 第十一節出
役休暇

第四目 賞典及恩遇 四四〇

第壹節勳功式賞典祿 第貳節刑法上の寬典 四四二

第四項 給與 四四二

第壹目 文官俸給 四四二

第壹節三職月給 第貳節三權制月給 第參節諸藩官俸祿 第四節
二官制官祿 第五節官祿渡方 第六節役宅及賄料 四四二

第貳目 武官俸給 四四七

第壹節京畿常備兵 第貳節下士卒俸給 第參節御親兵給與 第四
節海軍官祿 第五節艦船職員給與 第六節明治三年軍艦俸給 第
七節明治四年軍艦俸給 四四七

第參目 旅費手當 四六九

第壹節東幸供奉手當 第貳節三權制支度料 第參節三權制旅費
第四節明治二年支度料則 第五節明治二年旅費則 第六節明治四
年支度料則 第七節明治四年旅費則 第八節徵兵旅費手當 四六九

第四目 恩給及扶助料 四八二

第壹節文官退官手當 第貳節武官退官手當 第參節遺族扶助料

第貳款 內閣制以前の官吏 四八六

第壹項 官制 四八六

第壹目 中央官廳 四八六

第壹節三職三院制度 第貳節立憲詔勅 等參節正院 第四節正院
職制改定 第五節太政官及正院 第六節樞密史官 第七節式部寮
第八節監部課 第九節舍人局 第十節雅樂局 第十一節修史局
第十二節法制局 第十三節審理局 第十四節內閣書記官 第十五
節參事院 第十六節賞勳局 第十七節統計院 第十八節恩給局
第十九節文書局 第二十節會計検査院 第二十一節左院 第二十
二節元老院 第二十三節右院 第二十四節各省通則 五三一

第貳目 外務省 五三一

第壹節本省 第貳節公使又は交際官 第參節無任所外交官 第四
節領事

第參目 內務省 五三五

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

目次

第壹節本省 第貳節中央衛生會 五四四

第四目 大藏省 五四四

第壹節本省

第五目 兵部省 五五四

第壹節本省 第貳節別局

第六目 陸軍省 五五八

第壹節本省 第貳節參謀部 第參節陸軍會計部 第四節軍醫寮及軍醫部 第五節陸軍軍馬局 第六節兵學寮 第七節陸軍省直轄學校 第八節砲工兵方面及砲兵工廠 第九節陸軍裁判所

第七目 海軍省 六〇二

第壹節本省 第貳節提督府又は鎮守府 第參節海軍裁判所 第四節海軍省直轄諸學校

第八目 文部省 六二五

第壹節本省 第貳節文部省直轄學校 第參節圖書館、教育博物館

第九目 教部省 六三七

第十目 農商務省

六四一

第壹節本省 第貳節農商工上等會議 第參節農商工諮問會及聯合町村農商工會議 第四節農商務省所轄學校

第十一目 工部省

六四六

第壹節本省 第貳節工學寮又は工部大學校

第十二目 司法省

六四九

第壹節本省 第貳節判事職制 第參節檢事局 第四節明法寮 第五節警保寮 第六節監獄官員

第十三目 宮内省

六六八

第壹節本省 第貳節華族局 第參節宮内省直轄學校

第十四目 地方官廳

六七六

第壹節地方官制 第貳節地方官會議 第參節地方衛生會 第四節开拓使 第五節警視廳

第十五目 裁判所

七〇四

第壹節裁判所構成 第貳節上級裁判所及明治十年迄の沿革 第參節刑事裁判所構成

第貳項 軍制……………七二七

 第壹目 陸軍々制……………七一八

 第壹節陸海徵兵 第貳節軍隊の編成 第參節檢閲 第四節衛戍……………七一八

 第貳目 海軍々制……………七六二

 第壹節艦隊編制 第貳節艦隊職員……………七六二

 第參目 軍法會議及監獄……………七八一

 第壹節軍法會議 第貳節陸海軍監獄……………七八一

第參項 官吏の任免規律……………八一〇

 第壹目 官吏の任免……………八一〇

 第壹節文官任命 第貳節非職 第參節武官の任命 第四節武官昇進級 第五節非職退職……………八一〇

 第貳目 服務規律……………八五九

 第壹節贖罪降官 第貳節私罪 第參節紀律懲戒 第四節司法官紀律 第五節懲罰 第六節武官紀律 第七節武官の結婚……………八五九

 第參目 章程……………九〇九

第壹節執務 第貳節休暇休務 第參節賀表其他の御禮

第四項 官吏の特典……………九二九

第壹目 勳爵賞賜……………九二九

第壹節勳章褒賞 第貳章叙勳 第參節授爵 第四節武官勳章從軍記章 第五節外國勳章佩用 第六節善行章 第七節賞與 第八節酒饌料 第九節慰勞手當……………九二九

第貳目 諸祿……………九七〇

第壹節家祿賞典祿 第貳節家祿奉還資金 第參節金祿公債 第四節社寺祿 第五節官祿稅……………九七〇

第參目 待遇……………九八四

第壹節席順席次 第貳節敬禮 第參節禮遇其他 第四節乘馬例養……………九八四

第五項 服制……………一〇〇〇

第壹目 文官服制……………一〇〇〇

第壹節大禮服祭服禮服 第貳節婦人禮服 第參節文官制服……………一〇〇〇

第貳目 陸軍服制……………一〇一七

第壹節元帥服制 第貳節陸軍文官制服 第參節御親兵服制 第四節鎮臺服制 第五節憲兵服制

第參目 海軍服制……………一〇三五

第壹節海軍文官服制 第貳節武官服制 第參節明治八年服制改定

第四節明治十六年服制改正

第六項 給與……………一〇五二

第壹目 文官俸給……………一〇五二

第壹節月俸定則 第貳節月俸規則 第參節司法官俸給 第四節外交官俸給諸給

第貳目 文官旅費……………一〇八〇

第壹節旅費定則 第貳節明治九年旅費定則

第參目 諸給……………一〇九三

第一節官吏恩給令前の扶助料 第貳節官吏恩給 第參節一時賜金

第四節官舎及宿代 第五節辨當料

第四目 陸軍給與……………一一一七

第壹節俸給 第貳節明治九年給與概則 第參節明治十三年改正給與概則 第四節旅費 第五節明治十三年改正旅費 第六節服料其他雜給 第七節賑恤金 第八節扶助金 第九節明治九年恩給令 第十節陸軍恩給令

第五目 海軍給與……………一一六三

第壹節海軍武官俸給 第貳節海軍給與概則 第參節旅費其他の諸給 第四節退隱料 第五節海軍恩給令

附言……………一九九二

第參編 支那の官吏

第壹章 漢以前の官吏……………一一九五

第壹款 周以前の官吏……………一一九五

第壹節族制政治 第貳節族長の地位 第參節選舉制度 第四節官制

第貳款 周代の官制……………一一九八

第壹項 階級制度……………一一九八

第貳項 官制……………一一九八

第壹節國家の事務 第貳節官職の擔任

第參項 軍制……………一二〇一

第壹節周禮の法 第貳節井田の法

第貳章 漢代の官吏……………一二〇五

第壹款 官制……………一二〇五

第壹項 行政官……………一二〇五

第壹節漢制沿革 第貳節丞相 第參節太常 第四節光祿勳 第五

節衛尉 第六節太僕 第七節廷尉 第八節大鴻臚 第九節宗正

第十節大司農 第十一節少府 第十二節大尉 第十三節御史大夫

第十四節將作大匠 第十五節典屬國 第十六節水衡都尉 第十七

節主爵主尉

第貳項 警官及武官……………一二一一

第壹節都尉校尉 第貳節諸將軍

第參項 地方官……………一二一三

第壹節行政區別 第貳節刺史 第參節郡縣鄉 第四節諸地方官

第五節藩國

第四項 地方制度……………一二一六

第壹節鄉官の起源 第貳節鄉官の權能

第五項 軍制……………一二一八

第壹節徵兵制 第貳節兵の種類 第參節南軍 第四節光祿勳 第

五節北軍 第六節諸軍

第六項 司法官……………一二二四

第壹節司法制度沿革 第貳節漢の司法制度

第貳款 官吏の待遇及特典……………一二二五

第壹項 官吏の特典……………一二二五

第壹節社會階級 第貳節官吏の階級 第參節官吏の占田

第貳項 官吏の登庸……………一二二六

第壹節漢代の官吏養成 第貳節漢以後の太學 第參節地方學

第參項 賣官政策……………一二二九
 第壹節賣官政策の嚆矢 第貳節賣官政策擴大

第參章 唐代の官吏……………一二三一

第壹款 官制……………一二三一

第壹項 行政組織……………一二三一

第壹節官制大綱 第貳節官職系統

第貳項 六部の官職……………一二三四

第壹節尙書 第貳節吏部 第參節戶部 第四節禮部 第五節兵部
 第六節刑部 第七節工部

第參項 内侍及其他の諸職……………一二三九

第壹節門下省 第貳節中書省 第參節祕書省 第四節殿中省 第
 五節内侍省 第六節内官及宮官 第七節御史臺

第四項 九寺……………一二四四

第壹節太常寺 第貳節光祿寺 第參節衛尉寺 第四節宗正寺 第
 五節太僕寺 第六節大理寺 第七節鴻臚寺 第八節司農寺 第九

節大府寺

第五項 五監……………一二五〇

第壹節國子監 第貳節少府監 第參節軍器監 第四節將作監 第
 五節都水監

第六項 武官……………一二五四

第壹節十六衛 第貳節六軍

第七項 儒官……………一二五六

第八項 地方行政……………一二五七

第壹節地方行政區域 第貳節道 第參節州 第四節縣

第九項 地方官……………一二六三

第壹節都督 第貳節刺史 第參節縣令 第四節都護 第五節鎮將
 第六節關令 第七節其他の諸官職 第八節地方自治制度

第十項 司法官……………一二七二

第壹節司法行政と裁判 第貳節司法機關 第參節裁判系統

第十一項 軍制……………一二七六

第壹節禁軍の由來 第貳節禁軍の組織 第參節禁軍の衰退 第四節十六衛の組織 第五節十六衛の由來 第六節十六衛の官職 第七節衛士 第八節府兵 第九節徵兵制度 第十節驍騎 第十一節方鎮 第十二節其他の兵備 第十三節大將軍の待遇

第十二項 三分作用……………一二八五

第壹節三權分立と唐制 第貳節唐制の三權作用

第貳款 官吏の待遇及特典……………一二八七

第壹項 階級制度……………一二八八

第壹節社會階級 第貳節官吏の階級

第貳項 俸祿其他の特典……………一二九〇

第壹節永業田 第貳節公廩田 第參節俸祿 第四節營田及屯田

第五節公課免除

第參項 刑事其他の特典……………一二九四

第壹節刑名 第貳節刑事政策 第參節十惡 第四節八議 第五節

官當 第六節其他の特典

第四項 官吏の養成……………一三〇〇

第壹節教育制度 第貳節六學の生員 第參節國子學 第四節太學 第五節四門學 第六節書學 第七節律學 第八節算學 第九節其他の諸學 第十節州縣の制度 第十一節州縣學生

第五項 迴避制度……………一三〇六

第壹節迴避制度の起源 第貳節豪族の勢力 第參節豪族の勢力覆減

第四章 宋代の官吏……………一三〇九

第壹款 官制……………一三〇九

第壹項 中央官職……………一三〇九

第壹節官制大綱 第貳節門下省 第參節中書省 第四節尚書省 第五節樞密院 第六節三司使 第七節翰林學士院 第八節御史臺 第九節秘書省 第十節殿中省 第十一節九寺 第十二節六監 第十三節其他の文官 第十四節二司 第十五節衛戍の官

第貳項 地方官職……………一三二七

第壹節行政區域 第貳節監司 第參節州官 第四節府官 第五節

軍監 第六節其他の諸官

第參項 軍制 一三三六

第壹節軍制大綱 第貳節禁軍 第參節廂軍 第四節鄉兵 第五節
蕃兵 第六節軍隊組織

第四項 司法官 一三四三

第壹節刑名 第貳節裁判所構成

第五項 地方自治制 一三四六

第貳款 官吏の待遇及特典 一三四七

第壹項 職祿及特典 一三四七

第壹節職田 第貳節刑事上の特典

第貳項 官吏の養成 一三四八

第壹節中央學制 第貳節地方學制

第五章 明代の官吏 一三五四

第壹款 官制 一三五四

第壹項 政府組織 一三五四

第壹節中央官廳 第貳節内閣

第貳項 中央官職 一三五七

第壹節吏部 第貳節戶部 第參節禮部 第四節兵部 第五節刑部

第六節工部 第七節都察院 第八節總督提督巡撫 第九節通政使

司 第十節大理寺 第十一節詹事府 第十二節翰林院 第十三節

國子監 第十四節太常寺 第十五節光祿寺 第十六節太僕寺 第

十七節鴻臚寺 第十八節欽天監 第十九節太醫院 第二十節廢官

第二十一節武學 第二十二節僧道錄司 第二十三節神樂觀 第二

十四節教坊司 第二十五節兵馬指揮司 第二十六節武官 第二十

七節南京政府

第參項 地方官職 一三八〇

第壹節地方行政區劃 第貳節承宣布政使司 第參節提刑按察使司

第四節府の官職 第五節州の官職 第六節縣の官職 第七節其他

の地方官

第四項 地方武官 一三八五

第壹節鎮守 第貳節其他の武官 第參節千戶所 一三八八

第五項 地方自治制……………一三八八

第壹節自治制の發達 第貳節里中の制 第參節郷約 第四節里社

第五節社會 第六節社學 第七節保甲 第八節舟の組合

第貳款 官吏の待遇……………一三九四

第壹項 俸祿……………一三九四

第壹節莊田 第貳節俸給

第貳項 刑事上の特典……………一三九六

第壹節避忌の制度 第貳節官吏の刑罰

第參項 官吏登庸……………一三九七

第壹節國子學 第貳節學生の任官

第六章 清代の官吏……………一四〇〇

第壹款 官制……………一四〇〇

第壹項 中央官制……………一四〇〇

第壹節中央官廳 第貳節內閣 第參節軍機所 第四節政務處 第

五節外務部 第六節六部 第七節都察院 第八節通政司 第九節

五寺 第十節翰林院 第十一節國子監 第十二節理藩院

第貳項 宮内官制……………一四〇八

第壹節王府 第貳節宗人府 第參節內務府 第四節侍衛處

第參項 地方官制……………一四一〇

第壹節地方官職 第貳節總督 第參節巡撫 第四節知府 第五節

知州 第六節知縣 第七節地方武官

第四項 滿洲及外藩……………一四一八

第壹節滿洲 第貳節蒙古 第參節伊犁 第四節西藏

第貳款 軍制……………一四二三

第壹節滿洲旗兵 第貳節北京駐防 第參節地方駐防 第四節綠營

第五節勇兵練軍

第參款 官吏の待遇特典……………一四二八

第壹節貢舉の制 第貳節紀律 第參節勳爵品級 第四節特典 第

五節服制 第六節俸餉

第四款 廻避制度の積弊……………一四三二

第壹節支那の積弊 第貳節運旅の如き官職 第參節營業的官吏

第四節放資の目的物 第五節官吏の世襲

第七章 民國の官吏 一四三七

第壹款 官制 一四三七

第壹項 中央官制 一四三七

第壹節清朝末期の官制 第貳節大總統 第參節參政院 第四節大總統府政事堂 第五節各部官制 第六節外交部 第七節內務部 第八節財政部 第九節陸軍部 第十節海軍部 第十一節司法部 第十二節教育部 第十三節農商部 第十四節交通部 第十五節蒙藏院及平政院 第十六節審計院

第貳項 地方官制 一四五八

第壹節地方廳の改革 第貳節省長 第參節道尹縣知事縣佐 第四節都統府 第五節藩部官制

第參項 司法官制 一四五八

第壹節法院 第貳節審判廳 第參節檢察廳

第貳款 軍制 一四六一

第壹項 陸軍々制 一四六三

第壹節新軍の編成 第貳節巡防

第貳項 軍政機關 一四六三

第壹節陸海軍大元帥統率辦事處 第貳節軍諮府及軍學處 第參節軍事參議處又は鎮守使署 第四節武官職名

第參款 官吏の特典待遇給與 一四六八

第壹節文官の任命 第貳節武官の養成 第參節彈劾制度 第四節紀律監督 第五節勳位及勳章 第六節文武官品級 第七節官吏の公費

「支那の官吏附録」支那の現行憲法 一四八〇

官吏學第壹卷目次畢

官 吏 學 第 壹 卷

官 吏 學

第 壹 卷

オプ、アーツ

星

一

著

歴史及法制上の官吏

第 壹 編 緒 論

第 壹 章 官 吏 の 概 念



官吏は公法上の特殊行為によりて其資格職権を興へられ、公法上の特殊義務を負担すべき自然人なり。官吏の意義は古今東西によりて同一ならずと雖各國の現行制度より歸納せる概念は之に外ならず。而して我國の官吏なる語に該當する外國語は獨逸の Beamte、佛蘭西の Fonctionnaire、英吉利及び北米合衆國の Officer なりと雖獨逸の Beamte は國家の事務を執る官吏に止まらず、地方自治團體の吏員をも

第壹編 緒論 第壹章 官吏の概念

總稱す。ゲイ、マイヤーの

Es giebt Beamte von Privatperson u. Privatgesellschaften, Kirchenbeamte, Beamte der Politischen Gemeinwesen. Hier handelt es sich lediglich um letztere, also um Reichs-, Staats- u. Kommunalbeamte—G. Meyer, Staatsr. S. 495.

吏員には私人の吏員あり私法人の吏員あり寺院の吏員あり又政治團體の吏員あり次に述ぶるは政治團體の吏員即ち帝國吏員各分支國の吏員及び自治團體の吏員なり

と言ひし(二)は其一例なり。佛蘭西の Fonctionnaire も亦略之に同じく、ネロア・ポリーは

Que l'organisme qui possède ces pouvoirs, soit central, soit local, C'est toujours l'État, Les autorités provinciales les autorités municipales, détenant, par délégation, ou par la transmission lointaine, le pouvoir réglementaire et fiscal sont tout aussi le pouvoir de l'État que l'organisme central. Paul. Leroy-Beaulieu, L'État Moderne Les Fonctionnaires. § 40.

此機關(官吏)は中央にもせよ地方にもせよ常に國家たり委任により若しくは往

時の授受により制定權及び財政權を掌握せる州團體又は市町村團體の當局者は全く中央機關に等しく國家たり

と稱せし(三)は其一例なり。英吉利及び米國の Officer は更に其意義浩汎にして獨り國家の官吏及び地方自治團體の吏員に止まらず、法律によりて認められたる組合 Society 社團 Corporation 會社 Company の役員をも包括す。エフ・ジエリ、グットナウは

By an office is understood a right or office conferred or imposed by law on a person or several persons to act in the execution and application of law—F. J. Goodnow, Comparative Administrative Law. Vol. II. P. 1.

官職なる語に就きては一人若しくは數人に對し法律の執行及び適用を勤むる爲めに法律に依りて與へられ又は強制せらるゝ權利若しくは義務を意味せらる

となせる(三)は其一例なり。然るに我國に於ては營利法人及び公共團體の役員は全く之を除外し國家の事務を執る者に限り官吏となし、地方自治團體の事務を執

る者は公吏と稱し劃然其分界を明にせり。然りと雖地方自治團體は國家の委任事項の範圍内に於て國家の事務を執る者なるが故に、公吏は一面に於て官吏關係に在り是余が官吏を主題とする本書に於て公吏を附帶して説明する所以なりとす。

1. Hantschli's Staatswörterbuch Bearb. und herausgegeben: Rehm, Die rechtliche Natur der Staatsdiensten nach deutschen Staatsrecht (in Hirts Annalen 1884 s. 565 fg. und Annalen 1885 s. 65 fg.); Meyer's Grösses Konversations-Lexikon, 2er Band: Labuhn, Staatsr. Bd. I, S. 467-468 fg.; 11' Pierre Larousse, Grand Dictionnaire Universel P. 547-548; M. Mauris Bloch, Dictionnaire Général de la Politique P. 1051; Léon Duguit Etude de droit public II. Les gouvernants et les agents P. 420 Max Gilbert, La Discipline des Fonctions publiques P. 4; 11' F. J. Goodnow, Comparative Administrative Law, vol. I, p. I vol. II, p. 1; The Century Dictionary An Encyclopedic Lexicon of the English Language vol. IV, p. 4091; The Encyclopaedia Britannica, Eleventh Edition, vol. XX, p. 17; J. A. H. Murray, A New English Dictionary on Historical Principles; Webster's New International Dictionary of the English Language.

第貳章 官吏の語義

第壹款 日本の官吏の語義

古代に於て官吏を首と唱へたるは族長の義なり、即ち族制政治にありては同族の集團の政治を執る者は其族長なるが故に、治者と被治者との關係は全く同族關係に外ならず。古代に於て長官をムラジと言ふは群の主にして族長の義なり、又ツカサとは物の上の方を指稱する言葉にして、古代に於て野の高き所を野つかさ租税中の田租を萬の貢のつかさと言へるは其證なり(一)官吏をツカサと唱ふるに至りしは人民の最上のツカサたる地位なるが爲めにして族長の職務なり、政治を行ふをツカサドルと言ふはツカサの地位にありて事を執るの義なり、須佐之男命が出雲國須賀宮の政を足名椎手名神に御委託になり、汝は我宮のツカサたれと仰せられしは此の名稱の始源なるべし(二)。又官吏を一般にオミと唱へしは朝廷に仕ふる人を他より尊稱せしに起因し御身の義なり。古代は祭政一致にして神を祭るを政治の大本となしたり、マツリゴトは祭事にして又政治なり、従つて一般

に官吏と祭官との區別なく、太政を執奏する大臣は一面に於て祭官たり、大臣をマヘツギミと言ひしは神の前に仕ふる臣の義なり(三)。大寶令ありて我國の官制大に備はり(太政大臣以下文武百官あり)(四)しも。依然として大臣をマヘツギミと唱ふる有様にして、漢音にて大臣と讀みしは長年月を経たる後世の事なるが如し。されば上古及び中古に於て今日概括的に稱する官吏なる言葉はなく、之に稍近きものを擧ぐればツカサなるべきか。近代に及び武家の政治となり其制度簡易直截にして實用を旨とし、官制より見れば大寶令よりも退歩したり。而して官職に對する解釋は頗る狹義にして單に朝廷の官人にのみ限りしものあり、「官といふも職と云ふも禁中にて勤むる役儀の事也官も職も同じ様なる事なれどもくわしくいへば官といふは官舎あるを官と云ひ官舎なきを職と云ふ官舎とは今武家にていはば役屋敷の事也役屋敷をかまへて勤むるを官と云ふ役屋敷なくて勤むるを職と云ふ(五)とあるが如き是なり。其れより稍廣き解釋を探りしは「官位といへるは上王公より下諸國の守より史生郡司に至る是れを外官と云ふ諸國の一分に至る是れを内官と云ふ天文にかたどり地理に法りておの／＼つかさどる

方あれば其才なくては任用せらるべからざる事なり(六)。要するに其ツカサと云ひ職官或は役人と云ふも、現代の官吏の語義とは必ずしも一致するものにあらざるは謂ふ迄もなし。明治維新の時大寶令に準據して官制を立て、更に全國に自治制を施行し、内閣制を創始し、憲法を發布するに及んで官制も亦大に整備し。更に現今に至りて官吏公吏の區別あるに至りしは後編説く所の如し。

一、萬葉集 二、古事記 三、職原鈔 古事記傳 四、令義解 五、貞丈雜記 六、神皇正統記

第貳款 支那の官吏の語義

太古漢人種の支那大陸に土着するや所在一族一部落を作り族長之を統治せり、此族長を牧又は后と稱したり。其後に至り司、官、吏等の文字現はれたりと雖、年代は文献の徵すべきなし、司、官、吏何れも一字にて今日の官吏の意義に略同じ。

司は臣司事於外者(臣の事を外に司るもの)なり。又天子之五官曰司徒司馬司空司士司寇典司五衆、天子之六府曰司土司水司木司草司器司貨典司六職(天子の五官を司徒司馬司空司士司寇と曰ふ五衆を典司す天子の六府を司土司水司木司草

司器司貨と曰ふ六職を典司す(二)。とあるは司の語源なり。又有司も司の職有る意義にして茲用不犯干有司茲に用て有司を犯さす(三)とあるが如き籩豆之事則有司存(籩豆宗廟の祭事に供ふるもの)の事は則有司存せり(四)。有司死者三十三人而民莫之死也。有司の死する者三十三人なれども民之に死する莫きなり(五)。或は不順於常者聞有司見之復無時(常法に順はざる者は聞の有司之を見れば復時なし「何時に拘らず告訴す」)(六)。の如き是なり。

又官は吏事於君也(吏の君に事ふるなり)(七)。黃帝受地形象天文以制官(黃帝地形を受け天文に象り以て官を制す)(八)。上古以雲鳥紀官(六官之號見唐虞)上古は雲鳥を以て官を紀す(六官の號は唐虞に見はる)(九)。官者職也使也(官は職なり使なり)(一〇)とあり。

吏は最も現代の官吏の意義に該當す。吏治人者也(一从史(吏は人を治むる者なり)一に従ひ史に従ふ)(一〇)。徐鍇之を解して曰く吏の人を治むるや心を一に主る故に一に従ふと(王使委于三吏「註三吏三公也」)(王三吏三公に委ねしむ)(一一)。と謂ふは人臣の極位たる三公も亦吏と稱するを示すものなり。府吏之屬亦曰吏

(府吏の屬も亦吏と曰ふ)(一二)とあるを見れば一地方官の屬僚も亦吏とすべし。要するに文官武官を同はず官位の高下を論ぜず國家の事務を執る者を吏と稱するを知るべし。

- 一、説文 二、禮記(曲禮) 三、書經(大禹謨) 四、論語(泰伯) 五、孟子(梁惠王章句) 六、管子(首憲) 七、説文 八、論語撰考 九、周禮(天官疏) 一〇、廣韻 一一、説文 一二、春秋左氏傳(成二年) 一三、韻會

第參款 獨逸の官吏の語義

官吏の語義を述ぶる順序として先づ官職の語義を説かざるべからず、官職 Amt は中央高部獨逸の ammet 中央低部獨逸の ambacht 又は ambt 高部獨逸の ambacht 下の ambuhlí アングロサクソンの ambilit などより來りしものにして、是等は何れも奉仕 Dienst 職 Amt 職業 Beruf 神事 Gottesdienst 供養 Messe の意義を有す、官吏 Amtmann は即ち此官職より來りし語にして(一)、更に之を短縮したる語に Ammann あり(多く下部獨逸及びフランス方面に用ゐらる)。此官吏 Amtmann は仕人 Diener 官

吏 *Beamter* 及び裁判官 *Gerichtsperson* を包括せる語にして意義浩汎なり。

元來此語はケルト拉丁の語にして最初は *ambactus* とて或官職を委任されし者を稱せしが、後種々なる發達を遂げ、現今にありては南部獨逸地方に於て或管轄區域内の監督官を指稱しつゝあり。此監督官はプロシヤの郡長 *Landrat* に等しきものなり、又北部獨逸地方に於ては以前は領主 *Grundherr* の裁判官を *アムトマン* と稱せしが、現今は唯或小作人 *Gutspächter* に對する稱號となれり (二)。

又官吏に *オフィチエール* *Officier* なる語あり、是中世記に於ける公私混淆の官僚政治を象徴するものにして、官廳の *Office* 又は *Offiz* は拉丁より來り、貴族の銀器室 *Silberkammer* 或は茶器室 *Tischgeräthkammer* の意義に用へられたる語なり。同一語源の *Officium*: *Offiz* は役 *Dienst*、職 *Amt*、義務 *Pflicht*、職務 *Dienstpflicht*、職掌 *Amtsverwaltung* 等の意義を有す、元來 *オフィチエール* *Officier*: *Offizier* は佛蘭西の *Officier* に等しく、中世拉丁の *Officiarius* より來り、官吏 *Beamter* (但し或地方に限り用ひらるゝものゝ如し) 武官 *Kriegsbeamter*、長官 *Anführer*、司令官 *Befehlshaber* 時としては從者 *Bedienter* 或は車掌 *Zugführer* を指す。 *オフィチアント* *Offiziant*: *Offiziant* は官吏を意味するも、普通狹義に

於て屬官 *Unterbedienter*: *Unterbeamte* を意味す (三)。

官職の義に用へらるゝ *フンクチオン* *Function* は拉丁の *フンクチオ* *Functio* より出づ、職務 *Beschäftigung*、機能 *Wirksamkeit*、運動 *Tätigkeit*: *Bewegung*、職務履行 *Dienstleistung*、行爲 *Verrichtung*、事務 *Geschäft*、職 *Amt* を意味す、此職務を行ふ事を *フンギーレン* *Fungieren* と稱す、拉丁の *フンギー* *Fungi* は其語源なり、*フンクタイオネール* *Funktionär* は官吏の義に用へらる (四)。而して獨逸に於て我官吏に該當する語は *ベアマムテ* *Beamte* なり、*ベアマムテ* *Beamte* なる過去分詞の短縮せる名詞にして公職に奉ずる者 *ein öffentliches Amt* を謂ふ、十六世紀頃には *ベアマムト* *Beamt* と稱せしことあり、動詞は *アムテンアンテン* 又は *アムタイーレン* *amten* にして官職を與ふること *ein Amt versehen* を意味す。此 *ベアマムテ* は獨り國家の事務を執る官吏に止まらず、地方自治團體の吏員をも總稱す、但し獨逸に於ては國法上帝國官吏と認むべき名稱を示すも一般的に官吏の意義を示したるものなし (五)。

1. Friedrich Kluge. Etymologisches Wörter der deutschen Sprache; Jacob Grimm und Wilhelm Grimm. Deutsches Wörterbuch; Dr. Wilhelm Hofmann. Vollständigstes Wörterbuch der deutschen Sprache; Hinrichs's Staatswörter-

buch; Johann A. Eberhards: Synonymisches Handwörterbuch der deutschen Sprache; 11' 同上及び Hermann Paul: Deutsches Wörterbuch. III' P. L. Fuchs: Deutsches Wörterbuch auf etymologischer Grundlage; Wenig's Handwörterbuch der deutschen Sprache; Venn's Deutsches Wörterbuch. III' Gustav Heyse: Allgemeine verdeutschende und erklärendes Fremdwörterbuch; Dr. S. Tetzl u. Deutsches Wörterbuch; A. Hanssing: Verdeutschungswörterbuch in der Fach-, Handels- und Verwaltungssprache; Wenig's Handwörterbuch der deutschen Sprache; Weber: Deutsches Wörterbuch; 五' Moritz Heyne: Deutsches Wörterbuch; Bluntschli's Staatswörterbuch; Venn's Deutsches Wörterbuch; F. L. K. Weigand: Deutsches Wörterbuch; Paul Posner: Rechtslexikon. Handwörterbuch der Rechts- und Staatswissenschaften; Giese'z, betreffend die Rechtsverhältnisse der Reichsbeamten v. n 31 März 1873; G. Meyer: Statist. S. 497.

第四款 佛蘭西の官吏の語義

佛國に於て官吏の語に該當するフォンクシヨネール *Fonctionnaire* は十八世紀末までは用へられざりしなり。古來佛蘭西には現今の意義に於ける概括的の官吏なる語なく、十六世紀以降宮廷に於て或職務を有する權門を大官 *Grands officiers* と唱へたるより官吏を *Officier* と稱するに至れり(一)。此 *Officier* は官職を意味する *Office* より出づ、*Office* は羅甸の *Officium* に由來す、*Office*

シウム は本分及び義務 *Devoir* 或は徳義 *Virtu* と同一意義にして、前接詞 *Off* 爲めに、基きてと *ファッセル* *fuere* (爲す) より構成されし語なり。又 *Office* は羅甸語の *Officium* に當るものにして、或る職業 *emploi* 擔任 *charge* を有する人、或隊伍 *quelque compagnie* の首領たる人を意味す(二)。

而して十八世紀末まで往々其職を賣買讓渡されし役人 *officier* はあるも未だ官吏 *functionnaire* なく、其名詞は大百科全書 *La Grande Encyclopedie* にすら之を見出す能はず。一七八九年の新制度施行に及んで行政司法兩權の分立となり、官吏の職責明確となると同時に *functionnaire* なる語を用へらるゝに至れり。此語は職務 *Function* より來る、*フォンクシヨ* は羅甸語の *フォンクシヨネム* *Functionem* にして執行 *Exercice* の義なり、其母語は *フンクシ* *Fungere* 責任を免るゝにして羅甸語の *フンクシ* *Officio* なり。要するに官吏なる語は責任を果す意義にして公職を執行する者を指稱す。而して現行法に於ては行政の直接機關たる中央政府の吏員、司法官、陸海軍將校は勿論地方自治團體の公吏たる市長助役をも官吏と稱するも、裁判所の附屬吏たる公證人、執達吏及び雇員は之を除外せり(三)。

1° Jean Deynne, Etudes historiques sur la Responsabilité des Fonctionnaires publics. 1° Pierre Larousse, Grande Dictionnaire Universel. Paul Guerin, Dictionnaires des Dictionnaires sous la direction. Renard, Dictionnaire Classique Universel. A. Gazier, Dictionnaire Classique illustré. Bescherelle Aîné, Nouveau Dictionnaire National. M. N. Bouillet, Dictionnaire Universel des Sciences, des Lettres et des Arts. Emille Personneux, Dictionnaire prosodique et poétique de la langue Latine. 2° Léon Duguit, Les gouvernants et les agents (Etude de droit public). M. Th. Ymbert, Dictionnaire générale d'Administration publique. M. Vivien, Etude administrative.

第五款 英米の官吏の語義

英國及び其法系たる米國に於ては我國の官吏に該當すべき語なし、其官吏 officer は職務 office に出づ、オフィスは羅甸のオフィチウム officium より來る、即ちオブム及びフワチオ factio なり、フワクト fact の語源たる羅甸のフワクトウム factum はフワチオより出づ、オブムは羅甸語の前置詞にして前 before 又は先 ahead の義なり、フワクト fact は行爲 factus 又は事實 reality にして此動詞は爲す facti 即ちフワチエール facere なり。之よりオフィスベヤラー office-bearer オフィサー officer 中世語のオフィシール officiare 等出づ(1)。

英國普通法に於ては公職 public office は或公の信託關係 a public trust のものと見

ずして私の利得即ち主として職務に附帶する收入 emolument として私法的に之を見たり。されば、ブラクストンは其著「財産權に就て」の中に無體世襲財産 hereditary parent hereditament の一として官職を例示したり。斯る觀念に支配されたるが故に、英國に於て公職 public office は不動産視せられ、他の不動産の如く無條件永代借地權 Fee simple、定嗣相續永代借地權 Fee tail、修身借地權 Life estates 定期借地權 Estates for life の目的物と成り、證書契約 deed 又は遺言 will により移轉せられたり。中世 middle english 即ち一二〇〇年頃より一五〇〇年頃迄の英語に於てはオフィス offices を又オフィツ offices とも稱したり(2)、而してオフィサーは官民の職務を問はず固と一定の義務を遂行する官吏 official、役員 agent を意味し、十六世紀頃に至り軍事的意義をも包擁するに至れり。尤も財産權としての官職は現時全く廢止せられたりと雖、今日尙英國に於ける或る名譽職 Honorary office には借地 Tenure 的に享有せられ、其權利者の相續人に移轉するものあり(3)。

英國の法制の下に於て官吏の定義を與ふること極めて難く、學者も亦概括的定義を發表したるものなし、官吏 officer を以て官職 public office、公務 civil office、僧務 ecclesi-

instituted office の保有者 holder 又は王の召使及び諸役人 king's servant and minister 衛生官吏 officer of health 宮内官吏 officer of the Household の如く、或資格を有する指定又は選舉されたる官吏 appointed or elected functionary 等となすも、今日實際上の用語としては其れよりも廣義的のものにして、政府、法人又は有意的組合 voluntary association に於ける、受託地位 position of trust 又は権限を有する者を總稱す(四)。

1. Burke, The French Affairs, VII; Froude, Caesar, xviii; J. A. H. Murray, A New English Dictionary on Historical Principles; Chambers's Etymological Dictionary of the English Language; Webster's New International Dictionary of the English Language. 11. 同上及び A. Dictionary of the Derivations of the English Language; C. S. Morris, Imperial Reference Library Encyclopaedia Dictionary; E. M. Blackburn, A Study of Words. 111. D. C. Gilman, The New International Encyclopaedia; The Encyclopaedia Britannica; W. W. Skeat, An Etymological Dictionary of the English Language. 111. Spence, Essays, Representative Government P. 50; Ranton, Encyclopaedia of the Laws of England Vol. IX, P. 276; Wilson, State; F. J. Goodnow, Comparative Administrative Law Vol. I, P. 1; F. Fowler, The Concise Oxford Dictionary of Current English.

第參章 官吏の成立

公法上の特殊行爲により官吏たる任用任命及補職ありて、始めて官吏關係が完全に成立するものなり。唯此特殊行爲は各國の國法によりて其規定を異にし、或國は任命により、或國は選舉により、或國は慣習により、或國は任命と選舉とにより、或國は任命、選舉及び慣習の併用によりて官吏を登庸し及之に官職を授與し、又之に伴ふ各種の權利を授け、以て特定の人をして官吏たるの勤務を爲すべき地位に置きて完全なる官吏の成立あり、茲に官吏たるの効果を發生するものなり、我日本帝國の國法上に於ては官吏の登庸は唯任命の一途あるのみ(後項官吏の區別参照)。

抑も官吏の任命は國家が特定の個人に對し特殊義務を要求する一方行爲なり、從つて官吏の任命ありて補職なきは變則にして補職は任命に對する必然的附帶行爲なり。唯國家の意思によりて任命ありて未だ補職なきか、或は停職、休職の場合の如きは是正規的官吏の關係にあらず、中間休止の状態に在る者なるが故に之を間歇的官吏關係と稱す。而して官吏の任命は必ずしも其職務の擔任を伴ふも

のにあらざとする通説は、一見職務ある官吏と職務なき官吏との區別あるが如き誤解を生じ易からしむる嫌あり、吾人之を採らず。又文官任命令は官吏の任命ありて補職なき變則の場合を認めず、職務授與を前提として規定しあるが故に、任用なる語は任命と補職とを意味すと斷定して可なり。

第壹款 官吏成立の基礎

官吏關係の成立の基礎とは、官吏を任用する國家の選擇權の對象となるべき條件なり。

第壹項 國家の選擇權

第一節 選擇權の對象

官吏の成立(即ち任命、選舉若しくは慣習何れを問はず)は、國家と臣民との支配關係に起因するものにして私法行爲にあらず、故に官吏の任用は公法上の一方行爲にして、受命者の同意を要せざる國家の處分なり。既に官吏の任用は國家の必要より生ずる處分たるが故に、若し國家が國民の總數を悉く

官吏となすの必要あらば、當然強制的に任用するの權利あり、又官吏の地位を志望する者なきか、若くは志望者ありて定員に満たざる場合にも亦國家は強制的に任命するの權利あるも、斯る場合に逢着するは過去及び現在の國家の状態より想像し得べきにあらず。事實上國家は或一定の人員を必要とするも、官吏志望者は此需要に超過するを常とす、茲に於てか國家の選擇權なるもの發生す。從て官吏の任用に個人の同意 *Einzwilligung* 又は自發 *Freiwilligkeit* を要すとなす各種の學說(一)は悉く誤謬なり。個人の同意は唯國家の選擇權の對象となるべき一條件に過ぎず、何となれば個人の意思に反して強制的に特殊義務を負はしむるよりも、個人の同意を得て特殊義務を盡さしむるは國家個人相互の利益なればなり。

第二節 個人同意の意義

内外の學者の多數は官吏の任命には個人の同意を必要なりと爲す積極説を採りつゝあり、又少數の學者は國家の強制權説を認むるも實際上は個人の同意を得るを適當となす消極説を唱ふるも、吾人は共に之を採らざること前述の如し。

官吏關係は個人をして特別に國家の權力に服せしめ行爲の自由を制限する者

なるが故に個人の同意を要すとなすの説あるも、人民は官吏たる身分の有無に係らず一般的の自由の制限以外に職業身分によりて特別に自由の制限あり、故に自由の制限は官吏の任命に個人の同意を要する理由たるべからず、勿論國法上個人の意思に反して勤務義務を負へしむる規定なきも、必要あらば主權の發動によりて何時にても強制的に官吏を任命するを得べし、唯未だ其必要な結果として單に個人の同意を國籍及能力と共に官吏選擇權の對象となすのみ。個人の同意は官吏成立の必然的要素にあらざるは謂ふ迄もなし。

第三節 個人同意の關係

官吏の任命は契約にあらざ、故に個人の同意を要するも、個人の同意は任命なる國家の行爲其ものゝ必然的條件にあらざ、唯國家の選擇權の一條件たるのみ、故に假令此同意なき場合も單に任命行爲のみは成立すとの説(一)あるも是又不徹底の見解なり。任命は公法上の一方行爲にして個人の同意を要せずとの見解より見れば、假令個人の同意なきも任命行爲のみに止らず、官吏關係の成立あるは瞭然として明かなり。又官吏の任命は個人の同意を以て國家の申込に對する承諾なり、即ち兩者の合致したる意思の表示によりて爲す公法上の

契約 *Öffentlichen Verträge* なり(二)とする説あるも、余は全然之を採らず、又余と同一見解にして官吏の任命は公法上の一方行爲なりと認めながら個人の同意を要すとなす説(三)或は時に個人の同意を要する場合ありとなす説(四)にも、余の左袒せざる理由は前述の如し。從て官吏關係の解消にも亦個人の同意を要せず。

1. *Lehrbuch, Staatsr. Bd. I. S. 406; Neumann, Medic. juris principum privati, de jure personarum. Francof. ad M. 1751. § 425. Rehm, Annalen S. 125; O. Mayer, Verwaltungsr. Bd. II. S. Cassirer, Natur S. 15; Jellinek, System S. 209 fg. II. Jellinek, System S. 209 fg.; Begemann, Natur S. 91 fg. I. Band, Staatsr. Bd. I. S. 406 n. 421; Seyditz, Staatsr. Bd. II. S. 189; Löning, Verwaltungsr. S. 119; III. O. Mayer, Verwaltungsr. B. II. S. 221. Cassirer, Natur S. 25 fg. Bornhak, Staatsr. Bd. II. S. 28 fg. E. G. Meyer, Staatsr. S. 408; Bornhak, Staatsr. Bd. II. S. 27 fg.; Seyditz, Staatsr. Bd. II. S. 189.*

第貳項 受命資格

受命資格とは國籍及國法上との關係を謂ふ

第一節 國籍の必要

我國に於ては官吏の任命を受くる者は我國籍を有せざるべからず、獨逸、白耳義等に於ても亦然り(一)但し我國籍を有せずとは、我臣民にあらずとの意義なり、必らずしも他國の國籍を有する者に限らず、無國籍人も亦外國

人と見做し受命能力なしと解釋すべきものなりとす。然りと雖官吏の任命は國家の統治權の作用なれば必要により之を外國人に及ぼす場合なきにあらず、假令は外國人にして形式上の官吏たらず、備囑托等の實質上の官吏に採用する場合(本章第三款參照)の如きは是なり。而して官吏の任命は國家より見れば公法上の處分なり、されど個人より見れば參政權其他の公權と共に公法上の權利にして重大なる國法上の關係あり。

第二節 國法上の關係

我國法に於ては外國人は獨り官吏たるの權利なきのみならず、有ゆる公權を有せざるが故に、自ら官吏を志望するを得ずと雖公法上の契約によりて實質上の官吏たることあり、此場合は一般國民の服從義務の外更に官吏たる特殊義務を負ふべきは言ふ迄もなし。獨逸の如きは外國人にして官吏に任命されたる時は當然獨逸の國籍を取得し、又官憲の許可なくして外國の官吏たる者は其國籍を失はしむる規定ある程なり(三)。故に何れの國も外國人を任命せざるは國法が直接又は間接に之を否認する結果にして、若し否認の國法なくんば外國人と雖形式上及實質上の完備せる官吏に任命するを得べし。我憲法第十九條

には、日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得トあり、外國人の任命を禁止せずと雖其精神は文武官吏たる者は日本臣民に限定するに在るや勿論なり。尙其後發布されし國籍法、恩給法、陸軍將校分限令及び海軍將校分限令等、何れも外國人は官吏たるを得ざる前提の下に規定されしに徴して之を知るべし。

1. Inbnd. Staatsr Bd. I. S. 423; Rehm, Annalen 1885 S. 112. 11. Gesetz über die Erwerbung und den Verlust der Reichs- und Staatsangehörigkeit vom 1. Juni 1870. § 9 Abs. 1 n. § 22.

第參項 能力資格

我憲法第十九條には受命者は法律命令の定むる資格を要すとなすも、未だ概括的に其資格を規定したる法律命令なきが故に、諸種の法令に據りて之を知るの外なく、之を綜合歸納して前項の受命上の資格と能力上の資格の二となす、能力上の資格は又積極と消極とに區分するを得べし。

第一節 積極的資格

官吏たる者は一男子たること但し法令により特に女子の

任命を認めたるものあり。二、成年に達したること、成年以上ならば一般に年齢の制限なし、但し特別の官吏に就きては一定の年齢を定む、樞密顧問官は満四十歳以上、會計検査官部長等の満三十歳以上なるを要するが如きはなり。三、一定の能力を證明を有すること、即ち甲、試験に登第すること、試験にはイ、一般文官たるべき能力を證明する一般試験あり、之を文官高等試験と文官普通試験とに分つ、ロ、特殊の文官たるべき能力を證明する特殊試験あり、外交官、判檢事、郡長に對する試験の如きはなり。乙、試験以外の證明を有すること、即ちイ、或種の官吏は高等官と判任官とにより文官高等試験委員又は文官普通試験委員の詮衡あり、教官、技術官の如きはなり。ロ、一定の學歴ある者は判任官吏たる資格を得、官公立中學卒業生は判任官吏たるを得るが如きはなり。又ハ、一定の實務上の經歷ある者は法令の定むる所により一定の官吏たる資格を有す、滿二年以上在職の外交官、領事官、判事又は檢事が一般文官たるを得る（大正二年勅令第二百六十一號文官任用令）が如きはなり。

第二節 消極的資格

一、特に官吏たる資格剝奪處刑を受けざること。即ち甲、舊刑法の重罪刑に處せられ、又は新刑法の無期若しくは六年以上の懲役又は禁錮に處

せられたる者は永久官吏たるを得ず。乙、舊刑法の禁錮に處せられ又は新刑法の六年未滿の懲役若しくは禁錮に處せられたる者は、其刑の執行を終り又は其執行を受くることなきに至るまで官吏たるを得ず。丙、懲戒免官後滿二年を経過せざる者は再び官吏たるを得ず。

第貳款 官吏成立の要件

官吏關係の成立の基礎たる國家の必要あり、又之に應ずる資格ある受命者ありと雖、其關係を成立せしむべき要件備はらざれば官吏と稱するを得ず、其要件とは任命即ち是なり。

第壹項 任命の形式

第一節 任命者

官吏の任命は公法上の處分なるが故に事實上之を行ふ機關あり、此機關を任命者となす、我國に於ては憲法上官吏の任命は大權に屬するも、天皇親ら之を行ふ場合と官廳に委任する場合とあるが故に、行政法上天皇と天皇の

委任したる官廳とを任命者と稱す。其任命者の天皇たるか官廳たるかは官吏の種類によりて異なれり。一、高等官の中、親任官は何等の機關を経由することなく天皇親ら任命の手續を行ふ之を親任式と名づく、普通任勅官は天皇の旨を奉じて内閣總理大臣之が任命の手續を行ふ、奏任官は内閣總理大臣に於て任意に任命の手續を行ふ。二、判任官は天皇に於て任命せず官廳之を行ふ、其官廳は官制之を定むるも、通常は任命せらるべき官吏の屬すべき官廳なりとす。

第二節 任命の表示

官吏の任命は公法上の處分なるが故に、國家が個人に對して此處分をなす意思表示は、暗黙の意思表示にては不可なり必らず明示たるを要す、既に明示たる以上は特に規定なき限り口頭を以てすると文書を以てするとを問はざるなり。我國法に於ては官吏を任命する文書を官記と稱す、高等官の任命は官記を必要とする要式行爲なり。而して其他の官吏を任命するは必要なる形式なしと雖、實際上文書を以てするを通常とす。官記には一、任命せらるる者、二、任命者、三、特定の官に任命する趣旨、四、年月日を記載すべきものとす。右の外勅任官には御璽を鈐し、他は内閣の印を押捺す、官記若しくは任命の通達は相手方の個人

に交付すれば可なり、之を公布する要なきも實際上高等官の任命は官報の記載事項中に加へらる（明治十六年五月太政官二三號達）と雖、是任命通達の形式として公布を要するが爲めにあらざるは謂ふ迄もなし。

第貳項 任命の内容

受命者の資格によりて任命内容を異にす、任命の内容を分ちて普通任用、特別任用の二となす、普通任用によりて任用せられたる官吏は、其任用の資格を要件とする一定の種類内に於て他の如何なる官吏にも轉ずるを得と雖、特別任用によりて任用せられたる官吏は、其特別任用を認むる規定の範圍内に於てのみ他の官吏に轉ずるを得るの區別あり（文官任用令第三條）。

第一節 普通任用

文官任用令の適用による文官を一般文官とし、特殊の規定の適用による文官を特殊文官とす。共に其任命に普通任用及び特別任用あり。普通任用とは一定の種類の種類が爲めに、原則として必要なる能力資格を有する者を、其種類に屬する官吏に任用するを謂ふ、特殊文官の普通任用は其場合少き

のみならず其官吏によりて資格能力を異にするが故に其説明を省略す。

一般文官の普通任用には種々區別あり、一、教官、技術官以外の一般文官の普通任用に就ては、1、敕任官たる一般文官の普通任用は次の資格の一つを有せざるべからざるも親任官は資格の制限なし（文官任用令第一條）。文官高等試験に合格し滿一年以上勅任官たりし者又は二年以上高等官三等たりし者（文官任用令第二條）、及び文官高等試験の合格者ならざるも二年以上勅任文官たりし者又は奏任文官として二年以上高等官三等の職にありし者は文官高等試験委員の詮衡を経て勅任文官に任用することを得（文官任用令第三條）。

但し内閣書記官長、法制局長官、各省參政官、各省副參政官、秘書官、秘書は此規定を適用せざるものとす（大正二年勅令二六二號任用分限又ハ高等官ノ初級階級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件一條）。
2、奏任官たる一般文官の普通任用は文官高等試験に合格したる者、外交官及領事官試験に合格し二年以上外交官又は領事官の職に在りし者、滿二年以上判事又は檢事の職に在りし者に限り（文官任用令五條）。
3、判任官たる一般文官の普通任用は、中學校又は文部大臣に於て之と同等以上と認定したる學校の卒業生、一般の専門

學校入學に關する試験檢定の合格者、専門學校令に依り法律學、政治學、行政學又は經濟學を教授する學校に於て三年の課程を履修し其學校を卒業したる者、文官普通試験の合格者、文官高等試験の合格者、三年以上文官の職に在りし者、五年以上雇員たりし者に限り（文官任用令六條）。

第二節 特別任用

特別任用とは一定の種類の官吏たるが爲めに原則として必要なる能力上の資格を有せざるも、他の法定上の能力を有する者を其種類に屬する特定の官吏に任用するを謂ふ。1、特定の學術技藝を要せざる一般文官の特別任用は勅任官にありては陸海軍將官を其部内の勅任官となすことと得へし（文官任用令四條）、奏任官にありては二年以上奏任教官たりし者は文部部内の奏任官に任用することを得べし（文官任用令五條）、2、教官、技術官其他特別の學術技藝を要する文官は、高等官にありては文官高等試験委員の詮衡判任官に在りては文官普通試験委員の詮衡を経て之を任用するを得べし（文官任用令七條）。

第參項 任命の効力

り、茲に始めて官吏たるの義務を完全に負擔す、之を官吏の任用と稱すべき所以は既に論じたる所也。

第壹項 實質上の官吏

實質上の觀念に於て官吏とは公法上の行爲に基きて、國家の事務を行ふべき勤務義務及び精神義務を有する個人なりと謂ふべし。

第一節 勤務義務

官吏の勤務義務とは公法上の特殊行爲に基きて生ずるものなり、國民は常に官吏として國家の事務を行ふべき普通義務を有するにあらず、國家は必要により其選擇權によりて相當の資格ある者を任命し、受命者に限り官吏としての勤務義務を生ずるものなり。而して我國法に於ては官吏の行ふべき事務は國家の事務に限り、地方自治團體の事務を行ふは公吏となす。官吏の行ふべき國家の事務は官職なり、官職は苟くも國家の事務たる以上は單に命令權の行使に止らず、世の所謂高等のもの即ち智能的事務たる、下等のもの即ち機械的のものたるを問はず、單純なる經濟上の行爲たる、又は技術上の行爲たるを問

はざるなり(一)。又通説に依れば兵士は國民の普通義務なるが故に官吏にあらずとなすも、本來國家に對する國民の義務は平等なり、唯國家の事務を行ふに當りて特別の規定あり、又國家の選擇權によりて特別の資格を要するが故に、之に對して官吏の特別 *besondere*(二)の權利義務なるもの發生す。兵士も亦特別義務を有するが故に實質上の官吏なり。

第二節 精神義務

前節の勤務義務を行ふに當り精神上の勞苦を要するや論勿しと雖、精神義務と勤務上の精神上の勞苦とは全然區別せらるべきものにして、一身を國家に捧けて忠勤 *Treue* を盡すの義務なり(三)。廣義的に謂へば、國民の義務は國家に忠勤を盡すに在りと雖、臨時異常の事變勃發せざる限りは國民は唯國法に従ふの義務を有するのみ。官吏は之に反し常に積極的に、國家に忠勤を盡すの特殊義務あり、即ち官吏關係は一般臣民關係に比して特別の法律關係なり、官吏は此特殊義務によりて一身を國家に捧ぐるが故に、其執る所の事務は定量なく又確定せず、一に國家の命ずる所によりて變動あるものとす(四)。

第三節 國家の事務

國家の事務を行ふ者に國家の職員たるものと然らざるも

のとあり、國家の職員は國家機關を構成するものにして、其國家の事務を行ふは自己の人格作用にあらず、全く國家人格として行ふものなり。之に反して國家の職員にあらざる者、假令ば國家及び公法人の工事に従事する工夫、職工等の如き者が、國家の事務を行ふは自己の人格作用により、國家と私法上の契約に基きて一定の義務を盡すを以て足れりとす、故に國家の職員にあらず。而して個人が私法上の契約により、國家の事務を行ひ得るは各國共に認むる所なり、唯之をも官吏と稱すべきや否やは獨逸にも多少の異論あり(五)と雖、我國法上に於ては官吏關係は明かに私法關係にあらざるなり。

第四節 國家の職員

又國家の職員には官吏たる者と然らざるものとの二種あり、官吏は勿論實質上の官吏にして官吏待遇なき雇員又は兵士の執るべき事務は、不確定不定量にして自己の人格作用によりて之を行ふにあらず、全く國家の意思に遵由す、即ち形式上の官吏にあらざるも實質上の官吏たるべきものなり。然るに帝國議會は行政、司法の官廳と共に國家機關を構成しつゝあるに係らず、其議員の義務を果すに於て事務の種類或は定量等に就きて國家の意思に制限を加へら

るゝことなし、故に議員と官吏とは區別するを要す(六)。

1. G. Meyer, Staatsr. S. 497; Bornhak, Staatsr. Bd. II. S. 23; Laband, Staatsr. Bd. I. S. 407 fg. 11. Rehm, Annalen, S. 82; G. Meyer, Staatsr. S. 497; Laband, Staatsr. Bd. I. S. 413. 12. Laband, Staatsr. Bd. I. S. 413; O. Mayer, Verwaltungsr. Bd. II. S. 195. 13. Bornhak, Staatsr. Bd. II. S. 21; Rehm, Annalen, S. 154. 14. Löning, Verwaltungsr. S. 115; O. Mayer, Verwaltungsr. Bd. II. S. 199, 216 Anm. 20 u. 220; Laband, Staatsr. Bd. I. S. 404 Anm. 2. 15. O. Mayer, Verwaltungsr. Bd. II. S. 200.

第貳項 形式上の官吏

官吏の形式上の觀念は國法が官吏なりと規定せる範圍に限定さる、故に實際に於て實質上の官吏にして形式上の官吏にあらざる者あり。

第一節 形式上の官吏

我國法が官吏なりと規定する者に高等官及判任官の二種あり、高等官を分ちて更に勅任官及び奏任官の二とし、勅任官を更に分ちて親任官及び普通勅任官の二とす。即ち此親任官、普通勅任官、奏任官及び判任官の四種以外のものは其性質の如何を問はず、國法に於て官吏と稱せず、即ち形式上の官吏にあらず。故に前項に説くが如く、實質上の官吏にして形式上の官吏たらざるもの多々あり。

第二節 形式上の待遇者

國法上の官吏にあらざる者が形式上の待遇を受くる場合三あり、一、或種の形式上の官吏たる者が、他種の形式上の官吏の待遇を受くること、例へば帝國大學總長、檢事總長なる官吏は、官制上勅任官なるも親任官の待遇を受くるが如き是なり。二、形式上の官吏にあらざるも實質上の官吏が形式上の官吏の待遇を受くること、假令ば宮内省の御用掛は實質上の官吏にして形式上の官吏にあらざるも勅任若しくは奏任の待遇を受け、公立の中學校、高等女學校の校長及び教諭或は公立の小學校長が奏任官の待遇を受け、巡查看守等が判任官の待遇を受くるが如き是なり。三、形式實質共に官吏にあらざるも形式上の待遇を受くること、假令ば實質上及形式上共に官吏にあらざる高等官試補が奏任官の待遇を受け、文官見習は判任官の待遇を受くるが如き是なり。

第三節 形式上の待遇なき者

實質上の官吏にして形式上の官吏にあらず、且つ形式上の待遇を受けざる者あり、即ち親任官、普通勅任官、奏任官又は判任官の何れにも屬せず又其待遇をも受けざるも、實質上の官吏と認むべきものあり、囑托員、雇員、講師、委員、公吏の名稱ある者多くは之に屬す。但し公吏の名稱は我國に於て廣狹

の二義あり、狹義の公吏は單に地方自治團體の吏員に限り、廣義の公吏は更に之に加ふるに裁判所に隸屬して特定の國家の事務を行ふ執達吏及公證人を構成するものを以てす。

第參項 官吏の區別

官吏は諸種の標準によりて長官と補助官、或は政務官と技術官等諸種の區別を爲すことを得と雖、任命の種類に由る區別と官職の種類に由る區別とは普通に用ひらるゝのみならず理論上妥當なり。

第一節 任命の種類に由る區別

任命の種類に條件の有無に由るものと官等に由るものとの二種類あり。國家の官吏を任命する目的は特定の人に對し公法上の義務を負擔せしむるに在り、故に任命と同時に官職の授與あるは正則にして所謂無條件の官吏是なり。但し少數の場合なりと雖、一、任命あるも官職の授與なく唯將に官職を授與すべき地位に置くか、又は休職待命或は軍人の豫備役等により職務を執らざることあり、何れも官吏にして官職なき變則の状態にあるは、唯國家の

意思により一時休止的地位に在る迄にして、何時にても國家の必要に應じて職務を執るべき間歇的關係に在り、故に之を條件附官吏と稱す。條件附官吏は現在に於て官職なきが如きも全く官職なしと謂ふべからず、休職待命豫備は勿論任命ありて未だ職の擔任なき者、假令は各官の試補の如き何れも將來執るべき職務の範圍に付豫め一定しつゝあり。次に、任命の種類により高等官及び判任官の二種あり。一、高等官は親任官、勅任官及奏任官にして親任官は官等以外に在り、普通勅任官は高等官一等級及び二等とす（高等官官等條令一條）。奏任官は高等官三等乃至九等とす（同上一條四條）。二、判任官は天皇に奏薦することなくして任命せらるゝものにして、其官等は五等に分つ（文武判任官等級表）。此任命の種類に由る區別は國家が官吏に對する待遇を定むる標準なり。

第二節 官職の種類に由る區別

官職の種類に由る官吏の區別は武官及文官或

は司法官及行政官に分つべし。1、文官及武官の區別は國法上明劃なり、武官は戰鬥事務及軍事事務を爲す官吏なり、戰鬥事務は全然武官に限るも戰鬥事務に伴ふべき軍事事務には文官を用ゆる場合あり。即ち戰鬥事務以外の軍事事務中、陸軍

及海軍の經理、衛生又は陸軍の獸醫、軍樂、海軍の機關、造船、造兵、水路等の事務は武官の掌る所にして、陸海軍の教授、編修、通譯、監獄又は陸軍の理事、海軍の主理は文官なり。而して武官は法律上特別の取扱を受け、一般官吏に關する法規の適用を受けざる點多し、是本書の内容は文官を主題となせる所以なり。2、司法官及び行政官の區別は司法官は司法事務を行ふべき官吏にして判事即ち是なり、判事は司法裁判所を構成し、裁判事務を行ふものなり、檢事は公訴を提起實行する司法行政上の官職にして司法官にあらず、されど普通に判事及檢事を總稱して司法官と唱ふ。行政官は行政事務を行ふ機關にして、通例官吏と謂へば行政官を意味する程に其範圍廣汎なり。

第四項 官職の授與

國家の官吏任命の目的は特定の個人に對し特殊の公法上の義務負擔を要求するに在り、從て官職の擔任は官吏任命に對する必然的附帶條件なり。故に官吏關係を成立せしむる國家の行爲は任命と官職の授與との二つより成る（第三章官吏の成立

(初段及前項参照)

第一節 官職の期限

官職の授與は必ずしも其期限の永続的なるを要せず、一定の短期間を限りて國家の事務を行はしむることあり、此受命者も亦官吏たり。而して定期の事務と雖、不定量不確定の事務たるを妨げず、官職の授與を以て永続的たるを要すとす説あるも(一)、之を要せずと爲すは通説なり(二)。且つ我國法には何等の規定なきが故に、定期の官職を授與するは毫も妨げざるのみならず其實例多々あり。獨逸官吏法第三十八條第一項に於ても亦之を認め唯定期の官職及他の業務の傍ら官吏たるものは、官吏法に據る年金請求權を與へざる特別の取扱を爲すのみ。

第二節 官職の兼務

官職の授與は専務的に其事務を行ふ者に限るにあらず、他の業務を執る傍ら勤務を爲す者を任命することあり、但し此場合も亦受命者は専務的ならざるも、官吏たる勤務義務及び精神義務を盡さざるべからざるは勿論なり。官吏は専務的なるを要すとす學説(三)あるも、之を要せざるは我國は勿論各國の實例の示す所なり、又法律に於て之を要せずと規定したる國あり、學説も亦

官吏は必ずしも専務的なるを要せずとするもの多し(四)。但し前節の期間の限定及び本節の兼務の限定ある場合は法律若しくは長官の許可を以て、特別の規定を設け或制限を設くるを通例とす。

1. G. Meyer, *Staatsr.* S. 498 fg. 11. Bornhak, *Staatsr.* Bd. II. S. 23; *Landw.*, *Staatsr.* Bd. I. S. 407. 12. 同。 13. *Rehm*, *Hirtus Annalen* 1885, S. 180-181; *Bogemann*, *Natur*, S. 63-64; *Landw.*, *Staatsr.* Bd. I. S. 409.

第五項 官職の擔任

官吏成立の要件たる官職の擔任は之を形式と内容と勤務關係とに分つべし。

第一節 官職擔任の形式

官職の擔任は如何なる形式の下に之を爲さるゝや、即ち國家が受命者に如何なる形式にて官職を授與するやを見るに、其形式には一定の規定なく通常任命の形式と同一なり。即ち口頭を以て任命する時は口頭を以て官職を授與し、文書即ち官記を以て任命する時は文書を以て官職を授與す、而して官吏の任命は國家の事務を行はしむる爲めなるが故に、當然官職の授與を附帶すべき公法上の行爲なり、されど或特殊の場合には官吏の任命には直に官職の授與

を附帶せざる變則の事例なきにあらざるが故に、官職の授與を分ちて正規附帶行爲と間歇附帶行爲となす。一、正規附帶行爲とは官吏任命の附帶行爲たる官職の授與を、官吏の任命と同時に、行ふて受命者をして直に官職の擔任をなさしむる手續を謂ふ、學者或は此場合を指して官吏の任命と官職の擔任と同一行爲中に併合せらるるものとし、併合手續となすものもあるも、併合なる觀念は二つ以上を併合する認知作用の所産なり、然るに官吏の任命と官職の授與とは全然別個の行爲にあらざるが故に、同時に行はるゝは原則にして之を併合手續と見做すは誤謬なり。

二、間歇附帶行爲とは官吏の任命に附帶して同時に官職の授與あるは原則なるも、例外として國家の意思により官吏の任命あり、更に或期間を隔て、然る後に官職の授與ある場合あり、此場合を指して人或は官吏の任命と官職の授與とは各特別の行爲(一)たる場合なりとなすも、其誤謬たる所以は、此場合には單に國家の意思により、本行爲と附帶行爲とに間歇あるに過ぎざればなり。

第二節 官職擔任の内容

官職の擔任とは官吏が國家を代表して其事務を行ふの義なり、公法上の行爲能力あるは國家にして、官吏は國家の機關を構成するに過

ぎず、法律は既に國家其他の團體人 *Körperschaften* の人格を認むるが故に、當然國家の行爲能力を認む(二)而して官吏は唯國家の委任する事務を行ふのみなるが故に、官吏の爲す行爲を國家行爲と認むるには一定の要件なかるべからず、之を官職擔任の内容となす、分つて二となす、權限と適法と即ち是なり。官吏の爲す行爲は其構成する機關の權限内に限り國家行爲となす、一、故に若し法令上の限界を超えて爲されたる行爲あらば、官吏が國家機關として爲したる行爲にあらず、官吏の一人として爲したる行爲なり、従つて其適法たと違法たとを問はず、法律上國家行爲にあらずとなす。二、官吏の爲す行爲は適法なる範圍内に限り、國家行爲となす、若し違法なる行爲あらば官吏としての行爲たるは勿論機關の權限内に於てならず、亦國家行爲にあらず、故に之を單に官吏其者の一人の行爲なりとす(三)、但し官吏の行爲の權限外なるや否や、又違法なりや否やは、重に行政裁判所の判決或は司法裁判所又は他の行政官廳が法令の定むる所により、職權を以て又は要求を俟つて裁決するものとす。是等の機關によりて決定されざる間は、官吏のなしたる行爲は假令權限外又は違法なりと雖、適法の狀態に在りと謂はざるべからず。換

言すれば如上の行政裁判所其他の機關ある理由は、官吏の行爲は時に全く國家行爲にあらざる場合なきを保し難しとする觀念を前提として設けられたる制度なり。

第三節 勤務關係

官吏が既に官職の擔任あるや上官の命に従ふて其事務を行はざるべからず、上官 Dienstvorgesetzte、又は Vorgesetzte Behörde とは、他の官吏に對して國家の勤務要求權を行ふべき官府なり。即ち勤務要求權を有するは官府を構成する官吏にあらざり國家自身なり。唯其權限を國家より委任されたる上官は國家を代表し勤務命令 Dienstbefehl を下すのみ、故に勤務命令は官制其他の法律命令の規定により、其權限ある官府の下すべきものにして、且つ其命令の内容は必ずず官吏が國家の事務を行ふ方針、規律等一定の行動を指示するに限定さる。

I. O. Mayer, Verwaltungsr., Bd. II, S. 225. II. Gierke, Privatr., Bd. I, S. 518 fg. III. Erwing, Die Haftung des Staats aus rechtswidrigen Handlungen seiner Beamten, S. 107.

第四章 官吏の效果

國法上の資格ある者が官吏の任用任命及補職を受けて官吏關係の成立あり、此官吏關係成立の效果として官吏の義務及び權利の發生あり。

第壹款 官吏の義務

官吏の義務には官吏として爲さるべからざる積極的義務と、此義務に違反したる結果に就きて法律上負ふべき責任即ち消極的義務の二種あり。

第壹項 積極的義務

官吏の積極的義務には官吏關係の成立と同時に負ふべきものと職務上の義務との二種あり。官吏關係成立と同時に負ふべき義務とは、現に官職の擔任ある正規的關係に在る官吏と間歇的關係に在る官吏即ち官吏の任命あるも未だ官職の擔任なく、或は既に官職の擔任ありしも休職待命等の爲めに一時官職の擔任なき

もの以上如何なる官吏を問はず、苟も官吏たる以上は共通に負ふべき義務にして、之を普通義務と稱す。職務上の義務とは官職を擔任する官吏が各自異なる官職に對し特に負ふべき義務なるが故に、之を特殊義務或は職務義務と稱す。

第一節 普通義務

官吏は忠實服従の義務あり。忠實とは犠牲的精神を以て國家の利益を計るを意味し、服従とは國家を代表し勤務要求権を有する上官に對する服従を意味す、又官吏は其職務の内外を問はず品位を保持するの義務あり、此官吏の義務を守る爲め、官吏は職務上の秘密を守り本屬上官の許可なき限りは假令裁判所の證言と雖拒絶せざるべからず(明治二〇年勅令三九號官吏服務規律四、五條)。而して又國法は官吏の他人より贈遺を受くるを禁じ(官紀一〇條)、外國の君主又は政府より勳章榮賜、俸給並に贈遺を受くるには許可を受くるを要すとし(官紀八條)、船車の無賃切符を受くること、及び諸般の官廳關係者の饗燕を受くるを禁じたり。又品位保持に關しては、國法は廉耻を重んじ、貪汚の所爲あらざること、威權を濫用せず、謹慎懇切なるべきこと、浪費して産を破り、其分に應ぜざる負債をなすべからざること(官紀三條一四條)を規定したり。

第二節 特殊義務

特殊義務即ち職務義務は官職を負擔するもの、義務なり、官吏は官職を負擔せざるも其本屬上官に服従すべきは勿論なるも、1、官吏は特に職務に關し公私の別を明かにし、又繁縟を省きて事務の簡捷を計り(大正六年内閣訓令第一號)官紀の振奮に關する件、又勤務要求権を有する本屬上官より命令あらば絶対に之に服従する義務あり、されど職務上獨立の權能を有する官吏は、上官の勤務命令に服従するに及ばず、假令ば裁判官行政裁判所評定官は上官の勤務命令に服従すべきものなりと雖、其職務たる裁判行爲其ものに就ては毫も上官の命令に服従するの義務を有せず、其他職務行爲に就きて上官の制肘を受けざるものあり、會計検査官、技術官及び専門學術教官等はなり。2、官吏は能く其職務を盡すの義務あり、即ち官吏は擔任の官職を執行し、其効果を擧げざるべからざるが故に、法律上の義務履行其他の理由にて本屬上官の許可あるか或は賜暇ある場合の外は、任意に居住地を離れ或は官職を離るゝを得ず、又官職執行を妨害すべき他の業務を行ふことを得ず。即ち官吏は營利會社の社員となり、商業に關係し或は給料を得て他の事務を行ふを得ず、又商業を營むは獨り官吏のみならず、其家族に對しても之を禁止す、但し本屬上官の許可

ある者は此限りにあらずとす。(官吏職務規律(一、二、三條))而して特定の官吏を除き一般官吏は、其職務に妨げなき限り衆議院議員たることを得。

第三節 附帶義務

或特定の官吏は如上普通義務、職務義務以外に官職の授與に附帶する義務即ち身元保證の義務あり。分つて二となす、身元保證金 *kaution* 及び身元保證人はなり。1、身元保證金を要するは勅令の定むる所により、現金又は物品出納を掌る出納官吏なるも(會計法二八條及明治三五年八月勅令二〇五號一條)、各省大臣の命令なき時は納付に及ばず、身元保證金は現金を納むるを原則とし、公債證書又は土地の提供を以て之に代ゆる時は、其價格は各省大臣の認定する時價によりて之を定む(會計規則一〇三條、前掲勅令三條)、2、身元保證金額は各省大臣之を定め、且つ之を會計検査院に通告す(會計規則一〇二條一項)。身元保證金の納付は國家が官職を授與するに當り、附帶義務として任命者に負はしむる公法上の義務なり(一)。之を全然特別の義務として官吏の勤務義務中より除外する(二)は誤されり。2、身元保證金を納付すべき官吏は、各省大臣の認定により保證金に代ひて身元保證人を立て保證金の一部又は全部の納付を免除することあり(會計規則一〇二條二項)、但し當該官吏補職以後は國家と保

證人との關係は私法上の契約關係なり、即ち保證人は官吏が將來國家に對して負擔することあるべき債務を辨償する不定なる保證債務を負ふ、而して其の辨償すべき限度は出納官吏が保證人を立てて免除を得たる保證金に相當する金額なり。

1. Bornhuf, Staatsr. Bd. II, S. 38 n. Anm. 7. 11. Laband, Staatsr. Bd. I, S. 427; G. Meyer, Staatsr. S. 509; Seydel, Staatsr. Bd. II, S. 206; O. Meyer, Verwaltungsr. Bd. II, S. 263 Anm. 31.

第貳項 消極的義務

官吏が義務違反の行為ある場合に其結果に對し法律上一定の責任を負ふ。換言すれば義務違反に由つて生ずる消極的義務あり、分ちて官吏法上の義務、刑事法上の義務及財産法上の義務の三となす。

第一節 官吏法上の義務

官吏が義務違反のために懲戒罰 *Disciplinarstrafe* を科せらるゝ行為は、他の犯罪に對して之を懲戒犯と名づく、官吏法上の義務は懲戒犯を受くる行為ある場合に生ず。然りと雖官吏の懲戒犯は單に國家の官吏に對する

勤務要求権を害するに止り(一)、未だ犯罪を構成する程度にあらざるが故に、學說としては異論なきにあらざるも、事實上職務犯罪と區別す(二)、懲戒罰は一般の刑罰権と異り(三)、國家は官吏に對する勤務要求権に基きて科するものにして、其目的は官紀を維持するが爲めなり(四)、官吏の懲戒は當然國家の官吏に對する勤務要求権中に包括せらるゝが故に、法律及び命令上の規定あるを要せざるも、特に勤務要求権の發動を制限する場合に特別の規定を設け、國家は其法規の定むる所により適法の手續に據るにあらざれば懲戒を行ふこと能はず。我國法には懲戒は文官に關するものと武官に關するものと二あり、文官は司法官には判事懲戒法あり、行政官には文官懲戒令ありて親任官及び法令に特別に規定ある官吏を除きて總て此適用を受く、特別の規定とは行政裁判所長官評定官懲戒令及び會計検査官懲戒法等あり、武官には陸軍懲罰令、海軍懲罰令あり、懲罰に一、免官により官吏關係の解消を目的として科せらるゝ、淘汰罰と、二、譴責或は減俸により義務違反の官吏を改善するを目的として科する矯正罰との二種あり。而して此懲戒罰に附帶し任命資格の一時的喪失、恩給權の喪失、位記返上及び俸給の一時的支給停止の附

帶罰あり。

第二節 刑事法上の義務

官吏が義務違反の行爲あるが爲めに刑罰を受け消極的の義務を生ず、之に職務犯罪と普通犯罪とあり(五) 1、職務犯は本職務犯と準職務犯とあり(六) 共に職務上の犯罪にして本職務犯は官吏の職務上の行爲が犯罪を構成するもの即ち重に職務濫用即ち官吏が其職權を刑法上の違法行爲に於て使用する場合なり。本職務犯も準職務犯も共に法律上官吏にあらざれば犯罪とならざるも、準職務犯は本職務犯に異り、官吏にあらざるも事實上同一犯罪を構成し刑罰を科せらる、唯法律上官吏に對し特別の刑罰を科するものなり。2、普通犯は事實上法律上共に官吏にあらざるも同一犯罪を構成するも、唯官吏に對して裁判官は犯罪者の官吏たる事情に據り、法定の範圍内に於て自由裁量を爲し刑罰の加重を爲す、是刑法が官吏に對して特に規定する所なり。

第三節 財産法上の義務

消極的義務中の財産法上の義務とは、官吏が義務違反の行爲に由りて他人に生じたる損害を賠償するの義務なり。但し此義務違反の加害行爲は職務上爲されたる官吏としての行爲たる場合に限るは勿論なり、之を

官吏の國家に對する賠償義務と、官吏の私人に對する賠償義務との二つに分つ。

1. 官吏の國家に對する賠償義務は公法上の問題(七)にして、固より民法の適用あるべき性質にあらざ、又國家に對する官吏の義務より直接發生するにあらざ、特別の規定によりて生ずる特別義務なり、而して我國法は一般の官吏の國家に對する賠償義務を認めず、唯出納官吏に就て特別の規定を設け、現金又は物品に付て國家に損害を生じたる場合に之を賠償するの義務を負はしむ(會計法二六條物品會計規則七條)、而して此賠償の義務の確定は會計検査院の判決なりと雖、此判決は直に官吏に對して賠償を命ずるにあらざ(會計規則八八條、八九條、一〇五條)、之に依つて各省大臣は官吏に賠償を命ずるを要す。又各省大臣は其判決前に其所屬出納官吏に賠償を命ずるを得るも、其官吏は之に對して會計検査院の判決を求むることを得、² 官吏の私人に對する賠償義務は、若し官吏が私人に對する支配關係にて加害行爲あらば公法上の問題なるも、官吏其人の行爲たる場合は私法上の問題なり。而して公法上の行爲と雖、官吏の違法行爲は國家の行爲にあらざるが故に(前章第五項第二節官職擔任の内容参照)、官吏の義務違反の行爲により私人に損害を生じたる時は常に私法上の不法

行爲とす、従つて法律命令の規定以外に於て賠償義務を負ふことなし。此規定は一般的东西と特殊的东西とあり、一般的の不法行爲は民法の示す如く、故意又は過失によりて違法に他人の權利を侵害し損害を生ずるの行爲なり(民法七〇九條)、特殊の不法行爲は刑事訴訟法第十四條但書の判檢事、裁判書記、執達吏、司法警察官、巡查憲兵卒、戶籍法第四條の戶籍吏、不動産登記法第十三條の登記吏に就て各規定す。

1. Löning, Verwaltungsg. 126-127. 1) G. Meyer, Staatsr. S. 517-518. 2) G. Meyer, Staatsr. S. 528. 3) G. Meyer, Staatsr. S. 517. n. S. 521 fg.; O. Mayer, Verwaltungsg. Bd. II. S. 242 Anm. 15n. 4) Laband, Staatsr. Bd. I. S. 440 fg.; Löning, Verwaltungsg. S. 126. 5) Laband, Staatsr. Bd. I. S. 440. 6) Dehns, Haftpflicht. S. 85; Laband, Staatsr. Bd. I. S. 446-447.

第貳款 官吏の權利

官吏の權利には一般に官吏關係の成立と同時に當然伴ふべき本質的のもの、國法の規定により特に與へられて後始めて發生すべき附帶的のものとの二種あり。

第壹項 本質的の權利

官吏の本質的の權利を全く認めざる學者ありと雖、官吏には一般的に當然伴ふべき權利あり。

第一節 國家の承認を得る權利

官吏は任命を受くると同時に國家より官吏たる身分を認めらるゝの權利あり、官吏は種々の事實上の利益及び法律上の權利を伴ふものにして、其身分を保有するは一身上の利益たることを言を俟たず。而して國家が官吏を任命するには即ち其者の官吏たるを承認する明確なる意思表示あり、此承認あるにあらずんば他の有ゆる權利は發生せず。

第二節 職務を行ふの權利

官吏は其職務を行ふの權利を有す、従つて國家より其職務を行ふ爲めに特別の保護を受くるの權利あり、我國法に於ては此保護に兵權、警察權等の實力を以て直接に保護すると、間接に刑法(九五條)に依りて保護するとの二あり。勿論官吏が國家の事務を行ふは國家自身の利益の爲めにして、權利たるよりは義務たりと雖、獨り彼の參政權に止らず公法關係に於ては義務たると共に

に權利たる場合多し。官吏の臣民に對する命令權其他國家の事務を行ふは、官吏の權利にして又義務たり、然るに學說としては職務を行ふの權利及び保護を受くるの權利を否認する者多く(一)、又保護を受くるの權利のみを認むる者あり(二)、共に妥當ならず。

第三節 地位及び官職を維持するの權利

一方行爲に基き、其解消も亦國家の一方行爲に由るは勿論なれども、何れの國家と雖此行爲に關し特別の條件及び手續を定め國家自ら制限を設くるを常とす。故に官吏は其條件に基き手續に依るにあらずんば、官吏たるの地位或は官職を維持するの權を奪はるゝことなし。或學者は官吏の國家事務を行ふ勤務義務は、不確定不確實(第三章第三款官吏成立の要件参照)たる理由、又は官吏關係成立と官職の擔任の區別ある理由(同上参照)より、單に官吏たるの地位を維持するの權を認むるも、獨り官職を維持するの權を認めざるものあり(三)。されど各國共に立法の精神は地位官職共に維持するの權利を認むるにあり、殊に我國法は一般の文官に就きては文官分限(二條)により、官吏は或種の處刑懲戒の處分又は文官分限令の定むる所の事由ある

にあらざれば免官せらるゝことなしとし、官吏たるの地位を維持するの權を認め、又同令(二條)により、官吏は文官分限令に定むる事由あるにあらざれば、其官職を失ふことなしとし、官職を維持する權を認めたり。其他特定の官吏即ち裁判官、檢察官、行政裁判所評定官、會計検査官に就きては特に憲法(五八條二項)又は法律(裁判所構成法十三條同八〇條、行政裁判所法五條一項、二項、會計検査院法六條二項)によりて、其地位及び官職を維持するの權を認めたり。

第貳項 附帶的の權利

官吏の附帶的の權利を分ちて、財産上の權利及び榮譽上の權利の二となす。

第一節 財産上の權利

官吏の財産上の權利は國家が國家の利益上自ら制定したる特典にして普通の私權たる財産權と異なるは謂ふ迄もなし、而して官吏の財産上の權利は俸給を受くるの權、恩賜金を受くるの權、死亡賜金を受くるの權、遺族扶助料を受くるの權、及び實費辨償を受くるの權の五種あり。1. 俸給は國家は自ら官吏の身分相當と認めたる生活資料の支給なり、官吏の性質上之を勤務に對す

る反對給付(四)と認むべからず、又財産權たる私權(五)と認むべからず、俸給は官吏の他の財産上の權利と同じく國家の利益上(六)國家自ら定めて支給する公權關係の財産なり。又俸給は官吏關係成立に附帶して當然生ずべき要件にあらざ(七)、官吏の任命と俸給の支給とは何等の關係なく、現に官吏にして俸給なきものあり、取調調査若しくは研究等の各種委員なる事實上の官吏に俸給なく、又事實上の官吏たる兵士に俸給なし、故に國家は俸給規則を設けて意思表示をなすか、或は任命と共に特に俸給を支給する意思表示をなすを要す。2. 恩給は官吏恩給法に據り、國家が官吏關係解消後官吏たりし者及び終身官にありては官吏關係を失はざるも退職せし者に對する生活資料の支給なり(軍人恩給法一條、裁判所構成法七六條、七九條二項)。官吏は在官中俸給を受くるも、是身分相當の生活の資料にして、老後の計を爲す貯蓄を爲すこと困難なり、是に於てか國家は官吏關係解消後も之に生活の資料を與ふる制度を設け、以て在官中專心其職に盡さしむ。3. 死亡賜金は官吏が死亡したる時に遺族扶助法に據る官吏の遺族に對して支給する一定の金額なり。4. 遺族扶助料は官吏が在官中なると退官後なるとを問はず、死亡したる時は、官吏遺族扶

助法により國家は其遺族に支給する一定金額なり、官吏は法律により當然遺族扶助料を受くるの權利あるも、此權利たる全く權利者の死亡後始めて發生すべき條件附權利なり。5. 實費支辨とは官吏が其義務履行に關して支出したる特別の費用を辨償する爲め國家が其官吏に給付する金額なり、即ち旅費、日當、宿泊料（内國旅費規則、外國旅費規則）支度料（日本專管居留地經營事務監督官及び同事務所職員旅費及び手當支給規則）、外交官、領事官及び外務書記生の宴會費（在外公館費用條例、在外公館費用條例施行細則）等は其重なるものなり。

第二節 榮譽上の權利

榮譽上の權利は國家が官吏たる身分に附帶せしめたる名譽の表彰を使用する權利なり、其重なるは位階、勳等、制服等なりとす。1. 位階は正一位より從八位に至る十六階あり從四位以上は勅授とし、正五位以下は奏授とす、此位階は華族、勅任官、奏任官國家に勳功あるもの及表彰すべき効績ある者を叙す（叙位條令一號）法律上一定の事由の發生の爲めに位記の剝奪なき以上は、一旦位に叙せられたる者は終身之を有す。2. 勳等は勳位の外に八級あり（明治八年四月五四號布告）、又軍人の武功を分ちて七級とし之に金鷄勳章を授く、勳章褫奪令（明治四十一年十二月勅令二九一號）により褫奪せらるゝにあらざれば終身佩用することを得べし。3. 制

服は禮服と職務服との二種あり、國家は官吏に對して特に定めたる服裝なり、禮服は官吏に對し一般的に定めたるものなるも、職務服は職務上の制服にして一切の官吏に對して存するにあらず。

I. G. Meyer, Staatsr. S. 528-529; Jellinek, System, S. 181 n. Anm. 1. II. Talmant, Staatsr. Bd. I, S. 464-465
 III. G. Meyer, Staatsr. S. 521, Jellinek, System, S. 150. IV. Seydel, Staatsr. Bd. II, S. 237-238. O. Mayer, Verwalt.
 tungsr. Bd. II, S. 249. Anm. 2. V. G. Meyer, Staatsr. S. 531; Rehm, Annalen, 1885, S. 104 fg. 六. Talmant,
 Staatsr. Bd. I, S. 469 fg; Jellinek, System, S. 181; Seydel, Staatsr. Bd. II, S. 238. 七. Talmant, Staatsr. Bd. I, S. 406.

第五章 官吏の解消

官吏關係の解消とは國家に對し官吏として有する法律關係の斷絶する事なり、一時的の解消と決定的の解消との二あり、一時的解消には一部解消と全部解消の區別あり

第壹款 一時的解消

・官吏關係の一時的解消とは國家に對して官吏として有する法律關係が全く斷絶するにあらず、一時的に官吏關係の解消するを謂ふ。分ちて官職の轉付と官職の停休となす、官職の轉付には官職の管理、官職の代理及び官職の委任の三種あり、何れも官吏關係の決定的解消、或は其他の理由により官職の曠缺ある場合に、官職の轉付作用の行はるゝ結果にして、此轉付作用の持續する間は、唯國家の事務を廢棄せざるが爲に、官職の存續あるのみ、而も當該官吏は一時的解消ありしものなり。

第壹項 官職の管理

官職の管理とは或官吏の曠缺せる場合に、他の官吏をして其官職を行はしむるを謂ふ、即ち當該官吏は全部解消なり。

第一節 管理の性質 管理官吏は當該官吏に屬する事務の範圍に限りて之を行ひ其責に任ずるものなり、同一官吏の曠缺の結果二人以上の管理官吏なきを原則とす。其名稱は必ずしも管理と謂はず心得事務取扱、代理等と稱す、而して管理官は當該官吏の任命及び官職の擔任を俟ちて當然解消し、特に解消の行爲を加ふるを要せざるものとす。

第二節 管理の種類 官職の管理は其發生の理由によりて二種に分つべし、1、法律上の規定によりて或官吏の曠缺する場合は、其規定の官吏は當然管理權を有す、之を法定管理と謂ふ、我國法に於ては唯陸軍に此法律あるのみ（陸軍代理規則三條）。而して陸軍長官の法定管理官は其次級者（陸軍代理規則五條）とす。2、官職の管理は或る權限ある第三機關の命令によりて生ずることあり、之を指定管理と謂ふ。此場合の

被管理官は管理官の官職に属するときは特別の規定を要せざるも、然らざる時は特別の規定あるを要すとす。國家あり、されど我國に於ては何等法律上の規定なしと雖、實際上は曠缺せる官吏と同一所屬の官吏中に就きて之を命ず。

第貳項 官職の代理

官職の代理とは法律上の原因によりて發生し、一の官吏が他の官吏の官職を行ひ、法律上被代理官吏の行ひたると同一の効力を生ずるを謂ふ。此場合に前者を本官吏と謂ひ後者を代理官吏と謂ふ。此代理の法律上の原因に由りて、任意代理と必要代理との二種に分つ、當該官吏の一部又は全部の解消を來すものなり。

第一節 任意代理

任意代理とは官吏は自己の意思に依り他の官吏に命じて自己の官職を代理せしむるを謂ふ、官吏は其官職に属する事務を行ふの義務あるが故に、自己の官職を任意に代理せしむるは全く法律上の特別規定に基くものなり。即ち任意代理は一時的にして且つ官職の全部を代理せしむること能はず、且つ代理官は法律の定むる範圍によりて制限を加ふ、我國法は各省大臣(各官九條)、警視總監

(警視總監八條) 府縣知事(地官二條)、郡長又は島司(地官三八條五〇條)、北海道長官(北官九條)、北海道廳支廳

長(北官二條)、臺灣總督府廳長(臺地官九條)、樺太廳長官(樺官二條)、樺太廳支廳長(樺官二四條)、關東都督

府民政署長(關官三〇條二項)、朝鮮總督府道長官(朝地官九條)等の官職に於て之を認む。而して任意

代理の解消は法律上一定の制限なく、本官吏は任意に之を命令することを得べし。

第二節 必要代理

法律は必要代理を生ずる事由を定む、即ち本官吏が賜暇病氣又は旅行等の爲め官職曠缺の場合にして、此場合は代理官吏の代理行爲は當然本官吏の官職の全部なり。必要代理に法律上の規定に據り當然代理官を生ずべき法定代理と、權限ある第三機關の命令による指定代理との二種あり。法定代理とは前節の任意代理の官職中各省大臣を除きたる各官及び親補職にあらざる陸軍長官(陸軍代理規則二條以下)、區裁判所監督判事(裁判所構成法一三條一項)に於て之を認む。而して指定代理は法定代理より其範圍稍廣く、官職所屬の變更を生ぜざる範圍に於て代理官吏を任命する場合なり。而して法定代理は代理發生の事由たる事故消滅の時は當然解消し、特別の行爲あるを要せず。又指定代理は代理發生の事故消滅するか若しくは第三機關の代理解消の命令ある時は解消するも、實際上に於て法定代理も指定

代理も共に代理解消の場合は其命令あるを常例とす。

第參項 官職の委任

官吏が他の官吏に其官職の一部を移托するを官職の委任と稱す、此場合前者を委任官吏と謂ひ後者を受任官吏と謂ふ、即ち當該前官吏の一部解消なり。

第一節 委任の發生及び範圍

官吏の委任は何れの國家に於ても特に法律の認めたる場合に限り發生するを原則とす。我國法に於ては官職の委任は委任官吏の命令に由ることを規定し、之を委任する事由は法律上の規定なし。即ち警視總監(警廳制)、北海道長官(北官)、府縣知事(地官)及び樺太廳長官(樺官)、朝鮮總督府道長官(朝地官)、等の官職に於て委任を認めたるもの是なり。委任の範圍に就きては委任期間の制限なしと雖、事務に於ては官職全部の委任なるものなし、是全部委任は全然委任官吏の官職を失はしむるものなればなり。

第二節 委任の效果及び消滅

官職の代理は代理官の行爲が、法律上本官吏の行爲と同一の効力を生じたる後其行爲は有効たるを原則とし。官職の委任は受任官

吏は自己の官職として行ふものにして官職所屬の變更即ち官職の増大を來し、其行爲の効力は直に發生するものなり。而して官職の委任は委任官吏の委任解消の命令に由りて消滅するものにして、其消滅には必ず此命令あるを要し、前項の管理及び代理の必ずしも解消行爲を要せざるとは全く其性質を異にせり。

第四項 官職の停休

官職の停休とは官吏の停職、休職の場合にして、共に官吏が官吏たるの身分を存じ、或は更に官職を有するも官職の擔任を免ぜらるゝを謂ふ。此處分は全く國家の任意にして何等の制限なしと雖、法律により特に之に關する規定ある場合は、國家の命令は之に準據するの制限を生ず。

第一節 官吏の停職

停職とは官吏は官職の擔任あるも官職を行はざるを得るものにして、其期間に一定の制限あるを原則とす。停職の發生は官吏が國家の許可を受け又は命令によりて、一定の業務に就くときは其官職を行はざるを得べし、從つて其官吏は職務上の義務を有せず、又俸給を受くるの權を有せずと雖、其他は

官等の陞叙等總て在職官吏たるの利益を受く。而して此官職停止中の官吏が其停職の事由たる業務を去るときは、當然其官職を行ふの義務を回復すべしと雖。若し其停職中國家は、官吏構成上の必要より、他の官吏に其官職を補任せし場合に、停職中の官吏が停職の事由消滅する時は、何れか一方の官吏に官職の変更を命ずべきものとす。而して我國法に於て官職の停止を生ずべき業務を特定す。一、官吏が外國政府に聘用せらるゝこと、二、官吏が南滿洲鐵道株式會社の職員となること、三、官吏が東洋拓殖株式會社の職員となることは其重なるものなり(明治三十七年八月二十九日勅令二三三號、同三十九年八月四日勅令二〇九號、同四一年一月二三日勅令三一六號)。

第二節 官吏の休職

休職我國法に於ては終身官に對し休職に異れる退職制度ありとは一定の期間を有する官職の解除なり、其事由は法律の規定に據るべきものとす。我國法に於ては一、官吏懲戒令の規定に依りて懲戒委員會の審査に付せられたること、二、官吏が刑事事件に付告訴又は告發せられたること、三、官制又は定員の改正により過員を生じたること、四、所屬官廳の事務の都合に由ることを規定せり(文官分限令一條一項)。休職中は停職と異り、在職俸給の三分の一を受くるを得べし

と雖官等の陞叙なし、休職期間は高等官は滿二年判任官は滿一年にして(文官分限令一條二項)、國家より復職を命ぜらるゝ(文官分限令二條二項)ことなくば、當然官吏關係の決定的解消を來すものなり。

第貳款 決定的解消

官吏關係の決定的解消とは官吏の國家に對する法律關係の全く斷絶するを謂ふ、此解消發生には免官による解消と事實發生に由る解消との二種あり。

第一節 免官に由る解消

官吏は一、不具、癡疾に由り、又は身體若は精神の衰弱に因り、職務を執るに堪えざるとき。二、傷痍を受け若は疾病に罹り、其職に堪へざるに因り、又は自己の便宜に因り免官を願出たるとき。三、官制又は定員の改正に因り過員を生じたる時の三個の事由によりて免官す。但し第一の事由あるときは高等官にありては文官高等懲戒委員會、判任官にありては文官普通懲戒委員會の審査に付して免官を決定す(文官分限令三條)。其他一、職務上の義務に違背し又は職務を怠りたる所爲、二、職務の内外を問はず官職上の威嚴又は信用を失ふべき所爲

に對し、免官の懲戒處分を受けたる時（文官懲戒令二條三條）は、免官によりて法律上の官吏關係は解消するものとす。

第二節 事由發生による解消

一定の事由發生により官吏關係解消の場合は、一、死亡は法律の規定なきも當然官吏關係の解消と見做すべし。二、國籍の喪失は官吏は日本人たるを條件とする理論上、何等法律の規定なきも當然官吏たるの身分を失ふ。三、休職の満期は當然退官者とす（文官分限令五條）。四、官府の廢止は國法は廢官又は廢廳と稱す、此官府を構成する官吏は當然其身分を失ふ（文官分限令四條）。五、刑罰を受けたる時は既に其告訴又は告發ありて休職となり（文官分限令二條二項）、休職期間中なりと雖死刑、無期又は六年以上の懲役若しくは禁錮に處せられ（刑法施行法三四條、三七條）、又は六年未滿の懲役若しくは禁錮に處せられたるとき（刑法施行法三六條、三七條）は、當然官吏たる身分を失ふ。

第三節 免官に関する學說

官吏は國家に對して免官を要求するを辭任と稱す、英米は勿論獨逸に於ても又佛國に於ても（一）官吏辭任權を認めつゝあり。獨逸に於ては官吏關係の性質上官吏の辭任權を認むべからずとする學者（二）なきにあらざ

るも、官吏に辭任權ありとするは通説なり、唯其理由は區々にして或は官吏關係の理論上より（三）或は習慣法なりとする點より（四）之を論ずと雖、官吏の辭任權を認むるは官吏の任命は公法關係にして國家の一方行為なりとする原則に撞着する説なり。但し獨逸聯邦中のバイエルン、ザクセン、バーデンは法律を以て官吏の辭任權を認めたり（五）。此場合には官吏の任命及び免官共に國家の一方行為たりと雖、國家自ら法律を以て其行為を制限するものなれば、適法の辭任に對しては當然許可せざるべからず。然るに我國法に於ては國家の一方行為を制限する何等の特別規定なきが故に、當然官吏に辭任權なきものとす、従つて官吏の辭任の意思表示は、唯國家が官吏の任命及び免官の撰擇權の對象となる一形式に過ぎず。故に國家が官職の都合上辭任を許可せざるも、官吏は全然不服を唱ふるの權利なし。但し官吏の辭任權を認むる國家と雖、其官吏の在任を必要とする場合は、一時免官を猶豫するを得べし（六）。而して其如何なる場合と雖、官吏が辭任の意思表示をなし國家の免官の行為を請求するも、國家の免官の行為が完成する迄は、官吏關係の解消を來すものにあらず。換言すれば慣例上口頭を以て任命せられたる官吏は口

頭を以て、文書を以て任命せられたる官吏は文書を以て、辭任の手續を了するも、國家の許可なき間は依然として官吏たるの權利義務を有す。

1. M. Th. Ymbert, *Dictionnaire generale de l'Administration publique*, P. 1153. 1) Löning, *Verwaltungsgr.* S. 134. Anm. 1.
2) O. Mayer, *Verwaltungsgr.* Bd. II. S. 230. Jellinek, *System*, S. 211 Anm. 1. L. Land, *Staatsr.* Bd. I. S. 492 fg. n.
3) E. Rehm, *Annalen* 1855 S. 203 n. Anm. 2. G. Meyer, *Staatsr.* S. 536 Anm. 1. 五) 同上 538 Anm. 1. 六) O. Mayer, *Verwaltungsgr.* Bd. II. S. 231.

第六章 附論

第一節 國家の機關

國家は其機關として國家の事務を行ふ官吏を要す。國家の機關を要する所以は國家は其れ自身の目的を有し、其目的を達せんが爲め國家の作用即ち統治權の發動あり、而して此作用は國家機關に依り實現するものなればなり。從て國家作用と國家機關とは全然特殊のものにして(一)、唯國家作用の種別あるに基因して國家機關の種別を設定したるに過ぎず。而して國家の作用に三あり一は法を設定する立法、二は法を適用する司法、三は國家の行爲たる行政是なり(二)。此三作用は統治權の發動する方面より見たる種別にして、立法權、司法權及び行政權と名づけ所謂三權分立と稱するもの是なり。然りと雖三權分立とは單に此國家作用に基く立法機關、司法機關及び行政機關が其分掌を明確にして互に冒侵せざるを意味し、三種の統治權あるにあらざるは謂ふ迄もなし。而して國家機關の大部分は官吏によりて構成さるゝが故に、何れの國家も官吏の地位を重要視し、特殊なる權利義務を認めざるはなく、我國法に於ても亦榮譽ある地位を

保障しつゝり。

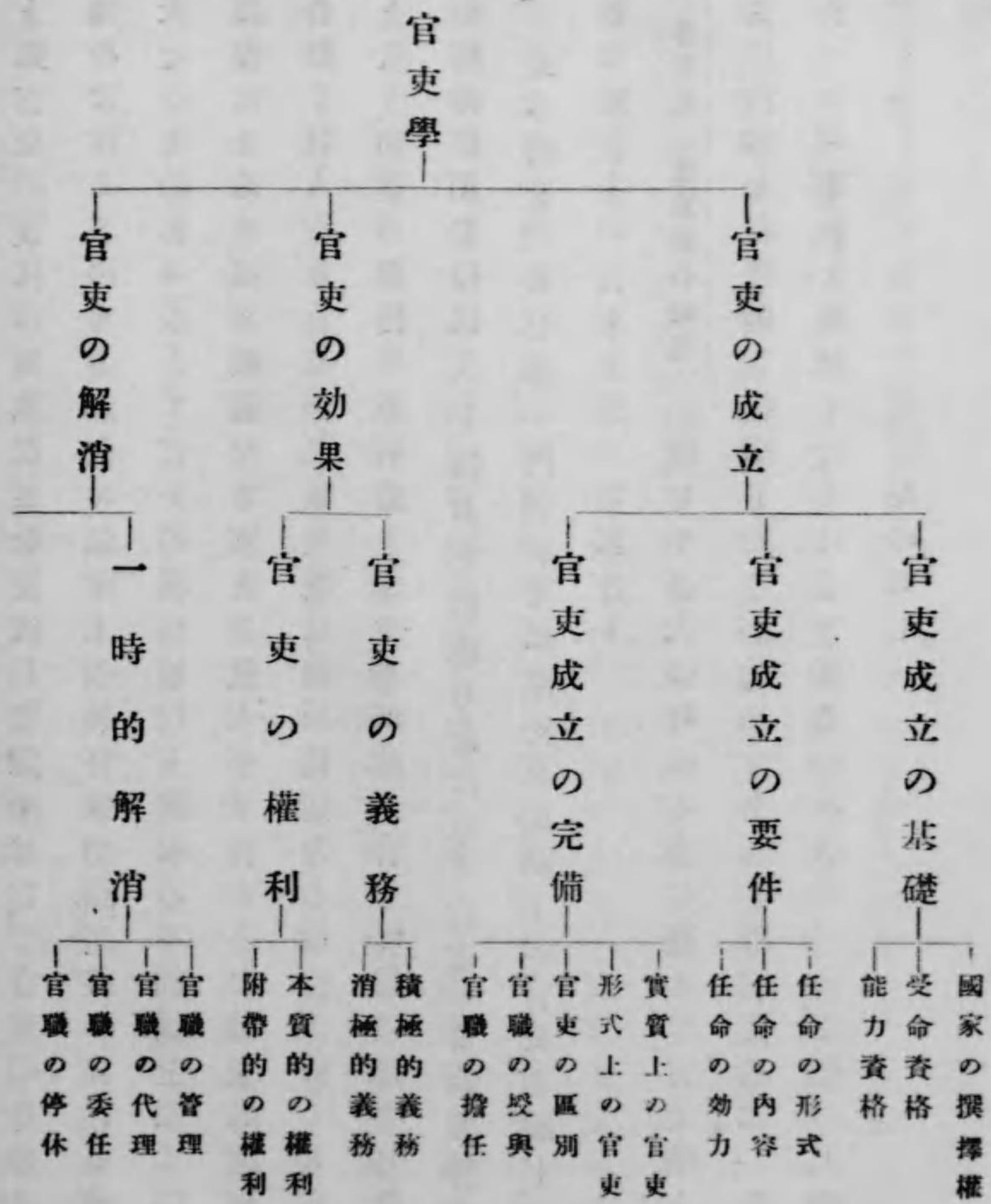
第二節 官吏の勢力と責任

ヴォイッオアンは謂ふ「官吏とは其最も廣義の意義を附記すれば、社會的勢力の分配者又は其機關なり、法律は彼等に於て豊富の解釋をなし又は適用するの智能を見る、彼等の衡量に由りて裁判は與へられ、教育は普及し、警察は注意せられ、租税は徴收せられ、公有財産は管理せられ、國家の富は増殖せられ、國家の治安、權威、偉大は維持せられ、又保障せらる。彼等は社會的地位の各層を占め、領土の有ゆる部分に駐在し、而して其處に複雑なる外形の下に公共の權力を代表す、彼等は運動を受け之を國家てふ機關に傳ふる機關なり、安全にして正則なる統治の慶福を通ずる水路なり、偉大なる權力の抽象的なる決意に生命を與ふる活力なり *Les forces animées qui donnent la vie aux résolutions abstraites des grande pouvoir* 彼等は有ゆる政治的組織に於て偉大なる地位を保有す、國家の高價なる利害は彼等の掌中に存せり *Les plus chers intérêts du pays reposent entre leur main* 彼等の過誤は公共の福利の源泉を枯渇せしむるを得べく、而して彼等の才能は之を湧溢せしむるを得べし(三)と。行政専門家の言としては理論的ならずして詩的嘆美の言の如

しと雖、官吏の責任の重大なるを説破して餘蘊なし。官吏の身分は斯の如く特殊の地位に在るものなるが故に、法律上の義務は勿論、廣義に於ける特殊義務の頗る重大なるものあり、而して官吏の義務履行上國家の不利益を來すは獨り勤務能率の問題に止らず、國家機關たる官吏と私人たる官吏との抽象的區別を認識さるゝ場合尠く、私人たる官吏の品格失墜は國家機關たる地位に於ても亦品格失墜の結果となり、國家の事務に不利益を來す(四)が故に、官吏は常に能力、知能、德義、技術等總ての精神作用を包括す)と體力との兩方面に亘り、官吏たる修養努力を怠るべからず。是本書を二分し第一門に於ては歴史及法制上の官吏を論じ、第二門に於ては執務及處世上の官吏を説く所以なり。

第三節 官吏學の組織

而して吾人は特に本書に題して官吏學と稱するは敢て本書の内容を科學的に組織したるが爲めにあらず、唯官吏學は一科學として成立し得べき可能性を標榜したるに過ぎざるのみ、されど官吏學の大綱は此緒論に於て之を盡したり、表解すれば左の如し



「決定的解消」
免官
事由發生

之に官吏の語義の歴史的研究を加ひたるは即ち本緒論の内容なり。然らば則ち官吏學とは何ぞや、吾人は之に對して獨逸語の *Beamtenwissenschaft* 英語の *Official Science* なる語を充當し、敢て *Bureaucratic Science* と稱せざるは現代の官吏と其意義を異にする歐洲中世紀に於ける官僚 *Bureaokrat* の學問と誤解さるゝを避けんが爲めなり。官吏は公法關係に於ける特定人なるが故に前表の如く官吏に關する法上の系統的智識は即ち官吏學たり、從つて爾來内外の學者は行政學の一部として官吏を研究するに過ぎざりしも亦當然なり、されど之が爲めに官吏學成立の可能性を疑ふは、全く科學の性質を適確に認知せざる錯誤に出づ。

第四節 科學の意義 思ふに科學の意義に就きて學者各其見解を異にする點あり、從つて其分類に就きて亦一致する所なし、最も廣く認めらるゝは、科學を分つて實質的 *Reale* 科學と形式的 *Formale* 科學即ち數學との二とし、更に實質的科學を精神諸科學と自然諸科學の二となす説(五)是なり。而して或學者は此實質的科

學を因果的科學形式的科學を抽象的科學と稱するあり。或は科學を分つて社會科學と自然科學の二とし自然科學を更に生物科學、理化科學の二となすありと雖、科學の分類の異同如何に係らず系統的智識を以て科學なりとする歸結を一にしつゝあり。即ち科學とは其研究の對象の自然現象たると社會現象たるとを問はず系統的智識を得るを目的とす、凡そ人が研究の對象を判斷するに、事物よりすると價值よりすると因果よりとするとの三種あり、事實より判斷する科學は自然科學、社會科學の大部分にして、各現象に於ける共通の理法によりて法則 *laws* 又は *principles* を發見するものなり、價值より判斷する科學は人類最高の目的を評價の標準とするものにして、倫理上の善、論理上の眞、審美上の美の如きものは是なり、此理想實現の爲めには當然其事物を斯くせざるべからずとの命令的命題に到着すべし、此命題を規範 *norm* と稱す、故に此種の科學を規範科學といふ。因果より判斷する科學は歴史上の事實の因果關係により發展の法則 *Laws of social development* 又は *Entwickelungsgesetz* を知るを目的とする科學なり。

第五節 官吏學の範圍

されば、自然科學に對する自然科學史、法學に對する法制

史、經濟學に對する經濟史、官吏學に對する官吏史等は補助學の關係にあらず、別個獨立の科學たるは謂ふ迄もなし、從つて嚴正なる意義に於ける官吏學は單に官吏其ものを對象とする事物判斷の科學なりとす。されど事物判斷の科學たる官吏學（其性質上官吏法學と稱するは妥當なり）と、因果判斷の科學たる官吏史學と價值判斷の科學たる官吏哲學（倫理、教育、經濟、社會學、心理學、生理學等を基礎としたる研究なるが適當の名稱なき爲め假りに官吏哲學と稱す）とを包括したるを廣義の官吏學と稱するも亦妨げざるべし。抑も現在の事物は一として過去の事物の因果關係ならざるはなし、即ち因果判斷は事物判斷と相俟つて眞理を闡明するものなり、若し其れ價值判斷に至りては現實と理想とを連繫するものにして、官吏に對しては其品性と能率との向上を計るもの、誠に舊き問題なれども亦新しき生命ある問題なり。而して本書は獨り嚴正なる意義の事物判斷の官吏法學に止らず、因果判斷の官吏史學と價值判斷の官吏哲學とを説明せるは最も廣義に於ける官吏學の研究なり。故に若し廣義に於ける官吏學の内容を圖解せんか正に左表の如くならざるべかなす。然りと雖本書は官吏として特殊義務を負ひつゝある人の參考資料提供を専らとし、新科學創設を主眼とするに

あらず、唯茲に官吏學成立の可能性を論及したるに過ぎざるのみ。

官吏法學(事物判斷) …… 共通の法則(空間的)

官吏學 官吏史學(因果判斷) …… 發展の法則(時間的)

官吏哲學(價值判斷) …… 規範 (理想的)

i° Jelinek, Allg. Staatsr. S. 594. ii° Montesquiu, De l'esprit des lois livre XI chapitre 6. iii° M. Vivien, Etude administrative. iv° Laband, Staatsr. Bd. I. S. 426-437. v° Wundt, Einleitung in die Philosophie. S. 76.

第貳編 日本の官吏

第壹章 大寶以前の官吏

第壹款 官職及姓氏の起源

第一節 血族集團の發展

我大日本帝國の建國の歴史は血族集團の發展なり、國家は即ち一大家族、國民は即ち同胞關係なり、此血族集團當然の局面展開として祖先崇拜となり祭政一致となり族制政治となりしなり。畏くも我皇室はあらゆる氏族の御宗家にして各氏族は又幾多の小氏族の宗家として之を統御せしこと、恰も星が衛星を引率し太陽を中心として廻轉するが如くなりしなり、従つて職官は必然的に各氏族の世襲となり、現代の官制の觀念とは根本的に差異ありしを見るべし。神代にも首ありて政を執りしが故に職官ありしは勿論なるも、神武天皇の中洲を平定して橿原宮に天が下をしろしめす時、齋部の祖たる天富命は鏡劍を奉じて正殿に安置し、中臣の祖たる天種子命は壽詞を奏し、大伴の祖たる天忍日命、來

目の祖たる大來目命は大伴來目の二部を率ゐて宮門を守衛し、物部の祖たる可美眞手命は内の物部を率ゐて儀衛を爲し、四方の國人を來朝せしめて天位の尊きを觀せしめたり(一)と謂へば、當時既に朝廷職官の制度稍備はりしを知るべし。

第二節 官職の世襲

斯の如くにして官職は世襲せられ、中臣、齋部の祭祀を掌り、大伴、物部は武事を掌り、膳多來は膳羞炊饗、水取は水漿、櫛多治比は膳部、服部は衣服、車持は乘輿を掌り、爪工は蓋を作り御座飾を掌り、玉作は玉鏡作は鏡、石作は石棺土師は陶器を作り且つ凶儀を掌り、掃部は灑掃、船部は船賦、藏部は府庫、文は書記、商長は貿易を、曰位は通譯を掌り、其他酒部、巫部、楯部、弓削部、矢作部、太刀佩部、武部、倭文部、穴人部、衣縫部、春米部、鳥取部、養鳥部、猪飼部等の部は何れも、ムレの義にして其氏の人人は群をなして其事に従ふこと組と相似たるものなり。其他氏に關係なき特別の職官には御饌に供奉する女官の采女、天皇、皇子の左右に近侍する男子の舍人、吠ゆる犬に代りて官門を守衛する隼人等は是なり。

第三節 祭政一致

神代より大祓の神事あり、萬民の罪を祓へ清め又其幸福あらしめん爲め、天神は典を天孫に教へ給ひしより、萬民の爲め、天皇のおぼしめしにて

行ふ所の神祭は即ち政治なり。政治を「マツリコト」と謂ふは祭事にして所謂祭政一致たる所以なり(一)。之を以て二季の大祓あり二季の鎮火祭あり祭祀に重きを置きて政治を執りしは必然の事態なりと謂ふべし(二)。然るに第十代崇神天皇の御世に至りて始て皇宮と神宮とが二ツに分れ、其れより更に時代を經過するに従ふて祭と政とが區分されたりと雖、尙祭祀が政治上より見て重大なる意義ありしは我國體の然らしむる所にして、血族集團と祖先崇拜となくして祭政一致と族制政治とは了解すべからず、祭政一致と族制政治とを見ずして日本古代の職官を會得すべからざるなり(四)。

一、古語拾遺

二、職原鈔

三、日本書紀

四、古事記、日本書紀

第四節 氏の起源

我國に於て一族を稱して「ウヂ」(氏の字を常用す)と謂ふは同家系、同血脉の者が一定の場處に住居せしより起りし名稱なるが如し、ウヂは「ヰヅ」に通じ出自の義なり(一)或はウヂは生血の義にして同一血脉を指す(二)の説あるも、廣く是認せらるゝは、ウヂは「ウチ」(内の字を常用す)の義にして(三)語の清濁に拘はるべからず、氏神とは内神の意にして(四)又伊勢の内宮の在る所を宇治と謂ふも五十鈴川の川内たる故

なるが如し、(五)蓋し、ウヂに漢字の氏の字を當て用ゆるは左傳疏に氏猶家也とあり略同意義なるが爲めなり。而して社會の進歩に伴ふて氏族の數多きに至り其氏族に名稱を附し他の氏族と互に區別するの必要起るは當然の結果なり、是に於て蘇我氏、葛城氏、平群氏、巨勢氏、島田氏等の如く其住所及領地に由り、中臣氏、齋部氏、膳氏、多米氏、水取氏、服部氏、土師氏等の如く其職掌に由り、鳥取氏、小子部氏、額田氏、車持氏、爪工氏等の如く事故に由り、各固有の名稱を附したり。

第五節 姓の起源

更に一族中の人口も蕃殖し宗支の關係も複雑となりし爲め朝廷にて之れが統御の方便より氏族の尊卑の階級を定め爵位に類する「カバネ」(姓の字を當用す)の制度を設けたり(六)即ち臣、連、宿禰、首君、別造等の類にして其氏族中の宗家或は功勳ある者に之を與へしより時代を經過するに伴ふて其數は益々多きを致したり。此「カバネ」に漢字の姓を當て用ゆるは他に妥當の文字なきが爲めにして同一義なりと見るべきにあらず、「カバネ」は職の如くにして職にあらず名の如くにして名にもあざざる制度なり(七)。「カバネ」は可波禰にして骨の義なり(八)。即ち根可婆禰の事にして氏族の骨の義に出で、恰も人間の四肢五體を保つ骨の如く其氏

族を保つ柱の如きものなり、是「カバネ」は頭根の義なりの説ある所以なり(九)。而して朝廷より此稱號を賜はりたる家は伴緒とも伴造とも稱し同族の稱號なきものを統御監督の權利を有し、其一族を率ゐて朝廷に奉仕すると共に社會に對して其一族を代表して責任を負ひたり。而して此賜姓の家も時代を經過すると共に増加し百八十伴緒と稱するに至れり、然るに天武天皇の時に至りて主として壬申の亂の功勳を詮衡して八等の姓(真人、朝臣、宿禰、忌寸、導師、臣、連、稻置)を授け、必ずしも古來の氏族内の階級を論ぜざるに至り、茲に一大變革の端緒を開きたり。

第貳款 族制政治

第一節 族長制定

而して所謂族制政治が發達して行政事務が複雑なるに至り多くの伴緒を統御する爲め或は門閥の高きもの或は功績あるものより詮衡して臣の上に大臣、連の上に大連の家を立てられたり。此大臣と大連とが後世の左右大臣の如く相並びて政を執りしは、雄略天皇の朝に平群、眞鳥、臣を大臣に、大伴、連、守屋、物部、連、目、を大連に任ぜしに始まる(一〇)。是より先き何等の名稱あざりしも

國家の柱石の臣に政を執らせしことあるは謂ふ迄もなし、神武天皇の朝に宇摩志麻治命を股肱之職となせしは大連に當り、天日方奇日方命を申食國政大夫とせしは大臣に當るものなるべし(一〇)。垂仁天皇の朝の武停名川、彦國葦、中臣大鹿、鳥物部、十市根命、大伴武日、を五大夫と稱せし(一一)は後世の奉行の如きものにして、景行天皇の朝の武内宿禰を後代に於て棟梁之臣と稱せし(一二)は今の内閣總理大臣の如きを意味せしものなるべし。抑も臣は意美にて大身の義なり、朝廷に仕へ奉る人を傍より尊む稱なりしなり(一四)。又御身の意にして尊稱なりとの説(一五)あるも、蓋し大持の語の約れるにて伴は本なり部を持つ義の稱號が姓となりしものなるべし(一六)、連は牟良自と訓み其群の中の主の意なり(一七)。

第二節 大臣大伴の制

大臣大伴の制度樹立せしより朝廷の命令は悉く此二家を経て臣連諸家に傳へられ、臣連の諸家は又一般有姓の家即ち伴緒に傳へ、一般有姓の家は又更に各部族に達せしなり。従て各部族より下意を上達するには此反對に有姓の家を経て次第に上達せしなり、大連の家は神別にして天忍日命より出でたる大伴、物部の二氏(一八)なり、此職は其以外の他族に移らず主として武事を掌

り、大臣の家は皇別にして孝元天皇より出でたる武内宿禰の裔にして葛城、蘇我、巨勢等の諸氏に分れ(一九)此以外の家門に替りしことなし、主として文事を掌る、此兩氏の所管は今の所謂中央政府なり。其他禊祓を掌る天兒屋根命の裔たる中臣氏ありしも、此時代には其氏族中の一部族にして政治上には何等の勢力なく、唯大祓により吉事を招致する儀式(二〇)以外には犯罪者あるとき其罪を懺悔せしめ(二一)或は盟神探湯として疑獄の場合に神に誓つて原被兩造に熱湯を探らしむる慣習法により此儀式を掌りしのみなり(二二)。

第參款 地方官制

第一節 地方長官

地方には國造、縣主、稻置、村主等あり、又別君等の姓を賜ひたる人もあり、何れも地方行政を掌る世襲の職にして、恰も後世の封建制度の諸侯の如きものなり、是等は特に朝廷より派遣したるもあり、或は其土地の門閥又は功勳者に命じたるもあり。國造は其國の政を司るものなれば、此意義よりずれば後世の國司の如きもの(二三)なれども、國司は當初世襲の職にあらざるが故に、國造とは異

れり。國造は「クニノミヤツコ」と訓むべく、「ミヤツコ」は天皇の御臣の義なり(二四)。又一説に國造は「クニノミヤツコ」とも「クニノツコ」と訓むは即ち國附子の意にして之に造の漢字を常用せしは其事を爲す即ち政を司るを謂ふとせり(二五)。

第二節 諸地方官

縣主は「アガタヌシ」にして其縣々の主なり(二六)。稻置は「イナギ」にして租(オホチカラ)の稻を置く屯倉(ミヤケ)の義なれば官職の「イナギ」はこの稻を司る稻君(イナギミ)を謂ふ(二七)ものにして、後世總括的に稻置の文字を常用せしものなるべし。村主はスクリと訓む韓語の村は(スキ)にしてグリの反ギなれば同語なり(二八)。又スクリは俊秀の義にして其村中の俊秀なる人を村の首長となしたるより村主の漢字を常用せり(二九)。更に他の一説にはスクリはサツクリにて得物選の意なり。諸國の邑里の首長として貢物の爲め其地の物産を選定するより姓となりしものなり(三〇)と。要するに國造は地方官の首班にして其國の縣主、稻置、村主等を統轄するものなり、されば國造にして重大の過失ありて稻置に貶陟されし例あり(三一)。

第四款 軍制

第一節 兵馬の權天皇に在り

神武天皇の東征に際し道臣命は大伴部の兵を掌り大久米命は來目部の兵を掌り、事平きて後大伴來目は宮門護衛の職を世襲せり。來目は後世久米と書する姓の元祖にして組の義なり、武人の組にして此組即ち軍隊の増加に連れて諸隊を統一號令する總帥を要す、此總帥を大來目と稱したり。又饒速日命の衆を帥ゐて歸順するや其子可美眞手命は天物部の兵を率ゐて宮門護衛を壯嚴にせり、後大連を世襲して兵刑の政を掌りしは此子孫なり(三二)。上古に於て兵馬の權は全く天皇に在り、一旦緩急あれば天皇親征にあらざれば皇子皇孫之に代り、物部氏を従ふて膺懲の典を擧げさせらる、景行、仲哀兩帝の親征、日本武尊、神功皇后の東西征の如き當時の不文律を立證して餘りあり。其間崇神天皇の時四道將軍を派遣したることありしも固より臨時特設の制度のみ、雄略天皇以後大伴氏より佐伯氏は岐れ相並んで門衛を掌ることゝなれり。天智天皇の時唐制を模倣せられしも兵馬の權は依然として天皇にあり、且つ兵事を掌る氏族なく

全國皆兵の制度となりしは兵制上の一大進歩なり。天武天皇に至り勅して文武官悉く兵器を貯へ馬に騎らしめ、騎兵歩卒の別を立て、兵馬の用意なきものは之を處罰し、其用意ありて且つ練習熟達せるものは死罪を犯すも輕減するの特典を設け、唐の陳法を諸國に講習せしめ、又兵政官を置きたるは後代の兵部省の設置の發芽と見るべし。

第二節 徵兵令の起原

持統天皇に至り京畿諸國に習射所を設けて射術を獎勵し高官の者には努めて兵器を貯へしめ、陳法博士を時々諸國に遣はして之を講せしめ、又勅して全國の壯丁四分の一を點じて兵士と爲し常に武事を教習せしめらる是我國徵兵令の嚆矢なり(三三三)。

- 一、倭調栞 二、大勢三轉考 三、拾芥抄 四、古史傳 五、玉璽 六、大日本史(氏族志) 古事記傳 七、大勢三轉考 八、類聚名物考 續日本紀、顯宗紀、九、標注職原抄別記 一〇、舊事本紀 一一、同上 一二、同上 一三、同上 一四、古事記傳 一五、職官志 一六、古史傳 一七、古事記傳 職官志 一八、舊事本紀 一九、同上 二〇、日本紀私記 二一、大祓執中抄(上) 二二、日本紀 二三、日本紀、倭調栞 二四、古事記傳(七) 二五、姓序考 二六、古事記傳(七) 二七、姓序考 二八、倭調栞 二九、氏族考 三〇、姓序考 三一、日本書紀(一三) 三二、古事記 三三、日本紀、古語拾遺、大日本史(兵史)

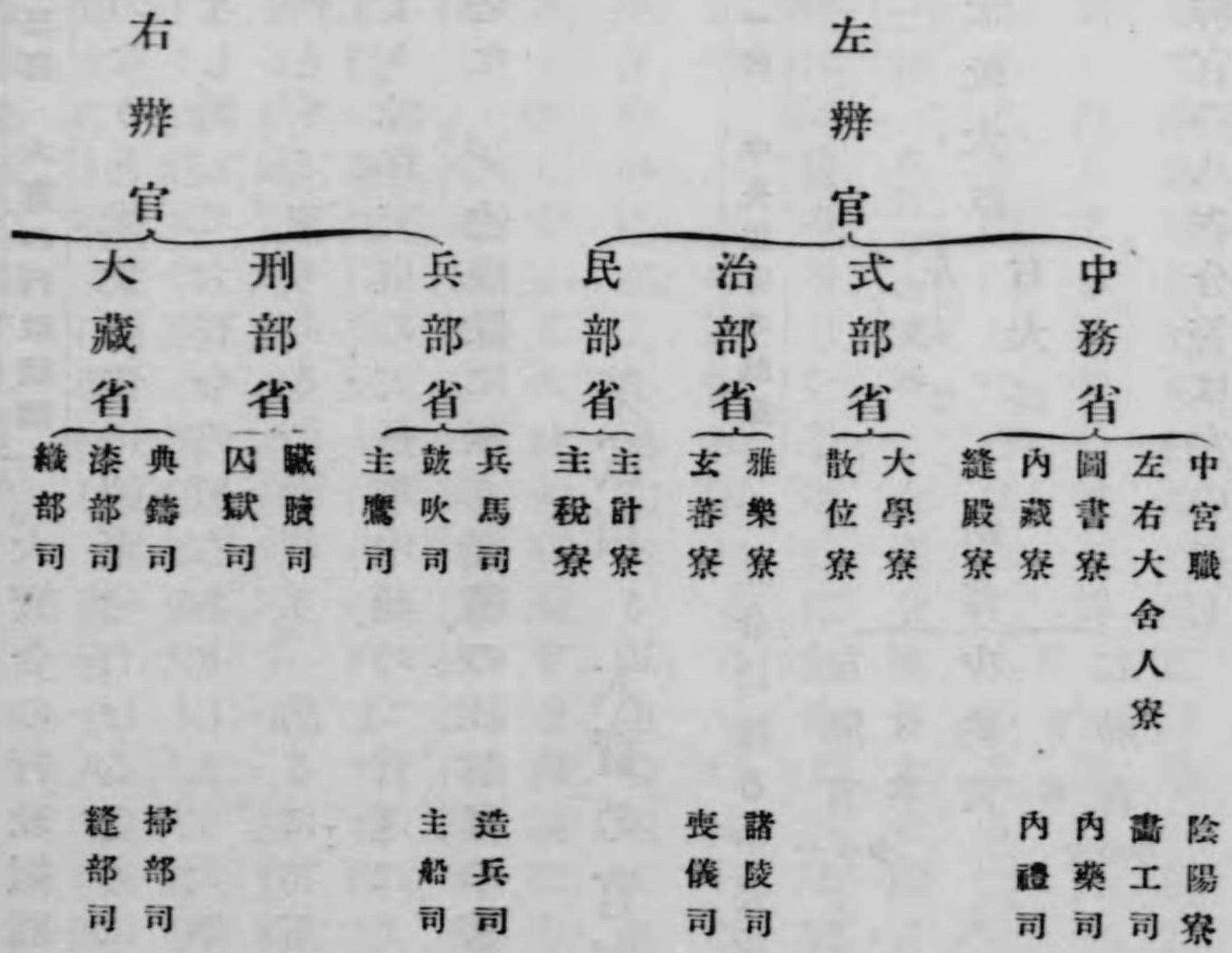
第貳章 大寶及其後の官吏

第壹款 官制

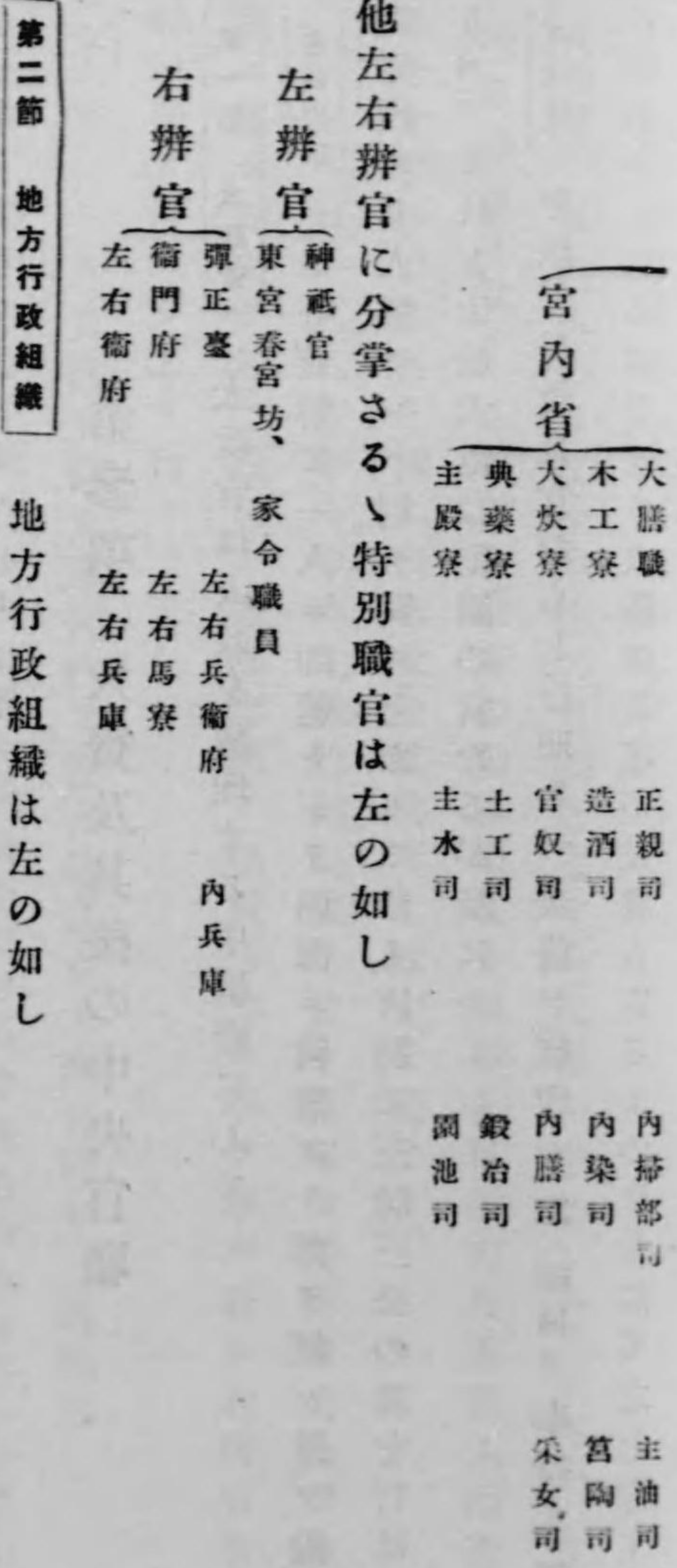
第壹項 大寶律令の制定

第一節 族制政治の變化

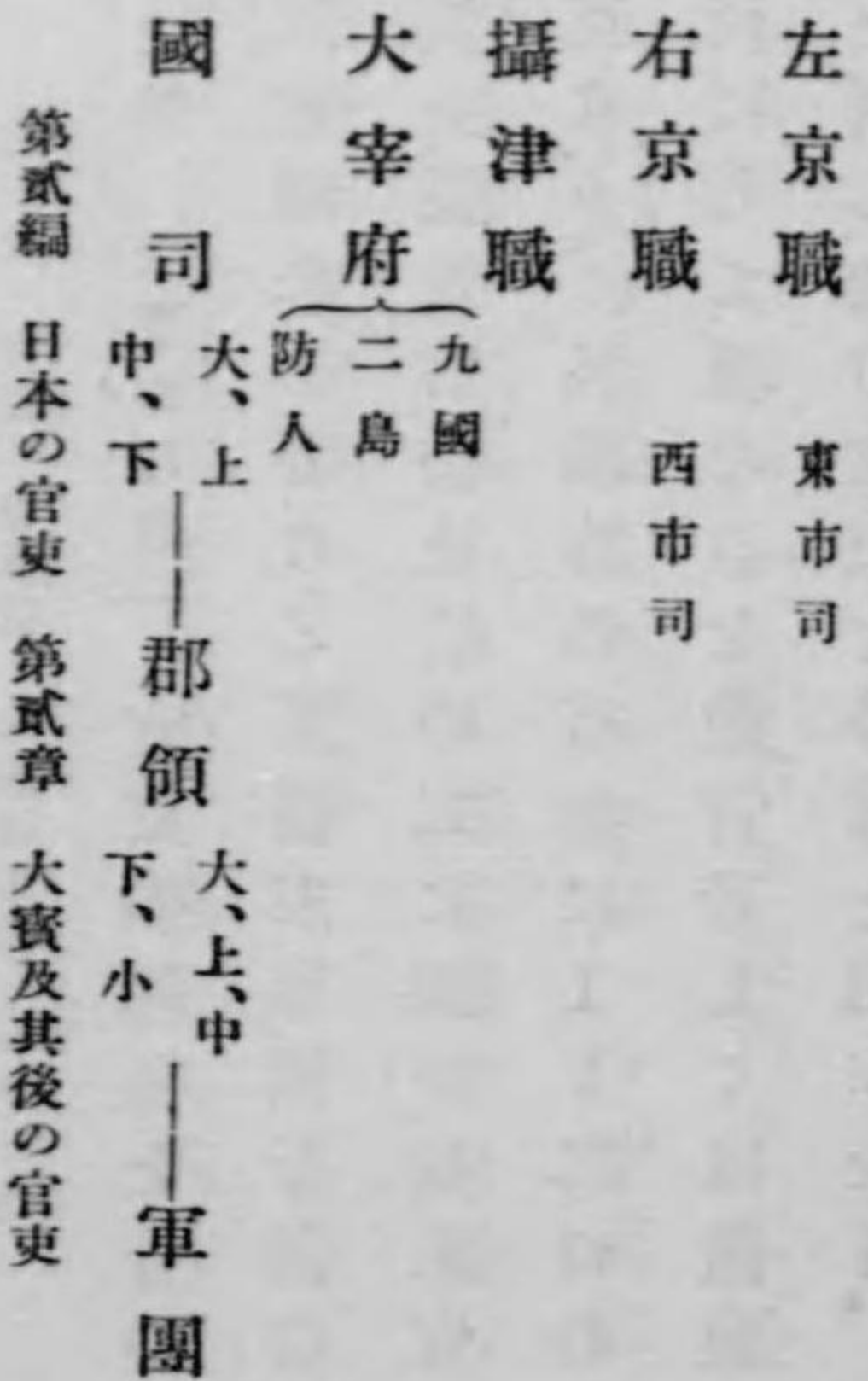
日本の族制政治は時勢の變遷と共に其形式と運用とが漸次更改されつゝあり、更に大化の革新は此族制政治を改善して門閥主義となり一般庶民は官吏となることを得ずと雖、門閥中より人材登庸を試み適才を適處に置くに努め、律令を制定して政治の大綱を樹てたり(一)。時に近江朝の時代なるが故に當時の律令二十二卷を近江令と稱す。天武天皇の御世には壬申の亂の功臣を任用し舊來の慣習を破りしと雖、是唯功勳により破格の拔擢陞進ありしまで、にて政治の骨髓は依然として族制政治の變體たる門閥主義なりしなり。又天武天皇は令二十二卷を編纂し給へしを持統天皇の三年に諸司に頒布せられ、文武天皇に至り更に律令を撰定し大寶元年に完成し、直に天下に頒布し明法博士を諸道



此他左右辨官に分掌さるゝ特別職官は左の如し



地方行政組織は左の如し



第貳編 日本の官吏 第貳章 大寶及其後の官吏

第三節 官吏の種類

官吏の種類を分つて二となす文官武官是なり、武官は軍隊及軍隊組織に必要な五衛府、軍團及諸帶仗者にして他は悉く文官なり。又官職の性質上、長上官、番上官の二に別つ、長上官は日勤の官吏にして番上官は隔日出勤の官吏なり。又職務の有無により二つの區別あり、有位にして職あるを職事官とし有位にして職なきを散官若しくは散位とす。又在職の場所により在京官吏を内官と稱し、地方官吏を外官と唱ひたり。

第參項 大寶及其後の中央官職

第一節 太政官

太政官は大政を統理する中樞府にして

太政大臣 は令義解に「一人ニ師範トシテ四海ニ儀刑タリ邦ヲ經シ道ヲ論シ陰陽ヲ變理ス其人無ケレバ則チ闕ク」とありて恰も唐制の三師三公の職を行はしめたり(四)。されど太政大臣は則闕の官たるが故に

左大臣 を以て行政長官たらしむ、即ち「一、衆務ヲ統理シ」二、「綱目ヲ舉持チ」三、「庶事ヲ總判ス」とあるは是なり、又四、彈正臺の糾當らざるものは兼ねて之を彈するを

得、右大臣の管掌も亦左大臣に同じ。

大納言 は四人あり之を事務の首腦となす、一、庶事ヲ參議シ、二、敷奏、三、宣旨、四、侍從、五、献替ヲ掌ルものなり、敷奏の敷は陳なり、献替とは君の可と謂ふ所否なれば其否を替へ君の否と謂ふ所可なれば其可を献ずる義なり。

左大辨 は一人、八省中の「中務、式部、治部、民部」ヲ管シ庶事ヲ受附シ、官内ヲ糾判シ文案ニ署シ稽失ヲ勾へ諸司ノ宿直、諸國ノ朝貢ヲ知ル事ヲ掌ル若シ右大辨官有ラザル時ハ則チ併セテ之ヲ行フ。

右大辨

一人、兵部、刑部、大藏、宮内ヲ管ス餘は左大辨に同じ。其他の

補佐官

の中の左中辨、左少辨は各左大辨を輔け、右中辨、右少辨は各右大辨を輔く、

小納言

は三人、一、小事ヲ奏宣シ、二、鈴印、傳符を請進シ、三、飛驒ノ函鈴ヲ進附シ

四、兼テ官印ヲ監スル事ヲ掌ル、少納言は、五、侍從ノ員内ニ在リ、又辨官の外更に大外記、少外記各二人ありて専ら詔奏ヲ勸へ及公文ヲ讀申シ、文案ヲ勸へ署シ、稽失ヲ檢出スルコトヲ司ル、之を

外記

と謂ふは中務省に屬して直に勅語に依り文案を立つることを司る内記

に對するが爲めなり、而して其與る所の文案には自己の位名を署する義務あり、此下の史生十人は公文を謄寫する今日の書記生の如きものなり、而して其謄寫したる勅旨には各位名を署する義務あり、其他常置の官にあらずと雖左官掌二人、右官掌二人あり、訴人ヲ通傳シ使部ヲ檢校シ官府ヲ守當シ廳事ノ鋪設ヲ掌ル、又常置の官にあらずと雖權に内外官の正清灼然たる者より巡察使を任用し諸國を巡察せしむることあり(五)。又

參議 の官あり國政に參與審議する義にして大寶二年に大伴安麻呂、粟田真人等をして朝政を參議せしめたるも、官名の如き職權を與へられしは天平三年藤原宇合以下六人を擧げて國家の大事を參議せしめられたるに始まる、弘仁以來は八人となりしが爲めに八座と稱し、大臣と同じく責任重きが故に宰相ともいへり(六) 此他

内大臣 あり初めて藤原鎌足を任ぜし時は其權左右大臣の上にある、大寶令には此制度なきも光仁帝の時藤原良繼及魚名等を任ぜしより常置の官となれり、されど其權左右大臣の下に在り、之を數の外の大臣ともいへり(七)。又中納言あり持

統天皇の時に置きしも大寶令には此官を置かず、慶雲二年に大納言四人の定數を二とし中納言三人を置きしより常置の官となれり(八)。中古藤原氏執權の頃より

關白 の職おこれり、光孝天皇即位の始勅して太政大臣藤原基經今日より官廳に就て萬政を施行し百官を統へしめ奏下すべき事は必らず先づ諸稟せよとあり(九)。是太政大臣は職掌なき官たるより諸博士に勘申せしめて此詔を下したるなり。宇多天皇即位の始め基經官を辭す、即ち萬機巨細となく皆太政大臣に關白し然る後に奏下せよと詔す、是

關白の名の起源 なり、其後藤原忠平また攝政を辭して關白となる、爾來藤原氏の人太政大臣となり攝政となりて其官を辭する時は先づ内覽又は一の座の宣旨を蒙りて關白に補する例となれり(一〇)。

第二節 中務省 中務省は八省の一なれども行政官廳にあらず、現時の宮内省に似たれども其所管範圍は異れり、天皇と太政官(現時の内閣に似たり)との中間に立ちて詔勅を傳へ論奏、覆奏を取繼ぐを主たる職掌となす。其所管事務は即ち一、天皇の側に侍する

侍從 二、可を献じ、否を替ふる

献替 三、公式令によりて天皇より下る詔書は之を中務省に止め、別に一本を作りて太政官に下す

詔書 四、文案の審査及取扱、公式令により勅旨の出でし時勅を受けたる人之を中務省に宣送し中務省は之を

覆奏 五、し訖りて式によりて署を取り中務省に止め置き、別に一本を作りて之を太政官に送る

軍防令により宣旨 六、を掌る、例へば征討の爲めに發する日に侍從を以て使に充て勅を宣べて慰勞する類なり

勞問 七、上表即ち現時の意見書、建白書の類は時に太政大臣の政略を是非することあり、故に是等は特別扱とし太政官を経ずして中務省に差出し中務省此

上表 八、圖書寮の職掌たる

國史の監修

九、女王、内外命婦、宮人等の名帳、考叙、位記、諸國戶籍、租調帳、僧尼名籍

等の

文書事務

是なり。但し此中戶籍租調は他省の司る所なれども、此省に於ても

天覽に供する爲め其複本を備ふるものにして今の内閣記録局の事務なり。

中務省の職員

の長官は卿なり、他の各省と異り中務卿は親王之ニ任ジ臣下之

ニ任セズ、(一)其下の大輔一人、少輔一人掌る所は卿に同じきも、唯規諫シテ献替セ

ズ、(二)なるが故に卿の補助役たるを見るべし。其下の大丞一人、少丞二人、宮人ノ

考課ヲ掌ル餘ハ神祇大祐ニ準ス、又大録一人、少録三人、史生二十人アリ。侍從八人

ハ君側に常侍し規諫すること大輔に同じく又君の遺忘を拾扱し闕失を輔益する

を掌る、内舍人は九十人あり帶刀して宿衛供奉し雜使に供奉し駕行には前後に分

衛すること掌る、内記は太政官の外記に對稱する職官にして大、中、少各二人あり

て詔勅の文を作ること及御所の記録を掌る、監物は大二人、中四人、少四人ありて出

納を監察し管鑰を請進す其他、中務省内の一職、六寮三司の所管は左の如し(一三)。

中宮職

は天皇の御祖母にして后位に在ませしことある太皇太后、天皇の御母

にして后位に在ませしことある皇太后及皇后の三宮を中宮と稱し、啓令ヲ吐納スルヲ掌ルものなり、大夫一人、亮一人、大進一人、少進二人、大屬一人、少屬二人、舍人四百人、此舍人は分番宿直等事一に大舍人に准す、使部卅人、直丁三人、其他後宮職員として四品以上の妃二員、三位以上の夫人三員及五位以上の嬪四員あり、尤も當時は皇后も妃、夫人等も「キサキ」と稱せしが時代を経るに従ふて御嫡妻を皇后オホキサキと稱して區別し、更に中宮とは皇后御一人を稱するに至り、皇太后の稱號も定まれり。

大舍人寮（左右兩寮に分る）は頭一人あり其寮内の人名帳、分番、宿直、假使、容儀の事を掌る、助一人、大允一人、小允一人、大屬一人、少屬一人、大舍人八百人、使部卅人、直丁二人、左右兩寮共同一組織なり。

圖書寮 は頭一人、經籍圖書及國史ヲ修選シ、內典佛像、宮内禮佛、校寫、裝潢、功程、紙筆墨ヲ給スルコトヲ掌ル、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、寫書手廿人、書史を校寫スルヲ掌ル、裝潢四人、經籍ヲ裝潢スルヲ掌ル、造紙手四人、雜紙ヲ造ルヲ掌ル、造筆手十人、管ヲ造ルヲ掌ル、造墨手四人、墨ヲ造ルヲ掌ル、使部卅人、直丁二人、紙戶。

内藏寮 は頭一人、金銀、珠玉、寶器、錦綾、雜綵、毘褥、諸蕃貢獻奇珍之物、年料供進御服及別勅用物ノ事ヲ掌ル、助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、大主釜二人、出納ヲ主當スルヲ掌ル、餘の主釜及少主釜の職も亦此に准す、藏部四十人、價長二人、物價ヲ平ニシ市易ヲ掌ル、典履二人、靴履鞍具ヲ縫ヒ作り及百濟手部ヲ檢校スルヲ掌ル、百濟手部十人、雜縫作事ヲ掌ル、使部卅人、直丁二人、百濟戶。

縫殿寮 は頭一人、女王及内外命婦、宮人名帳、考課、及衣服を裁縫シ、纂組ノ事ヲ掌ル、助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、使部卅人、直丁二人。

陰陽寮 は頭一人、天文、曆數、風雲ノ氣色異ナレバ密封奏聞ノ事ヲ掌ル、助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、陰陽師六人、占筮地ヲ相スルヲ掌ル、陰陽博士一人、陰陽生等ヲ教ユルヲ掌ル、陰陽生十人、陰陽ヲ習フコトヲ掌ル、曆博士一人、曆ヲ造リ、曆生ヲ教ユルヲ掌ル、曆生十人、曆ヲ習フヲ掌ル、天文博士一人、天文氣色ヲ候ヒ異有レバ密封シ及天文生等ヲ教ユルヲ掌ル、天文生十人、天文ノ氣色ヲ習ヒ候フヲ掌ル、漏尅博士二人、守辰丁ヲ率キテ漏尅ノ節ヲ伺フヲ掌ル、守辰丁廿人、漏尅ノ節ヲ伺ヒ時ヲ以テ鐘鼓を擊ツヲ掌ル、使部卅人、直丁二人。

書工司 は正一人、繪事、彩色司ノ事ヲ判ムルヲ掌ル、佑一人、令吏一人、書師四人、書部六十人、使部十六人、直丁一人。

内藥司

は正一人、藥香ヲ供奉シ御藥を和合スル事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、侍醫

四人、診候醫藥ヲ供奉スルヲ掌ル、藥生十人、諸藥ヲ搗篩スルヲ掌ル、使部十人、直丁一人。

内禮司

は正一人、宮内ノ禮儀非違ヲ禁察スルヲ掌ル、佑一人、令吏一人、主禮六

人、非違ヲ分察スルヲ掌ル、使部六人、直丁一人。

第三節 式部省

式部省は唐制の吏部に擬したるものにして、現時の文部省の

事務の大部分と賞勳局、文官懲戒裁判及び文官試験の事務とを併せ掌るものなり（二四）。其所管事務は一、内は在京官、外は地方官の任授簿外に更に名帳を作りて考課進級等の用に供する

内外文官の名帳

二、考課令、考は按考なり、課は諸司の職掌に課する庶事なり、に

より官吏の勞功及其分擔事務の修否を試みて進級の順を定むる

考課

三、選叙令により選官叙位をなす

選叙

四、朝廷の禮式大儀の

禮儀

五、儀制令等による朝賀及祭祀に於て群臣並に百官の位列を定むる

版位

六、公式令及選叙令による

位記

七、勳績を按定し功を論じて封賞する

行實事務

八、考選及郡司を補任する事の爲めに諸國の朝集使を京に集むる

朝集

九、學令の定むる所に依り大學を監督する

學校監督

一〇、考課令及選叙令により大學を卒業して位に叙せられ官に任ぜ

られんとする秀才、明經の輩を試験する貢人の

策試

一一、位祿季祿及臨時の給賜に關する

祿賜

一二、皇族の家令を詮擬して太政官に申し補任する

家令補任

一三、有功の家をして家傳を進めしめ之を選修する

功臣家傳田

是なり。

式部省の職員は

長官たる式部卿は多くは親王を以て之に任ぜしも中務卿と

異り稀に人臣を以て之に任ぜしことあり（二五）。大輔一人、是卿を補佐する職にして法官大輔と稱へしことあり（二六）。少輔一人、大丞二人、考課ヲ勘問スルコトヲ掌ル、

少丞二人、掌ルコト大丞ニ同ジ、大録一人、少録三人、史生廿人、省掌二人、使部八十人、直丁五人、猶本省は左の大學、散位の二寮を管す。

大學寮 は頭一人、學生ヲ簡試シ及釋奠ノ事ヲ掌ル、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、博士一人、經業ヲ教授シ學生ヲ課試スルコトヲ掌ル、助教二人、掌ルコト、博士ニ同ジ、學生四百人、經業ヲ分チ受クルコトヲ掌ル、音博士二人、音ヲ教ユルコトヲ掌ル、書博士二人、書ヲ教ユルコトヲ掌ル、算博士二人、算術ヲ教ユルコトヲ掌ル、算生卅人、算術ヲ習フコトヲ掌ル、使部廿人、直丁二人。

散位寮 は頭一人、散位(文武)の位ありて官なきを散位と謂ふの名帳、朝集ノ事ヲ掌ル、助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、史生六人、使部廿人、直丁二人。

第四節 治部省 治部省は唐制の祠部及主客を併せたるが如きものにして、現時の外務省と宮内省との一部を管掌す。其所管事務は一、姓氏家系を正す

本姓 二五位以上の人の

繼嗣 三、五位以下の人の

婚姻 四國に起りし

祥瑞 五、朝廷及貴人の

葬儀 六、死後位を贈る時、中務省に於て位記を作り、本省に於て之を受けて死者の家に下附す、又死者の本司より太政官に上申し、太政官は更に本省をして勘申せしめ、適當と認むるときは、則ち大藏省をして貨財を掌らしむる

贈賻 七、先皇の崩日に關する

國忌 八、人民をして皇祖以下の名號を諱みて之を避けしむる

諱 九、外國使節の應接に關する所謂

諸蕃朝聘 の事務是なり(二七)。

治部省の職員 は卿の下に大輔一人、少輔一人、大丞一人、少丞二人、大録一人、少録三人、史生十人、大解部四人、譜第ノ争訟(其族姓の次序を定む)ヲ鞠問スルコトヲ掌ル、少解部六人、掌ルコト、大解部ニ同ジ、省掌二人、使部六十人、直丁四人、尙本省の被管には左の如く、雅樂寮、玄蕃寮、諸陵司、喪儀司の二寮二司あり。

雅樂寮 は頭一人、文武ノ雅曲、正舞、雜樂、男女ノ樂人、音聲人ノ名帳、曲課ヲ試ミ、練ル事ヲ掌ル、斯く音樂聲曲の事を掌るは、樂人中には外蕃出身の者尠からず、又樂

人は普通の人民と異なり一種特別の社會を成したるより特に之を管理する必要ありしに因る。助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、歌師四人、歌人歌女ヲ教ユルコトヲ掌ル、歌人卅人、歌女一百人、舞師四人、雜舞ヲ教ユルコトヲ掌ル、舞生百人、雜舞ヲ習フコトヲ掌ル、笛師二人、笛生六人、笛工八人、唐樂師十二人、樂生ヲ教ユルコトヲ掌ル、高麗、百濟、新羅の樂師之に准ず、樂生六十人、樂ヲ習フコトヲ掌ル、餘の樂生此に准ず、高麗樂師四人、樂生廿人、百濟樂師四人、樂生廿人、新羅樂師四人、樂生廿人、伎樂、吳樂にして腰鼓ウヰムも亦吳樂器の一なり、師一人、伎樂生ヲ教ユルコトヲ掌ル、腰鼓師二人、腰鼓生ヲ教ユルコトヲ掌ル、使部廿人、直丁二人、樂戶。

玄蕃寮 は唐制の鴻臚寺にして頭一人あり從五位上にして唐の鴻臚卿典客郎中に當る。佛寺僧尼名籍、供齋、蕃客ノ辭見、譙饗送迎、外人の入朝者に對し其入京より退京までの接伴役にして京畿外には及はず。及在京ノ夷狄館舍、鴻臚館なりヲ監當スルコトヲ掌ル、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、史生四人、使部廿人、直丁二人。斯の如く特に僧侶と外國人とを玄蕃寮に於て取扱をなせしは僧侶には佛教の戒律ありて時に國家の法度に矛盾することあり、故に之に一種の治外

法權を認め外國人と同様に見做したるが爲めなり。

諸陵司 は正一人、陵ノ靈ヲ祭り喪葬、凶禮、諸陵及陵戶ノ名籍ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、土部十人、凶禮ヲ贊相スルコトヲ掌ル、葬儀の時土師宿禰、中年齡及位階の高きもの大連となり、次は少連となり、紫衣刀劔の禮裝にて儀式を掌る、使部十人、直丁一人。

喪儀司 は正一人、凶事ノ儀式及喪葬ノ具ヲ掌ル、佑一人、令史一人、使部六人、直丁一人。

第五節 民部省 民部省は土地人民を管理し、財政を掌りしが故に、恰も今の内務大藏兩省の事務を合併したるが如きものにして、主計寮、主稅寮之が被管たり。其事務は一戸令によりて執る戸籍事務即ち諸國の

戸口名籍

二、

賦役 三、賦役令により孝子義夫の課役を免ず、其優とは同令により精誠通感なる者として別に優賞あるべき者、復とは征伐の事あるとき虜となりて外蕃に没落せし者が後に還るを得たるとき等の場合に、自活の道を得るまで特典を與ふるを

云ふ此等の者を調査し何れも本省より獨符を下して免役の證とする

孝義優復 四 賦役令に依り課役を免すべき者に獨符の至るを待ちて之に免と注する

獨免 五 家人奴婢即ち賤民の身分及

貫屬 六 道橋津濟渠池山川藪澤諸國の田地等

土木山地 七 關する事務を掌る。

民部省の職員 八 卿一人、大輔一人、少輔一人、大丞一人、少丞二人、大録一人、少録三人、史生十八人、省掌二人、使部六十人、直丁四人。

主計寮 九 是頭一人、調及雜物を計へ納レ國用ヲ支度シ用度ヲ勘勾スルコトヲ掌ル、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、算師二人、調庸及用度ヲ勘計スルコトヲ掌ル、史生六人、使部二十人、直丁二人。

主稅寮 十 是頭一人、倉廩(穀を藏するを倉と曰へ米を藏するを廩と曰ふ)出納諸國の田租、春米諸國の春米の數を知ることにして、大炊寮に納むるの日、主計寮計納するなり、碾磑(水確の謂にして之にて米を作るを碾と曰へ麵を作るを磑と曰ふ)の

事を掌る、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、算師二人、租稅ヲ勘計スルコトヲ掌ル、史生四人、使部二十人、直丁二人。

第六節 兵部省 兵部省は天武天皇の時に兵政官と稱せしが後八省の一に列せらる、現時の陸海軍省にして一、大將以下軍團長以上の名帳及進退等に關する所謂内外

武官の名帳、考課、選叙、位記 二、校尉以下

兵士以上の名帳 三、諸國の

朝集使に關する事務 四、兵士に祿を賜ふ

祿賜 五、兵士の休暇服役に關する

假使 六、勅を受けて契を諸國に發し兵士を徵集する

兵士差發 七、

兵器 八 儀仗(征伐には兵器と曰へ禮式には儀仗と曰ふ)八、

城國烽火 九 を掌る、職員の名稱及び員數は民部省に同じ。本省被管に左の五司あり。

兵馬司 には正一人、牧及兵馬、郵驛、公私ノ牛馬(公は傳馬及公廩の牛馬、私は民有の牛馬なれども)征行大事の時に差發を受くヲ掌ル、佑一人、大令史一人、少令史一人、使部六人、直丁一人。

造兵司 は正一人、雜ノ兵器ヲ造リ及工戸ノ戸口名籍ノ事ヲ掌ル、佑一人、大令史一人、少令史一人、雜工部二十人、使部十二人、直丁一人、雜工戸。

鼓吹司 は正一人、鼓吹ヲ教へ習ハスル事ヲ掌ル、佑一人、大令史一人、少令史一人、吹部三十人、使部十人、直丁一人、鼓吹戸。

主船司 は正一人、公私ノ舟楫及舟具ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、使部六人、直丁一人、船戸。

主鷹司 は正一人、鷹犬ヲ調へ習ハスコトヲ掌ル、令史一人、使部六人、直丁一人、鷹戸。

第七節 刑部省

刑部省は唐制の刑部にして現時の司法省に該當するものなり、其主たる職掌は

中央裁判所

として聽訟斷獄を爲すに在リ、古代の法律思想に於ては民事と刑

事との區別なく民事上の非曲も亦一の犯罪と看做したるが故に、今の民刑兩者を兼ねるに刑の一字を以てせり。其所管は一獄令に據り諸司の管轄内にて笞杖に當る者は各省自ら判決するも、徒以上の犯罪者は刑部省に送る。唯流罪以上の重罪は刑部省より太政官に上申せしめたるは太政官が司法の最上府たるが故にあらず、罪狀は死又は流に當るも身分上若しくは恩典上より斟酌を要する場合あるが爲めのみ、其刑名は刑部省に於て之を

判決 するは謂ふ迄なし。即ち、獄ヲ鞠ヒ刑名ヲ定ムるものなり、二、地方に決し難き事件は刑部省の判決を請ふに對し

覆審 し、疑讞讞は請なりヲ決スるなり、三、賤民は家人奴婢として大抵良民の所有に屬したるが爲め、其所有權に關し良民相互間若しくは良民と賤民との間に争訟多かりしが故に、大化革新後直に男女の法を發するの必要ありし程なり、刑部省は其争訟を裁判する材料として常に

良賤の名稱

を備ふ、四、徒刑の執行に關する

囚禁

五、貸借事件の裁判たる

債負 是なり。

刑部省の職員 是は卿一人、大輔一人、少輔一人、大丞二人、少丞二人、大録一人、少録二人、史生十人、大判事二人、鞠ヘル狀ヲ案覆シ刑名ヲ斷リ定メ諸ノ争訟ヲ判ルコトヲ掌ル、中判事四人、掌ルコト大判事ニ同ジ、少判事四人、大屬二人、判文ヲ抄寫スルコトヲ掌ル、(現時の裁判所首席書記なり)、少屬二人、掌ルコト大屬ニ同ジ、大解部十人、争訟ヲ問ヒ窮ムルコトヲ掌ル、中解部廿人、少解部卅人、省掌二人、使部八十人、直丁六人。尙本省の被管に左の二司あり。

贓贖司 是は正一人、簿斂簿は疏なり、斂は收なり、罪人の資財を沒收する事、配沒(沒收物を分配すること即ち兵器は兵庫に、文書は圖書に、財物は、大藏に、罪人父子は官奴司に分配するの類なり)、贓贖(非理にして財を取るを贓と曰へ、金を出して罪に當るを贖と曰ふ即ち賠償金にして當司に之を納れて獄舎等を修理せしなり)、闕遺ノ雜物捕亡令によりて闕遺物を得たるも所有主分明せざる爲め沒收せし物ヲ掌ル、佑一人、大令史一人、少令史一人、使部十人、直丁一人。

囚獄司

是は正一人、罪人を禁囚し、徒役、功程、及配決ノ事ヲ掌ル、佑一人、大令史一人

少令史一人、物部卅人、罪人ヲ主當シ決罰ノ事ヲ掌ル、物部丁廿人(諸國の仕丁より採る處にして仗を帯び獄を守る者、民部省より充用するなり)。

第八節 大藏省

大藏省は唐制に大府寺と稱し六部の下に屬するも我國に於ては早く齊部及内藏ありて重きを爲し、齊部氏の掌る處なりしが後に大藏が設けられ秦氏の一族専ら其出納を掌り、漸次沿革して本省となり、國家の財政は民部省主として之を管掌するも本省は調の

現物を出納

す。即ち一、諸國ノ調及錢、金銀、珠玉、銅鐵、骨角齒、羽毛、漆、帳幕、二、權衡

度量、三、賣買ノ估價、唯物價の高低あるも官物は其平均値段にて賣買する爲めに常に市價を調査するのみ固より後世の所謂物價調節の義にあらず、四、諸方の貢獻の雜物の出納事務なり。

大藏省の職員

是は大輔一人、少輔一人、大丞一人、少丞二人、大録一人、少録二人、史生六人、大主簿二人、少主簿二人、藏部六十人、價長四人、典履二人、靴履、鞍具ヲ縫ヒ作り百濟の手部を檢校スルコトヲ掌ル、百濟の手部十人、雜ノ縫作事ヲ掌ル、典革一人、雜の革の染作、狛部ヲ檢校スルコトヲ掌ル、狛部六人、雜ノ革ノ染作ヲ掌ル、省掌二人、

使部六十人直丁四人、駟使丁六人、百濟戶、狛戶、猶本省の被管に左の五司あり

典鑄司 は正一人、金銀銅鐵ヲ造リ鑄、塗、餽、瑠璃、玉作、及工戶ノ戶口名籍ノ事ヲ司ル、佑一人、大令史一人、少令史一人、雜工部十人、使部十人、直丁一人、雜工戶。

掃部司 は正一人、薦席牀簀苦、及鋪設、洒掃、蒲藺葦簾等ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、掃部十人、使部六人、直丁一人、駟使丁廿人。

漆部司 は正一人、雜ノ塗、漆ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、漆部廿人、使部六人、直丁一人。

縫部司 は正一人、衣服、衛士等ノ衣服ヲ裁チ縫フ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、縫部四人、使部六人、直丁一人、縫女部

織部司 は正一人、錦綾、紬羅ヲ織リ及雜ノ染モノノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、挑文師四人、錦綾羅等ノ文ヲ挑クルコトヲ掌ル、挑文生八人、使部六人、直丁一人、染戶。

第九節 宮内省 宮内省は唐制の工部にして

現時の宮内省の一部 たり所管事務は一、諸國の調、雜物、春米の出納、二、官田、園地、當年田種する所の色目、並に收穫の多少等を申奏し、勅語あれば宣告する所謂官田

及ビ御食産ノ奏宣、三、諸方の調以外に献ずる珍味即ち諸方ノ口味是なり。

宮内省の職員 は卿一人、大輔一人、少輔一人、大丞一人、少丞二人、大録一人、少録二人、史生十人、省掌二人、使部六十人、直丁四人。尙本省の被管は左の一職、四寮、十三司なり。

大膳職 は大夫一人、諸國の調、雜物、及庶ノ膳羞ヲ造リ、醢、菹、具食を膳と曰へ、熟食を羞と曰へ、肉醬を醢と曰へ、醋菜を菹と曰ふ、醬、豉、未醬、肴、菜、雜餅、食料、膳部ヲ率キテ其事ニ供スルコトヲ掌ル、亮一人、大進一人、少進一人、大屬一人、少屬一人、主醫二人、雜の醬、豉、未醬等ヲ造ルコトヲ掌ル、主菓餅二人、菓子、雜餅等ヲ造ルコトヲ掌ル、膳部一百六十人、庶ノ食ヲ造ルコトヲ掌ル、使部卅人、直丁二人、駟使丁八十人、雜供戶、鶴飼、江人、綱引等。

木工寮 は頭一人、木作ヲ營ミ、構へ及材ヲ採ル、樹木を斬伐し、工匠に材料を供給するコトヲ掌ル、助一人、大允一人、少允二人、大屬一人、少屬一人、工部廿人、雜色、白丁に限らず、工を知る者より採用す、使部廿人、直丁二人、駟使丁、諸司の駟使丁は皆定數あり、特に此寮に於て員數に制限なきは駟使丁を諸司に分配し、其餘は多少に限ら

ず皆此寮に配するが故に定員なきなり。

大炊寮 は頭一人、諸國ノ春米、雜穀、分給雜穀は皆此寮に收領し更に諸司に分充す、諸司食料ノ事ヲ掌ル、助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、大炊部六十人、使部廿人、直丁二人、駟使丁卅人。

主殿寮 は頭一人、供御ノ輿、輦、擧げ行くを輿と曰ひ輓行を輦と曰ふ、蓋笠、織扇、帷帳、湯沐、殿庭ヲ洒掃シ及燈燭、油火を燈とし蠟火を燭とす、松柴、炭燎等ノ事ヲ掌ル、助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、殿部卅人、使部廿人、直丁二人、駟使丁八十人。

典藥寮 は頭一人、諸ノ藥物、疾病ヲ療シ、醫疾令により五位以上の疾患者は並に奏聞し醫師を遣して療め爲す、及藥園ノ事ヲ掌ル、助一人、允一人、大屬一人、少屬一人、醫師十人、諸ノ疾病ヲ療シ及診候スルコトヲ掌ル、醫學博士一人、諸ノ藥方、脈經ヲ醫生等ニ教授スルコトヲ掌ル、醫生卅人、諸ノ醫療ヲ學フコトヲ掌ル、針五人、諸ノ瘡病ヲ療シ、及ビ補寫スルコトヲ掌ル、針博士一人、針生等ヲ教フルコトヲ掌ル、針生廿人、針ヲ學フコトヲ掌ル、案摩師二人、諸ノ傷折ヲ療スルコトヲ掌ル、案摩博士一人、案摩生等ヲ教フルコトヲ掌ル、案摩生十人、案摩シテ傷折ヲ療スルコトヲ

學フコトヲ掌ル、咒禁師二人、咒禁ヲ掌ル、咒禁博士一人、咒禁生等ヲ教フルコトヲ掌ル、咒禁生六人、咒禁ヲ學フコトヲ掌ル、藥園師二人、藥性、色、目ヲ知り、藥菌ノ諸草ヲ種エ採リ及ビ藥園生ヲ教フルコトヲ掌ル、藥園生六人、諸藥ヲ學ビ識ルコトヲ掌ル、使部廿人、直丁二人、藥戶、乳戶。

正親司 は正一人、皇親の名籍(二世以下四世以上の名籍、案、戶令あり、皇親は租税等不課たるが故に京職に於て之を知るを要す、從つて皇親、戶籍ありノ事ヲ掌ル、佑一人、大令史一人、少令史一人、使部十人、直丁一人。

内膳司 は奉膳二人、御膳ヲ惣へ知り進食先ツ試ムルコトヲ掌ル、典膳六人、供御ノ膳ヲ造リ、庶味、寒温之節ヲ調和スルコトヲ掌ル、令史一人、膳部卅人、御食ヲ造ルコトヲ掌ル、使部十人、直丁一人、駟使丁廿人。

造酒司 は正一人、酒ヲ釀シ醴(甜酒)酢ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、酒部六十人、行醴ニ供スルコトヲ掌ル、使部十二人、直丁一人、酒戶。

鍛冶司 は正一人、銅鐵雜器ノ屬ヲ造作シ及鍛戶ノ戶口名籍ノ事ヲ掌ル、佑一人、大令史一人、少令史一人、鍛部廿人、使部十六人、直丁一人、鍛戶。

官奴司 は正一人、官戸奴婢ノ名籍及び口分田ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、使部十人、直丁一人。

園池司 は正一人、諸ノ苑池、苑池の産物にして供御となすべきものあれば特に其地を司りて浪りに侵さざらしむ、蔬菜樹菓等ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、使部六人、直丁一人、園戸。

土工司 は正一人、土作瓦埴ヲ營クリ并ニ石灰ヲ燒クコトヲ掌ル、佑一人、令史一人、泥部廿人、使部十人、直丁一人、泥戸。

采女司 は正一人、采女等ヲ檢按スルコトヲ掌ル、佑一人、令史一人、采部六人、使部十二人、直丁一人。

主水司 は正一人、櫛水、餠粥稠糜を饋と曰ひ稀糜を粥と曰ふ、及び氷室ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、氷部卅人、使部十人、直丁一人、駈使丁廿人、水戸。

主油司 は正一人、諸國ノ調ノ膏油(肉脂)を膏となし自餘を油となすノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、使部六人、直丁一人。

内掃部司

は正一人、供御ノ牀、狹疊、席薦、簀苦、設鋪、及び蒲團、葦等ノ事ヲ掌ル、

佑一人、令史一人、掃部卅人、使部十人、直丁一人、駈使丁卅人。

宮陶司

は正一人、宮陶器、皿ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、使部六人、直丁一人、宮戸。

内染司

は正一人、御供ノ雜ノ染物ノ屬ヲ掌ル、佑一人、令史一人、染師二人、使部六人、直丁一人、(此司に駈使丁なきは官奴婢を以て之に充つるが故なり)

以上八省以外に特別官廳あり、左右辨官に屬するは前表に示す如く八官廳あり

第十節 左辨官の被管 に屬する二官廳の所管事務は左の如し。

神祇官 は伯一人、神祇ノ祭祀、祝部、神戸ノ名籍、大嘗、御巫、卜兆、官ノ事ヲ惣判スルコトヲ掌ル、大副一人、少副一人、大祐一人、官内ヲ糾判シ文案ヲ審署シ稽失ヲ勾へ宿直ヲ知ルコトヲ掌ル、少祐一人、大史一人、事ヲ受ケテ上セ抄シ文案ヲ勘へ署シ稽失ヲ檢へ出シ(律によりて同司の犯罪者を檢舉す)、公文ヲ讀ミ申スコトヲ掌ル、少史一人、神部卅人、卜部廿人、使部卅人、直丁二人、後更に宮主、御巫、戸座、神琴生、史生、官掌等を之に加へたり(一八)、神祇官は左辨官の被管なれども

官制上第一位

に置き、太政官の前に列す、唯本書に於ては他の特別官廳と共に

に説明するの便宜上此處に掲げたるのみ。唐制に於て天神地祇の祭祀は禮部に屬する祠部郎中の職なり(一九)。然るに我國に於て之を重んじて官制第一に置きたる所以のものは古義に據り神國の風儀として天神地祇を重んずるが爲めなり(二〇)。大寶以前にも神祇伯の名見ゆるは崇神天皇の朝に宮殿と神殿とを區別せし時より本官を設けしに由るものなるべし(二一)。

東宮職員

令によれば傳一人、道德ヲ以テ東宮ヲ輔ケ導クコトヲ掌ル、學士二人、經ヲ執テ奉説スルコトヲ掌ル、東宮春宮坊には大夫一人、啓令ヲ吐納シ宮人ノ名帳、考叙、宿直ノ事ヲ掌ル、亮一人、大進一人、少進二人、大屬一人、少屬二人、使部卅人、直丁三人、此他舍人監には正一人、舍人ノ名帳、禮儀、分番ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、舍人六百人、使部十人、直丁一人。主膳監には正一人、進食先ツ嘗ミ及諸ノ飲膳ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、膳部六十人、使部六人、直丁一人、駟使丁廿人。主藏監は正一人、金玉、寶器、錦綾、雜綵、衣服ヲ裁チ縫ヒ翫好ノ屬ヲ掌ル、佑一人、令史一人、藏部廿人、使部六人、直丁一人、駟使丁二人。主殿署は首一人、湯沐、燈燭、洒掃、鋪設ノ事ヲ掌ル、令史一人、殿掃部廿人、使部六人、直丁一人、駟使丁十人。主書署は首一人、書藥、筆研ノ屬

ヲ供進スルコトヲ掌ル、令史一人、使部六人、直丁一人。主醬署は首一人、饌粥、漿水及菓子ノ屬ヲ掌ル、令史一人、水部十人、使部六人、直丁一人、駟使丁六人。主工署は首一人、木土ノ構作及銅鐵ノ作物ノ事ヲ掌ル、令史一人、工部六人、使部六人、直丁一人、駟使丁六十人。主兵器署は首一人、兵器儀仗ノ屬ヲ掌ル、令史一人、使部六人、直丁一人。主馬署は首一人、乘馬鞍具ノ屬ヲ供進スルコトヲ掌ル、令史一人、馬部十人、使部十人、直丁一人。此中春宮坊は左辨官の被管たるは他の東宮職員及家令職員の中務省の被管にして中務省は左辨官の管掌する所なれば要するに同一被管事務なり、猶家令職員令によれば

皇族の家職

は一品親王及内親王の家職は文學一人、經ヲ執テ講授スルコトヲ掌ル、家令一人、家事ヲ惣ヘ知ルコトヲ掌ル、扶一人、大從一人、家事ヲ檢按スルコトヲ掌ル、少從一人、大書吏一人、文案ヲ勘ヘ署スルコトヲ掌ル、少書吏一人。二品ノ家職ハ文學一人、家令一人、扶一人、從一人、大書吏一人、少書一人。三品の家職は文學一人、家令一人、扶一人、從一人、書吏一人。四品の家職は文學一人、家令一人、扶一人、從一人、書吏一人なり。

人臣の職事 是一位は家令一人、家事ヲ知ルヲ掌ル、扶一人、大從一人、少從一人、大書吏一人、少書吏一人。二位は家令一人、從一人、大書吏一人、少書吏一人。正三位は家令一人、書吏二人、從三位は家令一人、書吏一人なり。

第十一節 右辨官の被替 官廳の所管事務左の如し。

彈正臺 是唐制の御史臺にして風俗を肅清し内外官人の非違を彈奏す、尹一人、弼一人、大忠一人、内左右兩京外五畿七道ヲ巡察シ非違ヲ糾彈スルコトヲ掌ル、少忠二人、大疏一人、少疏一人、巡察彈正十人、史生六人、使部卅人、直丁二人。

衛府 是最初左の如く衛門府、左右衛士府、左右兵衛府の五なりしが、平城天皇の時衛門府を廢して四府となせり、後多少の沿革あり左右衛門、左右兵衛に左右近衛を加へて六衛府となせり。

衛門府 是督一人、諸門の禁衛出入禮儀時ヲ以テ巡檢シ、及隼人、門藉間勝、人名を載するを籍となし物數を載するを勝となすヲ掌ル、佐一人、大尉二人、少尉二人、大志二人、少志二人、醫師一人、門部二百人、物部卅人、使部卅人、直丁四人、衛士。左衛士府、右衛士府は之に準ず、是督一人、宮掖ヲ禁衛シ、隊仗ヲ檢校シ時ヲ以テ巡檢シ衛士ノ

名帳及差科、兵庫等を差配すること、大備禮儀陳設、兵仗、車駕ノ出入ニ前驅後殿スルコトヲ掌ル、佐一人、大尉一人、少尉二人、大志二人、少志二人、醫師二人、使部六十人、直丁三人、衛士。

左右兵衛府 (左兵衛府及右兵衛府各)は督一人、兵衛ヲ檢校シ、閤門ヲ分配シ時ヲ以テ巡檢シ、車駕ノ出入ニ前後ニ分レ衛リ及左兵衛ノ名帳、門籍ノ事ヲ掌ル、佐一人、大尉一人、少尉一人、大志一人、少志一人、醫師一人、番長四人、兵衛四百人、使部卅人、直丁二人。

左右馬寮 (左馬寮及右馬寮各)は頭一人、左ノ閑(ウマヤ)ノ馬ノ調習、養飼、供御の乗具、内藏寮より送り來るもの、穀草ヲ配給シ、及飼部ノ戸口名籍ノコトヲ掌ル、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、馬醫二人、馬部六十人、使部廿人、直丁二人、飼丁。

左右兵庫 (左兵庫及右兵庫各)は頭一人、各兵庫ノ儀仗兵器、安置所ヲ得、軍防令によれば凡軍器は庫に在り皆棚閣を造りて安置す、曝涼、及事ヲ受ケテ覆奏スルコトヲ掌ル、助一人、大允一人、少允一人、大屬一人、少屬一人、使部廿人、直丁二人。

内兵庫 是正一人、掌ルコト兵庫ノ頭ニ準ズ、佑一人、令史一人、使部十人、直丁一人。

華人司 是正一人、隼人ヲ檢校シ及名帳、歌舞ヲ教習シ、竹笠ヲ造作スル事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、使部十人、直丁一人、隼人。

第四項 大寶及其後の地方官職

第一節 地方官

は京都の二職、攝津職、大宰府、各國の國守、各郡の領是なり。

第二節 左右京職

京都を東西に兩分し、左右の京職を置く、左京職(右京職は之に準ず)は大夫一人、左京ノ戸口、名籍、百姓ヲ字養シ、所部ヲ糺察シ、貢舉、孝義、田宅、雜徭、良賤、訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、兵士、器仗(兵士の器仗にあらず別に官器仗あるを謂ふ、諸國皆同じ)、道橋、過所、關遺ノ雜物、僧尼ノ名籍等ノ事ヲ掌ル、亮一人、大進一人、少進二人、大屬一人、少屬二人、坊令十二人、使部卅人、直丁二人、猶左右京職は各一司を管す、東西市司是なり。

東西市司

東西市司は此に准ず、正一人、財貨、交易、器物の眞偽、度量の輕重、賣買の估價、非違を禁察する事を掌る、佑一人、令史一人、價長五人、物部廿人、使部十人、

直丁一人。

攝津職

は津の國を治む、津の國は古來輻輳の地にして全國の咽喉に當れり、故に特に本官を設く、大夫一人、神社、戸口、簿帳、百姓ヲ字養シ、農桑ヲ勸メ課シ、所部ヲ糺察シ、貢舉、孝義、田宅、良賤、訴訟、市廛、度量の輕重、倉廩、租調、雜徭、兵士、器仗、道橋、津濟、過所、上下の公使、郵驛、傳馬、關遺ノ雜物、舟具ヲ檢校シ及寺、僧尼ノ名籍ノ事ヲ掌ル、亮一人、大進一人、少進二人、大屬一人、少屬二人、史生三人、使部卅人、直丁二人。

第三節 大宰府

は筑前の國を治む、當時にありては筑前の國は外國船舶の直通する所にして國防、國交及貿易上重要の地なるが故に特に本府を置く、

主神

一人、諸祭ノ祠ノ事ヲ掌ル、

帥

一人、神社、戸口、簿帳、百姓ヲ字養シ、農桑ヲ勸メ課シ、所部ヲ糺察シ、貢舉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私ノ馬牛、關遺ノ雜物、及寺、僧尼ノ名籍、蕃客、歸化、饗饌ノ事ヲ掌ル、

其他の職員

に大貳一人、少貳二人、大監二人、府内ヲ糺判シ、文案ヲ審署シ、稽失ヲ勾へ、非違ヲ察スルコトヲ掌ル、少監二人、大典二人、事ヲ受ケテ上セ抄シ、文案ヲ勘

へ署シ、稽失ヲ檢へ出シ公文ヲ讀ミ申スコトヲ掌ル、少典二人、大判事一人、犯狀ヲ案覆シ刑名ヲ斷リ定メ諸ノ争訟ヲ判ルコトヲ掌ル、少判事一人、大令史一人、判文ヲ抄寫スルコトヲ掌ル、少令史一人、大工一人、城隍、舟楫、戎器、諸ノ營作ノ事ヲ掌ル、少工二人、博士一人、經業ヲ教授シ學生ヲ課試スルコトヲ掌ル、陰陽師一人、占筮シ地ヲ相ルコトヲ掌ル、醫師二人、診候シ病ヲ療スルコトヲ掌ル、竿師一人、物ノ數ヲ勘へ計フルコトヲ掌ル、防人ノ正一人、防人ノ名帳、戎具、教閱、及食料ノ田ノ事ヲ掌ル、佑一人、令史一人、主船一人、舟楫ヲ修理スルコトヲ掌ル、主厨一人、醢醢醢は醋なり、齋齋は醬なり、菹醬豉、鮭雜乾魚なり、等ノ事ヲ掌ル、史生廿人。

第四節 國の制度

國守 は、祠社、戶口、簿帳、百姓ヲ字養シ農桑ヲ勸メ課シ、所部ヲ糾察シ、貢舉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、城牧、過所、公私ノ馬牛、關遺ノ雜物、及寺、僧尼名籍ノ事ヲ掌ル、陸奥、出羽、越後等ノ國ハ兼テ饗給、征討、斥候ヲ知り、壹岐、對島、日向、薩摩、大隅等ノ國ハ總テ鎮捍捍は衛なり寇賊を鎮衛するを云、防守、及蕃客ノ歸化ヲ掌リ、三關國(鈴鹿、不破、及愛發)の三關の所在國ハ關割(割は懸橋なり)、及關契ノ

事ヲ掌ル、而して國は人口及面積により四等に分ち國守の外下の職員を置く。

大國は介一人、大掾一人、國內ヲ糾判シ文案ヲ審署シ稽失ヲ勾へ非違ヲ察スルコトヲ掌ル、少掾一人、大目一人、事ヲ受ケテ上セ抄シ、文案ヲ勘へ署シ、稽失ヲ檢へ出シ公文ヲ讀ミ申スコトヲ掌ル、少目一人、史生三人。

上國 は介一人、掾一人、目一人、史生三人。

中國 は掾一人、目一人、史生三人。

下國 は目一人、史生三人。

第五節 郡の制度 郡は五等に分つ即ち二里(一里は五十戸)以上を

小郡 とし、四里以上を

下郡 とし、八里以上を

中群 とし、十二里以上を

上郡 とし、十六里以上を

大郡 とす、一郡の戸數は千戸即ち二十里を過ぐることを得ず、若し五十戸以上

を餘さば比郡に隸入す、地勢隸入するに便ならず或は己むを得ずして分つべきと

きは別に録して官に申す。

郡司 の職官は大郡は大領一人、所部ヲ撫養シ、郡ノ事ヲ檢察スル事ヲ掌ル。少領一人、主政三人、郡内ヲ糾判シ、文案ヲ審メ、署シ、稽失ヲ勾ヘ、非違ヲ察スル事ヲ掌ル。主帳三人、事ヲ受ケテ上セ抄シ、文案ヲ勘ヘ、署シ、稽失ヲ檢ヘ、出シ、公文ヲ讀ミ申スコトヲ掌ル。上郡は大領一人、少領一人、主政二人、主帳二人。中郡は大領一人、少領一人、主政一人、主帳一人。下郡は大領一人、少領一人、主帳一人。小郡は領一人、主帳一人。

第五項 大寶及其後の武官

第一節 大寶の軍制 を見るに全國の軍事行政を掌る兵部省あり。又前掲の衛門府、左右衛士府、左右兵衛府及び左右馬寮、左右兵庫、内兵庫あり、以て京師の軍防に備へしが、地方は別に諸國に軍團あり。

第二節 諸國の軍團 大抵五六郡に一を設く、五人を伍と爲し、十人を火と爲し、五十人毎に隊正一人あり、一百人毎に旅帥一人あり、二百人毎に校尉一人あり、五百人

以下に軍毅一人あり、六百人以上に大毅、少毅各一人あり、千人に及べば大毅一人、少毅二人ありて之を領し、毎火に軍器を備ひ馬六匹を飼養す、兵士一人毎に胡籙、太刀、刀子、糧等を備へしむ、平常にありては弓馬の外、槍、弩等の用法を調習せしむ。軍團統轄を圖解すれば左の如し

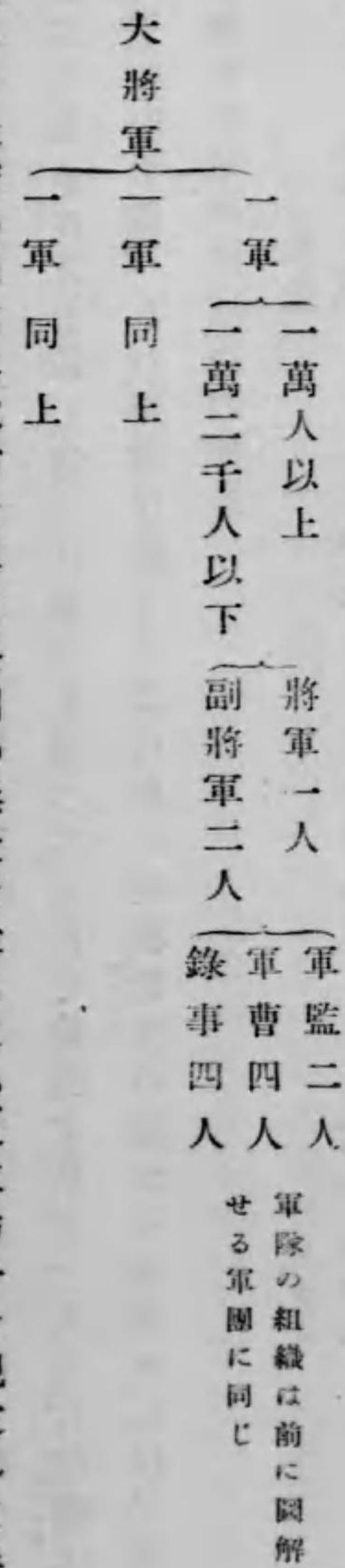
大毅	一人	大軍	一人	火十人
軍團統兵	少毅	千人	二人	火十人
主張	一人	校尉	各統	火十人
		旅帥	各統	火十人
		隊正	各統	火十人
		親衛	各統	火十人

第三節 親衛兵 親衛の兵として前掲の六衛府あり、其兵士は各軍團の兵士より一年更替に上京せしめて之に充つ其數二千七百四十餘なり(三三)、防人は九州沿岸の屯田兵にして近江朝に始まりし制度なり、其兵士は同じく軍團(専ら東國の軍團)より三年更替にて之を徵召す、防人司之を掌り、大宰府に屬せり、兵士の此任に赴くや家人奴婢をも率ゐることを許されたり。關は關塞にして後世の關所なり、京師近くにては伊勢の鈴鹿、美濃の不破、越前の愛發に置きたり、之を三關と謂ふ、國司之を

分當警固す、其他要害の地にも亦關を設け兵士をして分番上下せしめたり(二三)。

第四節 戰時編成

戰時には軍隊を編成す軍に三等あり、一萬人以上には將軍一人、副將軍二人、軍監二人、軍曹四人、錄事四人あり、五千人以上には將軍、副將軍、軍監各一人、軍曹四人、錄事二人あり、三千人以上には將軍、副將軍、軍監各一人、軍曹二人、錄事二人あり、何れも一軍を成す組織なり、三軍を統ぶる毎に大將軍あり。將軍出征の時には天皇より勅語を賜ひ節刀を授けられ、其軍に臨み寇に對して大毅以下軍令に違ふものは死罪以下專決を聽さる、凱旋の日には使を遣はして郊勞し、征討軍三千以上に及ぶ時は侍從を遣はして宣勅慰勞せしむ。戰時編成(一軍一萬人以上の時を示す他は前叙によりて之を判せよ)を左に圖解す



而して大寶の制は兵部省をして全國の兵政を掌らしめ、又軍防令を規定して兵事

を執行せしめたり。

第五節 徴兵法

當時の徴兵法は男子二十歳を正丁とし、一國の丁を通算し之を三分し其一分を取りて兵士となし以て六十歳に至らしむ、但し隊正以上は二分の内にて之を取る、其時期は毎年六月三十日以前に京國の官司之を檢任して八月三十日以前に太政官に申送し、太政官は兵部省に命じて之を取扱はしむ、其差科の法は富を先にし貧を後にし多丁を先にし少丁を後にす、又其徴發を免るゝ者は皇族三位以上の父祖、兄弟、子孫、五位以上の父子、八位以上の嫡子、内外初位以上の官人、帳内、資人、事力、舍人、史生、伴部、驛、烽、郡及牧の官人、國博士、醫師、諸學生、勳八等以上、癡疾、篤疾、孝子、順孫、義夫、節婦及共同籍の人、賤民等なり(二四)、而して此外に左の唐制に擬したる健兒コノダイの制度あり

第六節 健兒

郡司の子弟、有勳位者又は一般庶民より採用せり。然るに大寶の制令は有名無實となり竟に五畿七道の軍團を廢止し、更に嵯峨天皇の弘仁四年に至り九州の兵を減ずるに至り(二五)、茲に軍制上の大變革を來し、健兒コノダイを諸國に差して守衛となし、健兒田を置きて之を養ひ其徭役を免じ畿内に於ては特に課役を

も免じたり。延暦十一年の格によれば其數諸國を通じて三千百五十五人にして延喜式には三千九百六十四人を數へたり(二六)。而して九州の防衛に當りし兵士も淳和天皇の天長三年之を廢し富饒遊手の兒を撰み之を選士と名づけて兵士に代らしめ統領を置きて毅に代らしめ兵士を率ゐて邊要の警備に充てたり。

第七節 特殊の衛戍

當時陸奥出羽の諸國は未だ全く王化に霑はず反亂屢々起りしかば寇賊來襲の恐ある九州の壹岐對馬或は筑前等に同じく特に邊要の國とし警備を嚴にし、聖武天皇の時陸奥の國に

鎮守府

を置きたり、九州の大宰府は外交に關する文事をも掌りしが鎮守府は全く武事のみを掌り、將軍、副將軍、軍監、軍曹あり、又同天皇の時に出羽國に秋田城を置きしが延暦二十四年に停められ鎮守府のみは比較的後世まで存したり。

征夷使

は日本武尊に起源し臨時東征の官にして常置のものにあらず、元正天皇の朝に多治比真人縣守を持節征夷將軍となし、桓武天皇の朝に大伴弟麻呂を

征夷大將軍

とし、又坂上田村麻呂を此職に任せしことあり、更に同朝に大伴家持を持節征東將軍に任せしも同一職にして唯其名稱を異にするに過ぎず、平將門

謀反の時藤原忠文を征東大將軍に任し、後源義仲を征夷大將軍となしたり(二七)。大寶制令の軍團の兵士も六衛の兵士も有名無實となり健兒選士等の制を立てられしも唯盜賊追捕の用に供ふるに至り、一朝事あるときは地方に蟠居して潛勢力を養へる源平の武士に委囑して僅かに鎮壓するより漸次

武士は兵馬の權を掌握

し、天慶の亂以後は愈々源氏二氏の勢力は強大となり管に兵權のみならず政權をも武門の手に歸するに至れり、即ち兵權の移動沿革は我國史の骨髓たるを知るべきなり。

第六項 外交官

第一節 外交官の濫觴

尙外交官には特殊の制度あり、抑も外交官は聖德太子の主唱により推古天皇十五年に小野妹子を遣隋使として派遣したるを濫觴とす。是常置の官にあらずしが外國との交通漸次頻繁となるや官衙設立の要あり、大寶令に於て前掲の如く玄蕃寮となりて現はれたり、更に遣唐使の官ありて大使、小使、副使、大中小判官、通事等の職名あり、又大使の上に押使を置きしことあり。孝德

帝の時、高向史玄理之に任じ、元正帝の時、多治比真人縣守之に任ぜらる。又、執節使あり、文武帝の時、栗田朝臣真人之に任ぜらる。後の持節使と同じく、大使の異名に過ぎず。

第二節 大寶以來の外國使節

大寶以來、其屬僚に更に大佑判事、中佑少佑、大録、小録等あり。仁明帝の時、には別に音聲長、譯語、書師、修理、遣唐舶使、船頭、判官、次官等あり。降つて大使、副使、判官、録事、知乗船事、譯語、請益生、主神、醫師、陰陽師、書師、史生、射手、船師、音聲長、音聲生、卜部、水手、長、水生、玉生、鍛生、鑄生、細工生、船匠、拖師、挾抄、雜使等を置くに及んで、其官制は完備せり(二七)。然るに、宇多天皇の寛平七年、菅原道眞の奏議により、遣唐使を廢止せし、以降、近世に至るまで、朝廷より公然使節を派遣せしことなく、唯武臣が貿易の爲めに相交通せしことあるのみ。

- 一、錄足公傳、日本書紀 二、同上 三、令集解(三十卷、惟宗直本著)、令抄(二卷、一條兼良著)、令聞書(一條冬良筆記)、標注令義解(三卷、近藤芳樹著) 四、令義解、職原抄、官職雜義 五、令義解 六、續日本紀、七、續日本紀、百寮訓要抄 八、續日本紀、九、三代實錄、一〇、職原抄、大鏡 一一、職原抄、一二、大寶令 一三、令義解 一四、同上 一五、公卿傳、職原抄 一六、日本書紀(天智紀) 一七、大寶令 一八、延喜式 一九、六典 二〇、職原抄 二一、日本紀、公卿補任記

- 二二、延喜式 二三、令義解 二四、日本紀 二五、類聚三代格(二六、同上) 延喜式 二七、職原抄、吾妻鑑、令義解 二八、延喜式

第貳款 官吏の待遇及特典

族制政治の時代にありては、其家々によりて尊卑の等級も定まりしが、國家の發達は行政組織の膨大を來し、且つ外國文献の影響を受け、官制も亦漸次複雑となり、位階勳等、俸給、恩賞、其他特權の、新に制定せらるゝあり、又懲罰の規定、慣習に至るまで漸次更新したり。

第壹項 位階勳等

第一節 冠位

先づ位階に就きて之を見るに、推古天皇の十一年十二月、聖德太子の建議によりて、冠位十二階を定めたるを嚆矢とし、大化の新制度を開くに至れり。其冠位の名を徳仁、義禮、智信等に定めしは、漢儒の五行説に基くものにして、其制は假令ば大徳を一位に、小徳を二位に、大仁を三位に、小仁を四位に、大義を五位、小

義を六位、大禮を七位、小禮を八位、大智を九位、小智を十位、大信を十一位、小信を十二位となしたるが如き是なり(一)。冠は、カブリモノにして上古よりありしは伊弉諾尊の冠の事及應神天皇の冠の事等史乘に傳はるに徴して之を知るべし。唯此時の冠は上古の「カカフリ」を改め幾分か支那風を加へしものゝ如く、柔き絹にて縫ひ五行の當色に分ち金銀を以て鏤めたる花を冠に添へて飾となせり、尙此冠位十二階に就きては諸説紛々たるも大體は前述の如く解釋して可なるべきを信ず(三)。

第二節 朝服

冠に伴ふて朝服あり、是又五行の當色に分つこと徳色は紫、仁色は青、禮色は赤、信色は黄、義色は白、智色は黒なるが如き是なり。上古純朴の風を一變し官吏の儀表と威嚴とを保つべき冠位朝服を定めしより群臣大に悦びしことは太子傳曆にも記載されたり。

第三節 七色十三階

孝徳天皇大化三年十月如上の制を改めて七色十三階と爲す。一、織冠、大小二階、織を以て之を爲す、繡を以て冠の縁に裁す、服色並に深紫を用ゆ、二、繡冠、大小二階あり、繡を以て之を爲す、織を以て冠の縁を裁す、服色並に織冠に同じ、三、紫冠、大小二階あり、紫を以て之を爲す、織を以て冠の縁に裁す、服色淺紫を用

ゆ、四、錦冠、大小二階あり、其大錦冠は大伯仙の錦を以て之を爲し、織を以て冠の縁に裁す、其小錦冠は小伯仙の錦を以て之を爲し、大伯仙の錦を以て冠の縁に裁す、服色並に眞緋を用ゆ、五、青冠、青絹を以て之を爲す、大小二階あり、其大青冠は大伯仙の錦を以て冠の縁に裁す、其小青冠は小伯仙の錦を以て冠の縁に裁す、服色並に紺を用ゆ、六、黒冠、黒絹を以て之を爲す、大小二階あり、其大黒冠は車形錦を以て冠の縁に裁す、其小黒冠は菱形の錦を以て冠の縁に裁す、服色並に緑を用ゆ、七、建武、黒絹を以て之を爲す、紺を以て冠の縁に裁す、又別に笠冠あり、黒絹を以て爲る、其冠の背には漆羅を張り、縁と鈿とを以て其高下を異にす、形蟬に似たり。小錦冠以上の鈿は金銀を雜へて之を作り、大小青冠の鈿は銀を以て之を作り、大小黒冠の鈿は銅を以て之を作り、建武の冠は鈿なし。同五年二月改めて十九階と爲す、一、大織、二、小織、三、大繡、四、小繡、五、大紫、六、小紫、七、大華上、八、大華下、九、小華上、十、小華下、十一、大山上、十二、大山下、十三、小山上、十四、小山下、十五、大乙上、十六、大乙下、十七、小乙上、十八、小乙下、十九、立身是なり、此華山等の名稱は蓋し漢の建華冠、方山冠、通天冠等に據りしものなるべし。

第四節 冠位の増換

天智天皇の三年二月更に冠位の階名を増換して二十六階

と爲す。大織、小織、大縫、小縫、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小山下、大乙上、大乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建、小建是なり。前制と異なるは唯華を改めて錦とし錦より乙に至り六階を加へ、又初位一階を加換して、大建、小建二階と爲せる點のみ。而して此時大氏の氏上には大刀を賜ひ小氏の氏上には小刀を賜ひ其の伴造等氏上には干楯弓矢等を賜ひたり。

第五節 位記の制

天武天皇の十四年正月爵位の號を改め階級を増加し始めて諸王諸臣の位を異にす、明位二階、淨位四階、毎に大廣あり、即ち十二階之を諸王の位とす。正位四階、直位四階、勳位四階、務位四階、追位四階、進位四階、階毎に大廣あり、即ち四十八階之を諸臣の位とす。古來我國にて良心を形容するに明き心、淨き心、正き心、直き心と言ひ又職責を盡すを勤め務めるなど稱したり、階名の明、淨、正、直、勳、務、追、進等は蓋し之に由來せしものなるべし、而して從來は冠位と稱して朝廷より冠を賜はりしが、此時より單に位記を賜ふこととなりしは顯著なる革新なり。

第六節 正從位の制

後、天武天皇の大寶元年正月更に改めて一品より四品に至

る親王四階、正一位より從五位下に至る諸王十四階、正一位より少初位下に至る諸臣三十階とし始めて正從の名あり、現代の制は唯此上下を除き初位の稱を廢せしのみ。又外位の制あり、外位とは正五位上より少初位下二十階あり、外官即ち郡司、軍毅、國博士、醫師等に賜はる爲めに設けらる、又親王、王等の臣家に仕ふる帳内資人は京部に在るものなれども朝廷に出頭する者にあらざるが故に外位に叙するを例とす。然るに其後内官に外位を授くることあり、或は内外官の別なく下姓の者に外位を賜ふことありて此令制の紛更を來すに至れり(三)。

第七節 位階標準の制

而して大寶令の制は一定の資格に應じて人に位階を授け、貴賤の區別を表徴するに門閥家系によらず位階によることとし、朝廷に於ける一切の待遇は總て位階を以て標準となしたり、勿論官ありて位なきは無しと雖現時の制と異り官なきも位階あるものは上下に重きを置かれたり、位ありて官なきを散位と稱し散位寮の被管たり、而して此位に相當せる官職に闕員あるときは之に任ぜられたり。

第八節 勳位の制

勳位も亦唐制を折衷して制定されたり、一等より十二等まで

十二階あり重に軍功を賞するものなるが、文勳及德行ある者にも及ぼしたり六等以上を勅授とし以下を奏授とす。朝廷の席次は勳一等は正三位に準じ、二等は從三位に準じ、位階三轉して一等を加ふ、三等より六等までは從四位下に準じ、二轉して一等を加ふ、七等より十二等までは正六位上より少初位下に準じ、一轉して一等を加ふ、此制は親王諸王を律するものにあらず皇族にして勳功ある場合は別に臨時の待遇を要する例にして此勳位法に依らず、勳八等以上のものは課役を免じ九等以下は雜徭を免ず。武勳に於て勳位を授くる時は、無勳の者は一轉に十二等を授け、一轉毎に一等を加へ、六等以上は兩轉毎に一等を加へ、二等以上は三轉毎に一等を加ふ、五位以上の人にして勳位を加ひ盡して猶餘勳あるものには其父子に授け、父子身亡したる時は一轉毎に田兩町を賜ふ、其六位以下の人の場合は父子に廻授するを聽せども田を賜ふ限にあらず(四)。

第九節 位階と官職

官位の關係及貴賤の序次は諸王諸臣より出で、太政大臣たる者は從一位より正一位に至り、左右大臣たる者は從二位より正二位に至り、大納言は正三位に相當し勳一等之に準ずるの制なり、即ち令の載する處は左の如し。

正一位の官職

從一位の官職

太政大臣

正二位の官職

從二位の官職

左右大臣

正三位の官職

大納言 勳一等

從三位の官職

大宰師 勳二等

正四位の官職

皇太子傳 中務卿 七省卿 勳三等

從四位の官職

彈正尹 (後從三位に改む) 左右大辨 左右近衛中將 (大同三年之を置く) 神祇伯

中ノ宮ノ大夫 大宰大貳(延暦十二年之を改む) 春宮大夫 左右京大夫(弘仁十二年之を改む) 陸奥出羽按察使(弘仁三年之を改む) 勳四等

正五位の官職

左右ノ中辨 大宰大貳(從四位下に改む) 左右衛督(延暦十八年之を改む) 左右兵衛督(同上) 中務大輔 左右京大夫(從四位下に改む) 大膳大夫 攝津大夫(從四位下に改む) 衛門督 諸陵頭(從四位下に改む) 左右少辨 七省大輔 彈正弼 大判事 左右近衛少將(大同二年之を置く) 勳五等

從五位の官職

中務少輔 左右大舍人頭(大同三年七月十二日左右混一す) 大學頭 木工頭 樂頭 玄蕃頭 主計頭 主税頭 諸陵頭 圖書頭 右兵衛督(從四位下に改む) 左右馬頭 左右兵庫頭 大國守(天平元年之を改む) 神祇大副 侍從 少納言 大宰少貳 七省少輔 大監物 中宮亮 春宮亮 左右京亮 大膳亮 攝津亮 衛門佐 左右衛士佐 皇太子學士 內藏頭 縫殿頭(寬平八年式部に併合す) 大炊頭 散位頭 陰陽頭 主殿頭

典樂頭 上國守 一品家令 職事一位家令 文章博士(弘仁十二年之を置く) 勳六等

正六位の官職

神祇少副 大内記 彈正大忠 左右辨大史 正親正 內膳奉膳 造酒正 兵馬正(大同三年之を改む) 鍛冶正(大同三年木工に併合す) 造兵工(寬平八年兵庫に併合す) 畫工正(大同三年内匠に併合す) 典鑄正(寶龜五年内匠に併合す) 掃部正(弘仁十年掃部寮を置く) 內藥正(寬平八年典樂に併合す) 東西市正 官奴正(大同三年主殿に併合す) 鼓吹正(寬平八年兵庫に併合す) 園池正(寬平八年内膳に併合す) 諸陵頭 職贖正(大同三年刑部に併合す) 囚獄正 二品家令 大宰大監 八省大丞 彈正少忠 中判事 左右大舍人助 大學助 木工助 雅樂助 玄蕃助 主計助 主税助 圖書助 左右兵衛佐(從五位下に改む) 左右馬助 左右 兵庫助 內兵庫正 土工正 葬儀正(大同三年鼓吹に併合す) 采女正(大同三年内匠に併合す) 主船正 染部正 縫部正(大同三年縫殿に併合す) 織部正 隼人正 內禮正 內藥侍醫 大學博士 大國介 中國守 勳七等

從六位の官職

神祇大祐 大宰少監 八省少丞 中監物 中宮大進 春宮大進
 内藏助 縫殿助 大炊助 散位助 陰陽助 主殿助 典藥助
 主水正 主油正(寛平八年主藏に併合す) 内掃部正 主膳正 主藏正 上國介 一
 同三年大膳に併合す) 内染正 舍人正 職事一位家扶 職事二位家令 神祇少祐 少
 品家扶 三品家令 職事一位家扶 中宮少進 春宮少進 左右京大進 大膳大進
 判事 大宰大判事 中宮少進 衛門大尉 左右衛士大尉 大藏大主簿 主鷹正(天平寶字八
 年之を改む) 攝津大進 衛門大尉 左右衛士大尉 大藏大主簿 主鷹正(天平寶字八
 工首 主兵首(大同二年主藏に併合す) 主馬首 下國守 勳八等
 正七位の官職
 中内記 大外記(改めて正六位上官となす) 大宰大工 大宰少判事 左右辨
 少史 大宰大典 八省大録 彈正大疏 左右京少進 大膳少進
 攝津少進 衛門少尉 左右衛士少尉 内藏大主簿 防人正 二品家

扶 四品家令 大宰主神 彈正巡察 左右大舍人大允 大學大允
 木工大允 雅樂大允 玄蕃大允 主計大允 主稅大允 圖書大允
 左右兵衛大尉 左右馬大允 左右兵庫大允 少監物 大主簿 判
 事大屬 助教 醫博士 陰陽博士 天文博士 主醫 主菓餅
 大國大椽 勳九等

從七位の官職

少外記(正七位上に改む) 左右大舍人少允 大學少允 木工少允 雅樂少
 允 玄蕃少允 主計少允 主稅少允 圖書少允 左右兵衛少尉(正
 七位上に改む) 左右馬少允 左右兵庫少允 内藏允 縫殿允 大炊允
 散位允 陰陽允 主殿允 典藥允 音博士 陰陽師 曆博士
 書博士 琴博士 咒禁博士 大國少椽 上國椽 一品家大從
 一品文學 三品家扶 職事一位家大從 職事正三位家令 正親佑
 内膳典膳 造酒佑 兵馬佑 鍛冶佑 造兵佑 畫工佑 典鑄佑
 掃部佑 内藥佑 東西市佑 官奴佑 鼓吹佑 園池佑 諸陵佑

大令史 造兵大令史 書工令史 典鑄大令史 掃部令史 内藥令史
 東西市令史 官奴令史 鼓吹大令史 園池令史 諸陵大令史
 職贖大令史 囚獄大令史 畫師 大宰判事大令史 一品家少書吏
 二品家大書吏 職事一位家少書吏 正親少令史 兵馬少令史 鍛冶
 少令史 造兵少令史 典鑄少令史 鼓吹少令史 職贖少令史 囚
 獄少令史 内兵庫令史 土工令史 葬儀令史 采女令史 主船令史
 漆部令史 縫部令史 織部令史 隼人令史 内禮令史 桃
 文師 大宰判事少令史 防人令史 中國目 二品家少書吏

少初位の官職

主水令史 主油令史 内掃部令史 菖陶令史 内染令史 舍人令史
 主膳令史 主藏令史 染物師 下國目 三品四品家書吏
 職事二位家書吏 主鷹令史 主殿令史 主書令史 主漿令史 主
 工令史 主兵令史 主馬令史 職事三位家書吏

第十節 位階と待遇

待遇の上より見るに三位以上を貴と稱し、鄭重なる特典を

設け、正四位上以下從五位以上を「通貴」と稱し、貴に亞ぐの特典あり、七位八位之に次ぐ特典を設けたり。されば此階級上より四位より三位に登ること頗る難く、六位より五位に登るも亦同じ。而して位高くして官は相當よりも卑きときは官名の「上に行」と署し、位卑くして官は相當よりも高きときは「守」と署す。一位より五位までを勅授とし、六位七位を奏授とし、八位初位は太政官の判授なり、諸王は必らず五位以上に叙したり。又正從の各位階の待遇に上階下階の別あり(五)。

一、日本書紀、法王帝説、太子傳曆、冠位通考 二、日本書紀、播磨風土記、法王帝説、冠位通考 三、續日本書紀、令義解、類聚三代格 四、令義解、令集解 唐六典(吏部)、冠位通考、五、令義解

第二項 俸祿

斯の如く位階に重きを置く制度なるが故に、俸祿は職務を標準とせずして位階の高下に據りて規定されたり、所謂位田、位祿の制是なり。

第一節 位田

位田は一品に八十町、二品に六十町、三品に五十町、四品に四十町、正一位に八十町、從一位に七十四町、正二位に六十町、從二位に五十四町、正三位に四